

# ニューヨーク州憲法

## 訳者解説

この翻訳は、当協会の比較自治研究会が発足当初から予定していた研究対象各国の地方自治関係法規を翻訳する作業の一環として、その米国部会が初めて行ったものである。この作業は本来部会の委員とは別に協会から委嘱された研究者の担当であったが、合衆国は周知のとおり 50 州にも分かれ、それぞれ独自の憲法を持ち、地方自治法体系もそれぞれ違うこともあるってか、遂に今日まで手付かずのまま辞任されてしまった。このため、部会の委員中の有志が部会で承認された州についておののおの分担することになったが、部会座長の私が「魄より始めよ」でニューヨーク州について着手することにした。したがって、今後州の基本的な自治体関係法規も年次計画で逐次翻訳を続ける予定で、この翻訳はその基礎をなすものである。

今回対象としたのは「ニューヨーク州憲法」である。アメリカの州は、周知のとおり原語では“state”、すなわち「国家」であり、それなのになぜ地方自治法制として真っ先に取り上げるか、説明しておく。まず憲法の制定主体による区別としては、大日本帝国憲法や 1814 年のフランス憲法のように君主が制定したものは欽定憲法、1830 年のフランス憲法のように君主と人民若しくは人民代表との合意で制定された協定憲法、1789 年のアメリカ合衆国憲法のようには当時の 13 邦 (“state”) の条約として制定された条約憲法に対して、人民の総意により制定されたのがこのニューヨークを初めとするアメリカ各州の憲法や 1946 年のフランス憲法である。(ちなみに、日本国憲法は国民の総意を謳ってはいるが、主権者であった天皇が枢密院の諮詢と帝国議会の協賛によって旧憲法の改正として制定したものであるから欽定憲法ということになる。) ニューヨークでは、民定憲法にふさわしく、州憲法の全面的見直しは 20 年ごとに、50 の州上院議員選挙区から 3 人ずつ有権者により選出される計 150 人の代議員と州全体で選出される 15 人の代議員とで構成される憲法制定会議で行われ、それを住民投票に付して決定、翌年の元日から施行する。また、それ以外の条文修正は、議会の多数決で可決したものをやはり住民投票に付して決定する。

次に、世界で最初に憲法を制定したアメリカの場合、合衆国憲法は当初自明のこととして基本的人権についての権利章典を含まず徹底した三権分立の統治構造しか規定が置かれていたなかったが、13 州の批准の過程でそれが成立の条件とされ、最初に 10 か条、続いて批准までに 2 か条が修正の形で追加されて、この権利章典と統治構造がいわば成文憲法の二本柱とする思想が定着した。その点で、ほとんど同時期に制定されたニューヨーク州憲法は、逆に権利章典を真っ先に出し、それを守るために統治構造が後に続く正常な形式を採用している。そして、この統治構造全体の中で地方自治を位置づけているので、地方自治を理解するためにはこの全体像の把握が不可欠であり、ただ単に地方自治の規定だけを取り出してみても極めて不十分といわざるをえない。

ニューヨークは、合衆国独立以前は 17 世紀以降オランダの植民地だったのが、翌 18 世紀にイギリスの王領植民地と変わっていたが、独立直後はさらに合衆国を形成する人民主権の州の一つに大転換した。大転換という理由は、王の特許状に基づき王に代わって支配する総督 (“governor”) の統治から、州を構成する個々の住民を基礎に文字どおりボタ

ムアップの統治形態に変わったからである。そして、この統治形態は、個人の自主自立を前提に、その必要最小限の補完を第一義的に各種の基礎自治体が担い、その及ばぬ領域だけを州がカバーすることから、「安上がりの政府」（“cheap government”）と呼ばれてきた。事実、独立当初から約1世紀の間は、ほとんどの自治体の任務は治安の維持だけで、裁判所と保安官が置かれていて犯罪捜査や犯人逮捕の刑事訴訟と当事者間の紛争解決を図る民事訴訟に当たっていたにすぎず、したがってやがて全州を網羅するようになるタウンの場合は、数人の治安判事が今日の理事会を構成し、立法権と司法権を併有していて、後の行政の仕事などはほとんど住民の自主性に任せていた。タウン理事会から完全にタウン判事が排除されるのは1976年のタウン法改正による。これは、産業革命完成の19世紀の最初の3分の1世紀まで、治安判事が16世紀の囲い込み（“enclosure”）により農村を追い出されて浮浪者化し都市に集中した者たちを近代的労働者に鍛え直す過酷な救貧行政と人間の移動の急増で蔓延したコレラに対処する衛生行政を担ったのと軌を一にしており、ただイギリスでは産業革命で力を付けた市民階級に自治体の実権を奪われて司法事務に収斂させられたのと比べると、後述のとおり徹底した三権分立のなかで司法機能が相対的に優位している状況が見て取れる。

ニューヨーク州では、学校区その他の特別自治体と併せてカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジの4種の通常の地方自治体が存在し、その状況は後述のとおり日本のそれとはかなり相違しているが、それはともかくそれぞれが裁判所を持っており、というよりもともとは彼らが統治機構そのものだったわけである。ただし、一口に自治体裁判所といっても、大は人口800万人を超す巨大都市ニューヨークもあれば、片や1,000近くあるタウンの3分の1が人口2,500人以下、5,000人以下となると6割近い状況では、裁判所の規模が全く違うことはいうまでもない。前者では刑事管轄裁判所も民事管轄裁判所もそれぞれ100人を超える判事がいるが、タウンの場合は判事といつても法曹資格を持たない者も多く、判事の居間や執務室、タウンホールで裁判が行われる。また、遺言検認裁判所や家庭裁判所など特別裁判所も自治体である各カウンティに設けられていて、判事はこの3つの併任が認められている。

したがって、ニューヨーク州の地方自治の全体像を把握するには、州の裁判所とともに統一司法制度のなかに位置づけられている自治体裁判所の仕組みや働きを憲法から学び取らなければならない。平成18年に当協会から公刊された鍛冶智也教授（明治学院大学）監修の『ニューヨーク州地方自治ハンドブック』（第5版・2000年刊）や、合衆国の50州全部を回って調査してまとめられた小滝敏之『アメリカの地方自治』（第一法規、平成16年）がこの州の司法制度を大きく取り上げ、特に後者は今述べたとおりのアメリカの場合は地方自治体となるのは裁判所を持つことだとまで言い切っているほどで、従来の地方自治研究で行政機能だけに焦点を当ててきたのを批判しているのは傾聴に値する。

ところで、上述の『ニューヨーク州地方自治ハンドブック』では、連邦と州の関係から始まって州の政治3部門、各種自治体その他についてそれぞれの沿革から実態に至るまで詳細に紹介されていて、当然州憲法の内容もふんだんに取り入れられているので参照して

頂くとして、ここでは本翻訳を読む際の予備知識として州勢の基本項目について簡単に触れておくことにする。

ニューヨーク州は、合衆国憲法制定直前の 1788 年に州が成立、同時に合衆国に加入して 11 番目の州となった。面積 12 万 7189 km<sup>2</sup>(日本の約 3 分の 1)、扇形をしており、北は北米 5 大湖のエリー・オンタリオ両湖とそこから流出するセント・ローレンス河を隔ててカナダと接し、一方南側は大西洋に面している。人口は、1919 万人(2003 年)で全米第 3 位<sup>(1)</sup>、人口密度は 135.81 人/km<sup>2</sup>だが、このうち世界経済の 3 大中心地の一つであるニューヨーク市が州人口の半分近い 821 万余人(2005 年 7 月)を占め、合衆国の大人口都市である。ただし、州都は人口約 10 万人のオールバニでニューヨークではない。以下、州憲法についての留意点を挙げておこう。

第 1 に、合衆国憲法との違いであるが、合衆国憲法はイギリスとの長期にわたる独立戦争の過程で、成文憲法を持たない当時のイギリス本国による植民地への圧政からその防止の必要性を痛感して世界で最初に制定されたもので、そのために憲法会議に諮られた原案は徹底した 3 権分立によって国民の基本的人権を擁護する統治機構だけを規定していた。守るべき基本的人権は自明のこととされて別段の規定が設けられなかつたのである。ところが、当時の 13 邦(後の州)の各議会の審議過程で、これではやはり暴政の危険があるとしてまず基本的人権を本文の末尾に盛り込んだ修正 10 か条が加えられ、さらに 2 年後の全州の批准による成立までに 2 か条が増やされた。このため、憲法の修正はその後統治機構を含めて逐次番号を付した修正条文を追加する形を探ってきている。これに対してニューヨーク州憲法は、翻訳した本文を見て頂ければ分かるように、修正のたびに本文そのものを書き換え、条、項、小項目、もしくは段落ごとにその末尾に承認した憲法会議や住民投票の日時を括弧書きでそのつど加えていく形を探る。なお、現行憲法は、1938 年に大幅な改正が行われていることがこの修正日時から想定できる。

第 2 に、これも合衆国憲法との違いであるが、合衆国憲法は連邦政府の活動を条文に認められた権限のみに限定してそれを列記するいわゆる「制限された政府」(“limited government”)を探るが、これに対して州憲法は州政府が禁止・制限されている以外の全てに管轄権を認めていて、極めて対照的である。これは、前者が、独立後しばらくは当時の各邦の緩やかな連合体であった大陸連合を支持する勢力(“anti-federalist”)と強力な統一国家形態を主張する勢力(“federalist”)との妥協の産物だったことを意味し、これに対して後者は今なお住民の間には強固な「州=国家」の意識が存続し、そのことがそれぞれ独自の憲法を保持し、また州兵(ニューヨーク州憲法では第 XIII 条)を有することや、イギリス法の伝統的解釈である地方自治体は国家の創造物とする国家を州としている点などからも窺うことができる。ただし、この強力だった州権も、20 世紀に入り大恐慌期には財政力の脆弱な州はなすすべもなく、代わって連邦政府がニューディール政策を大々的に展開して両者の関係に大きな変化が起こったことは周知のとおりである。

第 3 に、日本国憲法や旧帝国憲法を見慣れたものからは奇異に感じられるほどに、この

---

<sup>(1)</sup>上記『ハンドブック』7 頁記載の合衆国上位 3 州の人口数は 1 術多すぎ間違っている。

州憲法は全体僅か 20 か条にすぎないが、項は廃止や項なしを除き枝番を加えて差引 197 項に達し、しかもその大半が微に入り細を穿った叙述になっていて、このためにご覧のとおりの膨大な量に上っている。これはアメリカ法特有の法律そのものをできるだけ詳細に規定することによって為政者の恣意的な拡大解釈による濫用を阻止しようとした表れといえる。この点は、例えば日本国憲法第 9 条の戦争放棄を拡大解釈によって事実上一変させてしまったのに象徴されるように、基本となる法律の規定を抽象的なものにとどめておいて行政担当者の裁量の余地を極大化してきた日本とは全く対照的である。

第 4 に、このように必要に応じてそのつど条や項、小項目等を加えたり廃止したりする憲法は講学上軟性憲法と呼ばれ、改正手続は決めているものの改正が行われなかつた大日本帝国憲法などの硬性憲法と一応区別されているが、20 世紀になってから間もなく追加されたと思われる第 14 条の保全、第 15 条の運河、あるいは 1938 年の大改正時に新規に挿入された第 17 条の社会福祉や第 18 条の住宅供給にそれがはっきり表れている。特に保全と運河は後述の産業革命と深く関わっており、前者はその過程でニューヨーク州もその一部である 5 大湖地方の森林乱伐で完全に荒廃したのを、「保全運動」(“conservation movement”)で森林保護区を設定して豊かな森林を回復させ、リクリエーションの場として広く活用するとともに、その公用の利用に対しては日本と違い必ず等価の隣地を提供させているし、又後者は森林とは逆に産業革命を支えた運河をなお改良して利用とともに歴史的遺産としてのその保全にも務めているのである。

第 5 に、フランスやドイツを始めとするいわゆる大陸法系やそれを継承した日本などが行政国家、成文憲法を持たず既得権の司法的確認にすぎない憲法よりも万能の国会優位を確立してきたイギリスが立法国家と呼ばれるのに対して、植民地時代の慣行を引き継ぎながら国会法に対する最高裁判所の違憲法令審査権に象徴される司法権優位を創出した合衆国が司法国家と称されるのと軌を一にして、ニューヨーク州憲法もその第 VI 条の司法府は項数では 5 分の 1 、本文の分量では 4 分の 1 を占めているし、連邦政府同様司法権の優位性を保つ内容となっている。これは、州以外の全ての自治体法人にもその不可欠の基本的制度としてそれぞれの裁判所が置かれていて、この存在が自治体たる基本要素となっていることにも表れている。特に自治体法人の場合は、建国当初から立法権と並ぶ執行権はイコール裁判権で行政権はその必要を認めなかったロック流の民主的権力分立論に示された形を採り、後は住民の自主性自律性に任せたのであった。また、日本国憲法にも導入されている違憲法令審査権は、国会万能優位の本国には存在せず、合衆国では植民地時代に植民地の制定した法律の効力を植民地の裁判で争って敗訴した原告が、終審機関である本国の商務省司法委員会に提訴して無効の裁決を勝ち取れたのを踏襲したもので(この機関は今なおイギリスでは植民地の裁判や領事裁判で終審裁判所の役割を果たしている)、遡及して法律そのものを無効とするのが特徴であり、州憲法にも取り入れられている。なお、これに対してやはり州憲法にも知事の拒否権として採用されている合衆国憲法の大統領の法案拒否権も、議会万能のイギリスではなく、植民地時代に本国商務省が植民地法の有効性を審査して無効にしてきたのを踏襲したもので、ただしこれは法案段階の拒否権と違っ

て成立していた法律の将来効だけを失わせたにすぎない。

第6に、これはかつての宗主国のイギリス法の伝統を受け継いだものだが、陪審制度が第I条の冒頭から登場し、第VI条の裁判制度全体を貫いていて、官僚ではない仲間内による裁判が尊重されていることが理解されよう。

つぎに、日本の普通地方公共団体に相当するニューヨーク州の自治体法人は4種で、その数はカウンティ 62(ただしニューヨーク市の5つは後述のとおり自治体法人ではない)、シティ 62、タウン 932、ヴィレジ 554で、別に学校区その他の特別自治体が存在するが、後述のようにカウンティとシティが重なっていたり、ヴィレジが全てタウンに含まれていたりしていて、その点は日本とは大きく違っていることに留意する必要がある。また、合衆国の50州はそれぞれ歴史的経緯から自治体がおののおの別の名称や構成を採用しており、この点でも日本とは全く異なる。そこで、この翻訳では、冗長になるのを厭わず、自治体法人についてそれぞれの原語を片仮名で表現したが、その理由は以下のとおりである。

まずカウンティ(“county”)は、日本では「郡」と訳されることが一般的で、訳者もかつてはこれに従っていたが、特に近年いずれの州でもその行政上の役割が増大してかつての州の出先機関の地位から大きく様変わりし、自治体として法人化している州も多く、ニューヨーク州では後述のニューヨーク市の5カウンティを除き全て法人化されていて、市などと同様に自主憲章や公選議会を有するようになってきていていること、その点では1924(大正 13)年郡制廃止以降の日本の郡が単なる地理上の区分でしかなくなったのとは全く様相が異なることからもはやこの訳語は適当でないので、ここでは全てカウンティとした。また、ニューヨーク州のカウンティは、一方ではその域内に複数のシティを含むものもあれば、他方では逆にシティの中に複数のカウンティが含まれているものもあり、この点でも町村が市になるか市に吸収されたりするとそこが郡域から抜けてしまう日本とは制度的な相違がある。なお、ニューヨーク市の5つのカウンティはブロンクスなど「区」と呼ばれ、法人格はなく、特定の機能だけしか持っていないので、自治体法人からは除外されることになる。

つぎにシティ(“city”)も、日本の市のような人口要件がないので、大小様々で、このため等級が設けられているが、逆にそれが州の関与を排除した自治権の強力な自主憲章を制定している点では日本の市よりもはるかに自主性が大きい。このため、やはり日本語の「市」を当てはめるのには躊躇があり、ここでは市名以外はシティとしておく。州では人口規模によって級で分けていて、議会の議員数などに差が設けられている。なお、このシティから始まって今では他の自治体法人にも普及した自主憲章その他については、その由来を簡単に説明しておく必要があるので後述する。

タウン(“town”)は、本来は長く州の出先機関とされていたが、徐々に自主性を拡大して20世紀の70年代には全て法人化され自治体法人となったもので、ニューヨークでは州域全体がシティ以外はタウンとなっていて(建国以後にいわゆる「西漸運動」で開拓されて州が誕生したところでは基礎的自治体が存在しない場合も見受けられる)、この点では日本の町村と同じである。だが、自治体法人としての歴史が浅いだけでなく、前述のと

おりこのタウンに全てのヴィレジが含まれていること、また日本の観念では村より町の方が優位しているが、ニューヨーク州では逆にヴィレジの方が権限も大きく優位といえることなどから、ここでは日本で訳されてきた「町」ではなく、タウンの用語を使うことにする。

ヴィレジ(“village”)は、タウン内の都市化が進んだ人口500人以上の地域に住民の自主組織として設置され、大都市周辺のタウンに集中しており、全てが法人であり、早くから憲法上の自治体としての地位が認められてきたし、ヴィレジ法も存在する。ただ、第2次大戦以降タウンの都市基盤を整備するタウン改良区が増加してヴィレジの増加傾向は止まりむしろ若干減少した。このような実態から、日本語の「村」と訳すのは適当でないでの、やはりヴィレジとすることにする。なお、本憲法には地名として集落(“hamlet”)が出てくるが、人口規模も小さく、法人化もされていない。

ところで、合衆国では、19世紀の最後の3分の1は、南北戦争後北東部産業資本勢力の南部プランター地主＝奴隸所有者勢力打倒によって、イギリスが1世紀以上も費やした産業革命を僅か20年で完成させ、その結果この北東部で一気に都市化が進行した時期であった。この急速な産業革命の達成は、南北戦争の主因が北東部産業資本の発展を阻害してきたイギリスからの安い工業製品流入阻止のための高率保護関税設定にあり、それが奴隸の使用する商品の値上がりを恐れたプランター地主勢力による上院議員数の南北平等政策の強行で妨げられてきたのを排除したことによる。そして、各都市では産業基盤整備のための公共投資が著しく進み、これらの弱市長型を探っていた都市では財政を牛耳る市議会のボスたちや政党マシーンが、ニューヨーク市の「タマニーホール」などに象徴される利権あさりで腐敗の限りを尽くし、これがやがて無党派の知識人とその実態を暴露するアメリカ特有のローカル紙との連携による市政改革運動へと発展する。

だが、この運動は長い苦難の道を歩むことになる。まず、この頃激増した流入者のほとんどがアングロ・サクソン系以外のスラブ系やイタリア人などで英語を話せず、その彼らが居住年数の条件を満たして市民権を獲得するとこのボスたちに容易に買収されて市政支配勢力に投票し、その安定を支えた。改革運動は、この支配勢力が都市部に強かった民主党系であったために、農村部に強くて州を支配していた共和党に頼ってその権限を剥奪、一時はアメリカ基礎自治体に必要不可欠とされていた警察権までが奪われたが、今度は派遣してきた州からの役職者が市の実情に疎いこともあって腐敗はむしろ一層ひどくなってしまった。そこで、もはや両支配政党には期待できないとして前述の無党派の知識人とローカル紙の提携による改革運動が始まり、この影響は今なお多くの自治体の選挙で両党に所属しながら無所属を標榜せざるをえない事態を招いたことに名残をとどめている。

ただし、この市政改革運動は、単にボス支配を排除しただけには終わらなかった。彼らが一掃された後、改革者たちの手には改革以前の時代とは全く一変して飛躍的に拡大した都市行政の運用責任が生じ、このために全米各地の主要都市に100を超える市政調査会が相次いで設立され、専門家による詳細な実態分析が始まり大きな成果を上げた。中でも有名だったのがニューヨーク市政調査会で、後に大正後期にビーアド博士から当時の東京

長後藤新平に推奨があって東京市政調査会が設立されることになる。また、形式的に自治体は州の創造物とする建前は変わらないが、実質的には市政改革運動の中から「自主憲章確立運動」(“home rule movement”)によって州の干渉を排除して州から高度な自主性を勝ち取り市民自らが「自主憲章」(“charter”)を制定していくことになり、これが後に市以外にも広がっていった。さらに、同時期には、やはり市政改革の一環としてそれまで支配的だった議会優位の「弱市長型」(“weak mayor system”)に代わって公選の強力市長に行政権を委ねる「強市長型」(“strong mayor system”)が登場し、その後20世紀半ばまでは全米の市の過半数で採用され、世紀後半「議会支配人型」に過半数の座を奪われたが、ニューヨーク州ではなお強市長型が全体の4分の3を占めて圧倒的に多い。その特徴の一つが市議会の議決した条例案や決議案に対する市長の拒否権で、それを乗り越えるには3分の2の多数決が必要となり、議会の専横に対する歯止めとなる。ただし、市長に対する市議会の不信任決議に対しては辞職しなければならないが、その対抗措置として日本のように市長に対して議会解散権までは認めていない。なお、本来弱市長型は、名目的な市長の下で各種の行政職を全て公選にしていた。これは強力な首長によって抑圧されていた植民地時代への反省から生まれたもので、建国当初の自治体では一般的な形態となっていたが、住民の自主性自立性の強い民主政治の下では行政事務は事務量も少なく単純明解なものとされ、南北戦争まではジャクソニアン民主主義の基底をなした万人が行政職をこなせるとする「素人による統制」(“layman control”)の思想に立脚していた。

一方、この運動以後20世紀に入って国政を含めた改革主義運動の中で、それ以前の「長い投票用紙」(“long ballot”)を「短い投票用紙」(“short ballot”)に変える「投票用紙簡素化運動」(“short ballot movement”)が起こり、これが「過剰民主主義」と批判されていた自治体の役職者を全て公選にしていた弱市長型から他の型へと転換することにつながった。長い投票用紙は大統領、副大統領、上下両院議員、州知事、州、上下両院議員から末端の役職者までの候補者をびっしり大きな1枚の投票用紙に記載していてこれに印を付けて投票させるものだったが、都市化が進み人口の激増した自治体では住民がもはや適格者を識別できるはずもなかつたし、また「タスマンのごまかし」といわれる不正さえ横行していた。これは、最初に投票した人間が自分の投票用紙をこっそり持ち帰り、投票所の前に陣取る政党の事務所でこれに印を付けて繰り返しつぎの投票者に持たせる方法であった。もっとも、今では公選職も大幅に減少したし、投票機械の普及で昔物語になったことはいうまでもない。

ともあれ、これまでやや冗長に合衆国の自治体の自主性獲得について述べたのは、地方自治は明治以来今日までの日本のように国から制度的に与えられるものではなく、開拓者精神に根差す強烈な住民各自の自治意識によって支えられた自らの運動で勝ち取られなければならないことを知って欲しかったからである。合衆国のこの強烈な自治意識の下では他から強制される自治体合併など起くるはずもないし、必要になった新たな行政需要は特別自治体の創設や他の重畳する自治体法人で対処することになる。この点日本でも、住民が自らの手で自治権を強化していくこうとする各種の動きがようやく始まったことは幸いで

ある。ただし、この強烈な自治意識には、時に開拓時代からの自衛のための武器携行権の堅持で銃による殺傷事件の横行が止められないとか、20世紀40年代から顕著になった納税者の「自家中心主義」で、例えば最近の国民健康保険制度確立に対して富裕層や中間層が反発・抵抗するなどの負の側面も付きまとることは否定できない。

なお、文中での必要と思われる解説は、そのつど脚注で施すことにした。また、条文には、接続詞の“or”を訳した「若しくは」「乃至」「又は」とか“and”を訳した「及び」「並びに」「又」などや“any”的様々な訳、あるいは「但し」が煩雑なまでにしかも前者は全て漢字で使われているが、本来ならできるだけこのような生硬な文語調の表現は省略したかったし、また“or”を「か」「あるいは」などに、また“and”は「と」「そして」などに、さらに「法律の定めるところにより」は「法定の」にといった平易なものにしたかったが、そして自前の文章なら努めてそうするところだが、その他「別段の定め」とか「この限りでない」などを含めて全て「日本国憲法」その他日本の法律の例に倣ってあえて堅苦しいものにせざるをえなかった。これは、できる限り本文に忠実であることを期したのと、日本の法律の表現を尊重したことによるもので、容赦願いたい。

成蹊大学名誉教授 佐藤 竜

# ニューヨーク州憲法

2010年1月1日以降現行

知事 David A. Paterson

州事務局長 Lorraine A. Cortè-Vázquez

1938年の憲法会議で可決され 1938年11月8日の住民投票で承認された修正による改訂版

及び

それ以降の議会の議決と住民投票による諸修正  
修正されたとおりに 2010年1月1日以降有効

## 第I条 権利章典

1. 保障される権利、特權、参政権；一定の場合に予選なしですます議会の権限。
2. 陪審による裁判；放棄の方法。
3. 崇拝の自由及び宗教の自由。
4. 人身保護令状。
5. 保釈金；罰金；刑罰；証人の引止め。
6. 大陪審；一定の列挙された権利の保護；免除の放棄に署名する公務員の義務；拒否に対する刑罰。
7. 私有財産取得への補償；私道；農地の排水。
8. 言論出版の自由；侮辱に対する刑事訴追。
9. 集会及び請願の権利；離婚；富くじ；掛金の販売及び賭博；防止諸法；許可された競馬の掛金払戻金；一定の制限の下で免許された運のゲーム、bingo若しくはロット。
10. 廃止
11. 法の平等保護；禁止された公民権の差別。
12. 不法な捜索、逮捕及び傍受に対する防衛。
13. 廃止
14. コモンロー及び植民地諸法並びに州議会。
15. 廃止
16. 傷害致死の損害賠償。
17. 商品でない労働；公共事業における時間及び賃金；団結権及び団体協約権。
18. 労働者の補償。

## 第II条 参政権

1. 有権者の資格。
2. 不在者投票。
3. 参政権から排除される人物。
4. 居住に左右されない一定の職業及び条件。
5. 可決されるべき登録及び選挙法。
6. 終身登録。

7. 投票方法；有権者の確認。
8. 超党派の登録及び選挙管理委員会。
9. 大統領選挙；認められる特別選挙手続。

### 第III条 立法府

1. 立法権。
2. 上院及び下院の定数及び任期。
3. 上院の選挙区。
4. 再調整及び再配分；連邦の国政調査時に調整。
5. 下院議員の配分；下院選挙区の創設。
- 5-a. 住民の定義。
6. 議員の報酬、手当及び旅費。
7. 議員の資格、一定の民間任用の禁止；空席への受入。
8. 議員の選挙時期。
9. 各院の権限。
10. 議事録；開会；延会。
11. 議員は演説に対して院外で責任を問われず。
12. 議案はいずれの院も提起可能；別の院で修正可能。
13. 議案の制定条項；法律は議案による場合を除いて制定されず。
14. 議案可決方法；即決必要の政策提案文書。
15. 私法案若しくは地方法案は対象が一つに限られ表題で表示される。
16. 現行法は引証による適用は不可。
17. 私法案若しくは地方法案が可決されてはならない場合。
18. 議会の特別会；議会の発案で招集する権限。
19. 議会により検査されない私的な支払要求；時の経過で排除される支払要求。
20. 3分の2多数決法案。
21. 一定の委員たち若しくは公共機関により付託される法案に適用されない一定の項。
22. 税及び対象について明確に記述すべき諸税法。権威ある連邦諸法への言及による所得税のための所得の定義。
23. 賛否の必要なとき；5分の3が定足数を構成。
24. 刑務所労働；廃止される契約制度。
25. 緊急政府活動；議会の規定。

### 第IV条 行政府

1. 執行権；知事及び副知事の選挙並びに任期。
2. 知事及び副知事の資格。
3. 知事の権限及び職務；報酬。
4. 刑の執行猶予、減刑及び恩赦；承認に関する知事の権限及び任務。
5. 副知事が知事として行動するとき。

6. 副知事の任務及び報酬；知事職の継承。
7. 法案に関する知事の行為；拒否権後の再審議。
8. 部局の諸規則；書類整理；公布。

#### 第V条 幹部公務員及び文民省

1. 会計監督官及び法務長官；検査のない州公金の支払は無効。
2. 州政府の文民省。
3. 職務の割当。
4. 省の長官。
5. 廃止
6. 公務員の任用並びに昇進；退役軍人の単位。
7. 退職者組織の加入者；給付は減少も減損もされず。

#### 第VI条 司法府

1. 統一裁判所制度；組織；手続。
2. 上告裁判所；組織；任用；欠員補充方法；裁判官推薦委員会。
3. 上告裁判所；管轄権。
4. 司法管轄区；控訴部、構成方法；判事を任命する知事；臨時の任命；管轄権。
5. 判決乃至命令からの控訴；新たな審理。
6. 裁判区；構成方法；上級裁判所。
7. 上級裁判所；管轄権。
8. 控訴期限；構成；管轄権。
9. 請求裁判所；管轄権。
10. カウンティ裁判所；裁判官。
11. カウンティ裁判所；管轄権。
12. 檢認後見裁判所；判事；管轄権。
13. 家庭裁判所；組織；管轄権。
14. 同一裁判官の一つ以上の裁判官職の職務の遂行。
15. ニューヨーク市；全市裁判所；管轄権。
16. 地区裁判所；管轄権；判事。
17. タウン・ヴィレジ及びシティ裁判所；管轄権；判事。
18. 陪審裁判；陪審抜き裁判；州に対する請求。
19. 訴訟及び訴訟手続の移管。
20. 裁判官；資格；他の官職若しくは業務の適格性；制限。
21. 欠員；補充方法。
22. 裁判官倫理委員会；構成；組織及び手続；上告裁判所による再審；裁判官の研修。
23. 裁判官の罷免。
24. 弹劾審理裁判所；裁判。
25. 裁判官；俸給；退職。

26. 裁判官の臨時任用。
27. 上級裁判所；控訴特別法廷。
28. 裁判所制度の行政監督。
29. 裁判所の費用。
30. 管轄権及び手続についての立法権；業務及び手続の規制権の委任。
31. 一定の裁判所への条文適用不能。
32. 児童保護者は同一信仰宗派たるべき。
33. 現行諸法；条文履行への議会の任務。
34. 係争中の上訴、訴訟及び訴訟手続；裁判官職の現行任期の保護。
35. 廃止された若干の裁判所；裁判官、裁判所人事、他の裁判所への訴訟及び訴訟手続の移管。
36. 係争中の民事及び刑事事件。
- 36-a. 第VI条及び第VII条への若干の修正の発効日。
- 36-b. 項なし
- 36-c. 第VI条第 22 項への若干の修正の発効日。
37. 条文の発効日。

## 第VII条 州財政

1. 各省、議会、裁判所による必要経費の概算；聴聞会。
2. 実行予算。
3. 予算案；議会以前の状況。
4. 議会による予算案に関する行為；それからの効果。
5. 他の特定支出の検討に関する制限。
6. 特定支出法案の内容に関する制限。
7. 特定支出法案。
8. 禁止される贈与又は州の預金乃至公金の貸付；列挙された目的のための例外。
9. 税収、収益及び公認の債券の売却収入見込みでの短期州債。
10. 侵入、暴動、戦争及び森林火災による州債。
11. 州債一般；設定方法；州民投票。
12. 州債一般；支払方法；減債基金への寄金；債券収入の利用制限。
13. 州債の償還。
14. 道路及び平面交差する鉄道撤去のための州債；費用；生じた理由；高速道路及び車両専用道路の建設並びに改良。
15. 減債基金；維持・投資方法；そこからの収入及びそれの充当。
16. 州債の支払；特定支出でなく会計検査官が支払うとき。
17. 税収安定維持準備金のための基金乃至各基金創設権限の議会への付与；それへの支払及びそこからの引出しの規制。
18. 第2次世界大戦の一定の退役軍人の兵役による特別賞与。

19. 州立大学拡充のための州債。

### 第VIII条 地方財政

1. 禁止される地方団体の資産若しくは預金の贈与若しくは貸付；列挙された目的のための除外。
2. 地方自治体の負債制限；地方債の設定及び支払；除外。
- 2-a. 水道、排水下水施設及び用途のための地方債；負債の配分及び除外。
3. 一定の法人の創設及び負債の制限。
4. 地方債の限度。
5. カウンティ、シティ、タウン及びヴィレッジの起債権承認；除外さるべき一定の負債。
6. バッファロー、ロチェスター及びシラキュースの負債設定権；除外さるべき一定の負債。
7. ニューヨーク市の負債設定権；除外さるべき一定の追加負債。
- 7-a. ニューヨーク市の負債設定権；除外さるべき鉄道及び通過道路のための一定の負債。
8. 本条の運用により無効にされるべきでない負債。
9. 若干のカウンティの負債設定権の消滅するとき。
10. 自治体のための不動産税による増額の限度；除外。
- 10-a. 収入の適用及び使用；一定の公共改良工事。
11. 課税限度から除外さるべき一定の出資のための課税。
12. 制限さるべき地方政府の権限；公認の地方債設定上の一層の制限。

### 第IX条 地方自治体

1. 地方自治体のための権利章典。
2. 立法府の権限及び任務；地方自治体の自主憲章制定権；地方自治体法。
3. 適用可能なままの現行諸法；構造；定義。

### 第X条 法人

1. 法人；その構造。
2. 法人の支払金。
3. 賢蓄銀行の特許状；貯蓄貸付組合の特許状；付与されない特別な特許状。
4. 法人；定義；告訴権及び告訴される権利。
5. 公社；創設の制限及び権能；会計；その義務。
6. 州優先道路建設公社債償還に対する州の負担；州運河用地及び資産の使用。
7. 鉄道通勤客車のためのニューヨーク埠頭庁の債権証券用州債。
8. 沈滞地域における新たな産業施設乃至製造工場の財源調達のための公社の債券への州債。

### 第XI条 教育

1. 公立小学校。
2. 大学理事会。
3. 特定宗派の学校支援への公有財産若しくは公金使用禁止。

## 第XII条 防衛

1. 防衛；国民軍。

## 第XIII条 公務員

1. 就任宣誓；ほかには就任のための検査はない。
2. 官職の任期。
3. 官職の欠員；補充方法；教育委員会。
4. 政治年度及び議会の会期。
5. 非行のための免職。
6. 官職が空席と見なされるとき；議会が宣告できる。
7. 幹部公務員の給与
8. シティ及び一定のカウンティの幹部公務員の選挙及び任期。
- 9～12は項なし
13. 法律執行及び他の幹部公務員。
14. 州政府及び地方自治体の雇用人及び請負人；議会により規制される賃金、労働時間その他の規定。

## 第XIV条 保全

1. 永久に野生のままにする森林保護区：公認される利用及び例外。
2. 貯水池。
3. 森林及び野生の保全；公認される一定の土地の利用及び処分。
4. 天然資源の保護；農地の開発。
5. 条文違反；制止の方法。

## 第XV条 運河

1. 運河と運河資産の処分禁止。
2. もはや役に立たない土地及び資産には適用できない禁止；公認される処分。
3. 労務契約及び資材契約；特別収入基金。
4. 認められる遊覧船運河制度の連邦政府への貸与若しくは譲渡。

## 第XVI条 課税

1. 課税権；免税。
2. 課税のための査定。
3. 無形の個人資産の所在地；その課税。
4. 差別されてはならない一定の法人。
5. 徵税に従事する幹部公務員及び雇用員の俸給。
6. 公共改良工事及び公共事業；負債契約；公社の創設。

## 第XVII条 社会福祉

1. 公的救済及び保護。
2. 州社会福祉庁；権限及び任務。
3. 公衆衛生。

4. 精神的不調若しくは欠陥に苦しむ人間の世話及び措置。
5. 犯罪者拘禁諸施設；保護観察；仮出所；州矯正委員会。
6. 視察及び監察。
7. 病院建設公債。

#### 第XVIII条 住宅供給

1. 低所得者向け住宅及び養護施設の設備；スラム撤去。
2. 同語；支援のための議会の権限。
3. 第7条は一定の例外はあるが本条文による州債に適用される；州債の償還；主要な定期的助成。
4. 低家賃住宅及びスラム撤去計画支援の負債を設定する各シティ、タウン及びヴィレジの権限；その制限。
5. 州により一定の公法人に設定される一定の貸付金の責任。
6. 貸付金及び補助金；計画の先占制限及び先取権。
7. 負債と考えられるものへの保証から生ずる債務；算出方法。
8. 超過収用。
9. 本条の目的のための財産取得。
10. 議会の権限；本条の解釈。

#### 第XIX条 憲法修正

1. 憲法への修正；提案、投票及び批准の方法；法務総裁の意見提出不履行は効力に影響しない。
2. 将來の憲法会議；招集方法；代議員の選挙；報酬；会議；修正付託；幹部公務員；雇用人；規則；欠員。
3. 憲法会議及び議会により同時に付託される修正。

#### 第XX条 発効時点

1. 発効の時期。

# 憲 法

[前文]われわれニューヨーク州住民はわれわれの自由に対して全能の神に感謝し、その祝福を確実にするためにここに本憲法を制定する。

{挿入末尾注：項の各表題はそれらが公式の本文の一部でないことを示すために憲法全体を通して括弧で囲まる。}

## 第 I 条 権利章典

[保障される権利、特権、参政権；一定の場合に予選なしですます議会の権限]

第 1 項。

本州の構成員は何人も、国法か、又は彼若しくは彼女の仲間内の裁判によらない限り、公民権を剥奪されたり、市民各自に保障されるいかなる権利若しくは特権も剥奪されたりしてはならない。但し、公職に対する候補者たちの指名か又はいずれかの政党乃至諸政党の党の要職に就く者たちの選挙のための競争がない場合には、議会<sup>(1)</sup>が、これらの候補者たちがそこで指名され又は要職者たちが選挙される州代表選出単位での一般法により定められるところのこの候補者の指名又はこの人物の選挙のための予選が開催されない旨定めることができる場合はこの限りでない。(1959年11月3日；2001年11月6日の住民投票により修正された。)

{挿入末尾注：ほかに示した場合を除いて、項は1938年の憲法会議により変更なしに再制定されて1938年11月8日の住民投票により再採択された。}

[陪審による裁判；放棄の方法]

第 2 項。

憲法の定めによりこれまで保障してきた全ての事件での陪審裁判は永久に侵害されてはならない；但し、陪審裁判は全ての民事事件では法律に定める方法で当事者たちにより放棄できる。又議会は、法律により、民事事件では陪審員の少なくとも6分の5により評決を下せる旨定めることができる。陪審裁判は、全ての刑事案件では告発された被告が死刑で処罰される可能性のある事件を除き、公開の法廷で被告本人により署名された書面の証書により犯罪を審理する管轄権を有する裁判所の判事<sup>(2)</sup>の面前でその承認を得て被告により放棄できる。議会は、本憲法に抵触しない、この放棄を実施する証書の表現の形式、内容、方法及び時期を決める法律を制定できる。(1938年の憲法会議で修正されて1938年11月8日の住民投票により承認された。)

[崇拝の自由及び宗教の自由]

<sup>(1)</sup> 原文は“legislature”で、立法府とも訳せるが、第III条の表題を除き議会の訳を当てた。ただし、本憲法では州議会に限定して用いられているが、煩わしいので単に議会とした。

<sup>(2)</sup> 原文はこれから後でも“judge or justice”と、上級裁判所“supreme court”に用いる後者とそれ以外の裁判所に用いる前者とを区別しているが、訳ではいずれか特定の裁判所の裁判官を指す場合には一括して「判事」とすることにする。

第3項。

宗教の信仰告白並びに崇拝の自由な行為及び享受は、差別又は優劣なしに、本州において全ての人間に永久に認められる；何人も宗教上の信仰の問題についての彼若しくは彼女の所信を理由に証人となる資格を失ってはならない；但し本憲法により保障される良心の自由は不道徳な行為を許したり、又は本州の平和乃至安全と相容れない行為を正当化したりすると解されてはならない。（2001年11月6日の住民投票により修正された。）

#### [人身保護令状]

第4項。

人身保護令状の令状乃至命令の権利は暴動若しくは侵略の際に治安上必要とする場合以外は停止されることはない。（1938年の憲法会議で修正され 1938年11月8日の住民投票により承認された。）

#### [保釈金；罰金；刑罰；証人の留置]

第5項。

法外な保釈金が要求されたり法外な罰金が課せられたりしてはならないし、若しくは残酷かつ異常な刑罰が加えられてはならないし、又証人たちは不当に留置されてはならない。

#### [大陪審；一定の列記された権利の保護；免除の放棄に署名する公務員の義務；拒否に対する刑罰]

第6項。

何人も、大陪審<sup>(3)</sup>の起訴によらなければ、重大かさもなければ不名誉な犯罪（弾劾の場合、現役の国民軍、並びに戦時の、又は平時に本州が連邦議会の同意を得て維持している陸、空、海軍の場合、又は議会の法令下での軽窃盗罪の場合を除く）を償うために拘留されなければならないが、但し死刑乃至終身刑の課せられる可能性のある以外のこういった犯罪を裁判区法務官の同意を得て起訴する大陪審の決定により拘留される者が、大陪審による起訴を放棄し、裁判区法務官により整理される情報に基づく訴追に同意できる場合はこの限りでない；この放棄は彼若しくは彼女の弁護人の出廷した公開の法廷で被告が署名した書面での証書により明示される。どの裁判所のどの法廷においても、起訴された当事者がどのような者であれ民事訴訟同様自らも弁護人と共に出廷して弁明することが許可され、起訴の性質及び理由について告知され、彼若しくは彼女に不利な証人と対決させられる。何人も同一の犯罪に対して有罪受刑の危険を再度要求されてはならない；彼若しくは彼女はいかなる刑事事件においても彼若しくは彼女に不利な証人となることを強制されてはならないが、但し彼若しくは彼女の現職中の乃至は大陪審に証言のために召喚される前5年以内

<sup>(3)</sup> 起訴陪審とも呼ばれ、審理陪審の小陪審とともに英米法の伝統的な国民の司法参加制度であり、素人の陪審員が起訴に当たるが、小陪審とは違って大陪審はイギリスではすでに廃止され、アメリカでも半数の州にしか残っておらず、しかも任意の制度となっている。

に彼若しくは彼女が就いていた公職在職中の行為、又はこのような現職乃至は前職中の職務の遂行に関して証言するために大陪審の前に召喚されている際に、後に続く刑事訴追に対する免責権利放棄証書に署名したり、又はこのような事項に関して大陪審の前でいずれかの関連質問に答弁したりすることを拒否した幹部公務員が、この拒否のために、後に続く刑事訴追に対する免責権利放棄証書へのこの署名か、又はこのような事項に関して大陪審の前で何らかの関連質問に対する答弁を拒否した日から 5 年間何らかの他の公選職又は任用職に就く資格を剥奪され、又当該官庁により彼若しくは彼女が現職を解任され、乃至は法務長官の要請により彼若しくは彼女の現職を喪失することになる場合が要件となる。幹部公務員たちの職務中の故意の違法行為を取り調べ、起訴に表決を下し、乃至はこのような取調べに關係のある情報の整理を指示する大陪審の権限は、決して法律により停止又は減損されてはならない。何人も法の適性手続なしに生命、自由若しくは財産を奪われてはならない。(1938 年の憲法会議で修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された；さらに 1949 年 11 月 8 日、1969 年 11 月 3 日、1973 年 11 月 6 日、2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [私有財産取得への補償；私道；農地の排水]

第 7 項。

- (a) 私有財産は正当な補償なくして公用のために収用されなければならない。
- (c) 私道は法律の定める仕方で開放させられる；但しあらゆる場合に道路の必要性及びその開放により被る全ての被害の総額がまず不動産自由保有権者陪審により決定され、この総額が手続の費用と合わせて受益者により支払われなければならない。
- (d) 沼沢地若しくは農地の排水用の財産の利用は公用と宣告され、一般法が、沼沢地若しくは農地の所有者乃至占有者に、他人の土地に適切な制限の下で正当な補償をしたうえでその排水のために必要な排水溝、下水及び水路を建設して維持することを認める決定を下し、この補償はこの排水の費用と合わせて全額乃至その一部をその恩恵を受ける土地に割り当てることができる；但し特別法はこの用途には制定されてはならない。(1938 年の憲法会議で修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。但し (e) 項は 1963 年 11 月 5 日の住民投票により廃止された。(b) 項は 1964 年 11 月 3 日の住民投票により廃止された。)

#### [言論出版の自由；侮辱に対する刑事訴追]

第 8 項。

市民は誰でも、その権利の濫用に対する責任は負うが、あらゆる問題について彼若しくは彼女の感情を自由に話し、書き、披露できる；又、いかなる法律も言論若しくは出版の自由を制限乃至剥奪することを認めてはならない。全ての刑事訴追若しくは文書誹謗告発においては陪審に証拠事実を述べることができる；又文書誹謗として告発された事項が事実であり、かつ良好な動機で正当化できる目的で出版されたことが陪審員団に明らかになつ

た場合には当事者は無罪とされる；陪審は法律及び事実を判決する権利を有する。（2001年11月6日の住民投票により承認された。）

[集会及び請願の権利；離婚；富くじ；掛金の販売及び賭博；防止諸法；許可された競馬の掛金払戻金；一定の制限の下で免許された運のゲーム、bingo若しくはロット]

第9項。

1. いかなる法律も、住民が平穏に集会し政府乃至そのいずれかの部局に請願する権利の剥奪を認めてはならない；又、およそ離婚は正当な司法手続による以外の方法で承認されなければならない；以下に定められるものの外は、宝くじ乃至宝くじ販売、賭金販売、競馬賭業、乃至その他のいかなる種類の賭博も、本州内では今後は公認又は許可されることはない。即ち州により運営される宝くじ及び議会により認められて定められるところのそれと関係のある宝くじ券の販売、議会が定めるところの本州における教育補助金乃至支援に対し又はそれだけに専ら充当され、並びに議会が定めるところの競馬の配当金を除き州が地方自治体の支援のためにそこから応分の収入を引き出す実質利益；又議会は本項の規定のいずれかに対する違反を防止するための適切な諸法律を制定する。
2. 本項の前述の規定があるにもかかわらず、本州内のシティ、タウン若しくはヴィレッジはいずれも、州議会の監督及び管理に従って、一般選挙若しくは特別選挙に付託されるその提案について投票するこの自治体の有権者の過半数の賛成投票により一般に周知の以下の種類の一つ乃至二つの運のゲームを認めることができる：(a) bingo又はロット、それらでは指定された数字群か又は記号群を基に無作為に選ばれた数字群又は記号群に一致したカードに賞金が与えられる；(b) あらかじめ選ばれたか又は賭けられたものの中から運により決まる当たりの数字乃至数字群、色乃至複数の色、又は記号乃至記号群を基に輪の回転、抽選乃至その他のいかなる運による結果で決まる賞金が与えられるゲーム。認められた場合には、これらのゲームはなかんずく議会の定めるところによる以下の制限を受ける：(1)退役軍人、義勇消防士及び類似の非営利組織の善意の宗教的な、慈善の若しくは非営利組織だけがこれらのゲームを運営することが認められる；(2)ゲームの全純益は専らこれらの組織の合法的な目的に向けられる；(3)これらの組織の善意のメンバー以外は何人もこれらのゲームの管理乃至運営に関与してはならない；及び(4)何人もこれらのゲームの管理乃至運営に関与した報酬を受けてはならない。法律に別段の定めがない限り一回限りの賞金は250ドルを超えてはならないし、又一度に一連の賞金は1,000ドルを超えてはならない。議会は、本小項目の目的を達成し、商業化される賭博行為を防止するためにこれらのゲームが厳しく規制されることを保証し、犯罪者その他の好ましくない構成分子の関与並びにこの取決めにより認められる目的からの資金の流用を防止するために適切な法律を可決し、これらのゲームを公認してきた自治体がこの公認を無効にするか乃至は取り消せる方法を確立する。議会により認められない限り、いかなる地方自治体もこれらのゲームに関係のある条例乃至規則を可決する権限を有しない。本項には議会が本項の規定のいずれよりも厳しい法律を可決す

る妨げとなるものは一切ない。（1939年11月7日の住民投票により承認された修正；さらに1957年11月5日、1966年11月8日、1975年11月4日、1984年11月6日、2001年11月6日の住民投票により修正された。）

[土地所有などを扱った第10項は1962年11月6日の住民投票で承認された修正により廃止された]

[法の平等保護：禁止される公民権の差別]

第11項。

何人も、本州若しくはその下部機関の法の平等保護を否認されてはならない。何人も、人種、肌の色、主義乃至宗教のために、他の人間による又は企業、法人若しくは団体による、又は本州乃至本州の機関若しくは下部機関により彼若しくは彼女の公民権においていかなる差別も被ってはならない。（新規。1938年の憲法会議で新たに採択され1938年11月8日の住民投票により承認された；2001年11月6日の住民投票により修正された。）

[不法な搜索、逮捕及び傍受に対する防衛]

第12項。

個人、住宅、書類及び動産への不法な搜索及び逮捕に対して防衛する住民の権利は侵されてはならないし、又令状は確かな根拠がなく、宣誓乃至証言により確証されず、とりわけ搜索場所や押収される人又は物について記載がなければ発行してはならない。

電信電話通信の不法な傍受を受けない保証をされる住民の権利は侵されてはならないし、又当事者の一方に偏する令状乃至召喚状はこれにより犯罪の証拠が入手できると信ずる合理的な根拠があるという宣誓乃至証言に基づき、かつ特別な通信手段を特定し、その通信が傍受されるべき人物乃至人物たち並びにその目的を記載している場合しか発行してはならない。（新規。1938年の憲法会議で新たに採択されて1938年11月8日の住民投票により承認された。）

[インディアンの土地の買収を扱った第12項は1962年11月6日の住民投票で承認された修正により廃止された]

[コモンロー及び植民地諸法並びに州議会]

第14項。

1775年4月19日にニューヨークの植民地の法律と共に形成していたコモンロー及び上述の植民地の議会法の各部分、及び1775年4月20日に発効した上述の植民地の議会並びにニューヨーク州憲法制定会議の諸決議は、今なお消滅していないし、又は廃止乃至改正もされていない；又現在有効の本州の議会の各法律は、その同じものに関して行う改正を条件に本州の法律でありかつあり続けることになる。但し、本憲法に抵触しているような

コモンローの各部分、及び上述の各法律は本憲法により廃止される。(以前の第 16 項。1938 年の憲法会議で新たに採択され 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

[大英帝国国王及び州によりなされた一定の土地の及び特許状の授与並びに義務及び損なわれていなかった協約を扱った第 15 項は 1962 年 11 月 6 日の住民投票により廃された]

#### [傷害致死の損害賠償]

第 16 項。

傷害致死の損害を償うために現存する訴訟の権利は決して廃止されない；又賠償額はいかなる法定制限も受けない。(以前の第 18 項。1938 年の憲法会議で新たに採択されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

[商品でない労働；公共事業における時間および賃金；団結権及び団体協約権]

第 17 項。

人間の労働は商品でも商取引物品でもないし、又そのように考えられても解されてもならない。

公共事業の施工に従事する契約者乃至は下請人に雇用される肉体労働者、一般勤労者又は職人は、異常な緊急事態の場合以外毎日 8 時間以上又は毎週 5 日以上働くことは許されない；又、彼若しくは彼女は、こうした公共事業が配置され、創設され乃至は役立てられることになる州内の地方自治体内の同種の各種職業に一般的な賃金レート以下の支払を受けはならない。

被用者たちは組織し、かつ自らが選出する代表たちにより団体協約を結ぶ権利を有する。

(新規。1938 年の憲法会議で新たに採択されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票によって承認された；2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [労働者の補償]

第 18 項。

本憲法には以下の場合に議会が法律を制定する権限を制限すると解されるものは一切含まれていない；被用者の生命、健康、乃至安全の保護のため；又はその原因となる落ち度のない以下のような負傷に由来する被用者の負傷乃至死亡に対する直接又は州その他の保険制度その他による、雇用主によるか、若しくは雇用主及び被用者その他によるかのいずれかによる補償の支払のため、但し彼自身若しくは彼女自身又はその他の人の負傷若しくは死亡を引き起こした負傷者の善意により障害が引き起こされた場合、又は障害が専ら勤務中に負傷した被用者の酒酔いから生じた場合はこの限りでない；又は陪審裁判によるまいとこうした法律の下で起こりうる係争事件の調停、決定及び和解のため；又はこのような補償の権利、及びそのための救済手続はこのような負傷から生じた被用者の負傷乃至死亡に対しては全ての他の権利及び救済手続に優先すると定めるため；又はこういっ

た死亡に対する補償額は一定の乃至確定可能な総額を超えてはならないと定めるため；但し彼若しくは彼女の被用者乃至その法定代理人に対して雇用主から支払われる全額がここで認められる諸法律のいずれかの制定により雇用主の事業経営の妥当な費用での負担を維持することが要件となる。(以前の第 19 項。1938 年の憲法会議で新たに採択されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

## 第Ⅱ条 参政権

### [有権者の資格]

第 1 項。

市民は誰もが公選の全幹部公務員のあらゆる選挙での並びに住民投票に付される全ての問題への投票権を与えられるが、但しこの市民が 18 歳乃至それ以上の年齢で選挙の直前 30 日間本州、及びカウンティ、シティ、タウン、若しくはヴィレジの居住者であったことが要件となる。(1938 年の憲法会議で修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票によって承認された；さらに 1943 年 11 月 2 日、1945 年 11 月 6 日、1961 年 11 月 6 日、1966 年 11 月 8 日、1995 年 11 月 7 日の 2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

### [不在者投票]

第 2 項。

議会は、一般法により、いずれかの選挙の機会に、居住するカウンティに、又はニューヨーク市の居住者たちが市に不在となる可能性のある有権者たち、又はいずれかの選挙の機会に疾病乃至身体的無能力で自ら投票所に赴けない有権者たちが投票でき、選挙結果の報告を受け、投票の依頼ができる方法、並びに時間及び場所を定めることができる。(以前の第 1 項 a。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された；1947 年 11 月 4 日、1955 年 11 月 8 日、1963 年 11 月 5 日の住民投票により修正された。)

### [参政権から排除される人物]

第 3 項。

選挙で投票をさせるか若しくはさせないための代償乃至報酬として幾ばくかの現金乃至その他の高価な物を与えられ、受け取り、若しくは与えられるよう申し入れ、又は他人に対して支払い、支払う申し入れ乃至約束をし、寄贈し、寄贈、支払若しくは使用されるよう申し入れ乃至約束をした者、又はこの投票をさせるか若しくはさせないことに影響する約束をする者、又は選挙の結果を左右する賭けに直接間接関係するか乃至はするようになる者は誰もこの選挙で投票してはならない；又この理由での投票資格についての異議申立に基づいて、それを申し立てられた者は、その目的に対して権限を有する幹部公務員の面前で彼若しくは彼女の投票用紙を受け取り、この職員の面前で、彼若しくは彼女はこの選挙での投票をさせるか若しくはさせないための代償や報酬として幾ばくかの現金乃至その他

の高価な物を与えられも、若しくは与えられるよう申し入れも受けていない、与えられるよう期待もしていないし、他人に対し支払い、支払う申し入れ若しくは約束をし、寄贈し、寄贈、支払若しくは使用されるよう申し入れ乃至約束もしていないし、この投票をするかしないかに贈収賄をする約束をしていないし、又この選挙の結果を左右する賭けに直接間接関係するか乃至はするようになっていないことを宣誓乃至証言しなければならない。議会は、贈収賄若しくは何らかの不名誉な犯罪の有罪判決を受けた者は全て参政権から排除する法律を制定する。(以前の第2項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された; 2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [居住に左右されない一定の職業及び条件]

第4項。

投票のためには、何人も以下の場合、彼若しくは彼女の在又は不在を理由に住所を得たり又は失ったりすると考えられてはならない; 合衆国の公務に従事している間; 本州若しくは合衆国の水路又は外洋の航行に従事している間; いずれかの高等教育の学校の学生の間; 全額か乃至はその一部が公費若しくは慈善活動により支援されている公設救貧院、若しくはその他の保護收容所、又は施設に身を寄せている間; 公設の刑務所に収監されている間。(以前の第3項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された; 2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [可決されるべき登録及び選挙法]

第5項。

法律が、本憲法によって確定される参政権を付与される市民たちを適切な証拠により確認するために、又有権者を登録するために制定される; その登録は各選挙の前少なくとも10日には完成される。この登録は法律の明文の規定がない限りタウン若しくはヴィレジの選挙では必要がない。(以前の第4項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられ1938年11月8日の住民投票により承認された; 1951年11月6日の住民投票により修正された; さらに1966年11月8日と1966年11月8日、2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [終身登録]

第6項。

議会は、法律により、それによって個人の申請に基づき有権者が登録できてこの有権者がそこに登録される委員会の管轄権内の住所から投票をする資格を維持する限り、彼若しくは彼女の登録が続けられる登録制度乃至諸制度を定めることができる。(新規。1938年の憲法会議で採択されて1938年11月8日の住民投票により承認された; 1995年11月7日、2001年11月6日の住民投票により修正された。)

### [投票方法；有権者の確認]

第7項。

市民たちによる全ての選挙は、法律により他の方法での選出が指示される場合のタウンの幹部公務員を除き、無記名投票によるか、又は法律が定めるところの他の方法によるが、但し後者の場合は投票の秘密が保たれることが要件となる。議会は、読み書き不能若しくは身体的無能力の場合だけを除き、個人の登録が必要な全ての場合に有権者たちの署名によるその確認について定め、又投票時に無記名投票若しくは投票機械により本人自身が投票する者全員の本人が必ず自ら登録していた署名についても定める。(以前の第5項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938年11月8日の住民投票により承認された。)

### [超党派の登録及び選挙管理委員会]

第8項。

各選挙の際に有権者たちの資格を認定し、又は有権者たちに無記名投票用紙を配付し、又は選挙の投票用紙を受領し、記録し乃至は集計する責任を担う各委員会若しくは幹部公務員たちを設定し、規制し又は影響を及ぼす法律は、全てこれらの委員会若しくは幹部公務員たちが任務を果たすことになる前の一番近い一般選挙で最高得票及びそれに次ぐ得票をした二つの政党の平等代表を保証する。これらの委員会及び幹部公務員たちは、全て議会が指示するところの方法で、上述の政党それぞれのこれらの下院議員たちの指名に基づき任命若しくは選挙される。本項はタウン、若しくはヴィレジの選挙には適用されない。(以前の第6項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938年11月8日の住民投票により承認された；さらに 1995年11月7日の住民投票により修正された。)

### [大統領選挙；認められる特別選挙手続]

第9項。

本条第1項により課せられた居住要件があろうとも、議会は、一般法により、他の州から本州に、又は本州内の一カウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジから本州内の別のカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジに移住していた者で合衆国大統領及び副大統領職のために選任される選挙人たちが本州においてこれらの選挙人たちに対してのみ投票する権利が付与される予定の選挙の直前少なくとも 90 日間本州の居住者だった者は誰でも、それにより本州においてはこれらの選挙人たちに対してのみ投票する権利が付与されるとする特別手続を定めることができるが、但しこの者が他の選挙の場合にも本州で投票する資格を有していて他の州ではどこでもこれらの選挙人たちに対して投票する資格を有していないことが要件となる。議会は、また一般法により、本州で登録され投票する資格を付与されるはずだが彼若しくは彼女がこの選挙の直前 1 年以内に本州から別の州に移住していた者は全て、それによりこれらの選挙人たちに対する投票にだけ投票する資格を付与されるとする特別手続を定めることができるが、但しこの者が他の州ではどこも選挙人

たちに対して投票する資格を有してないことが要件となる。(新規。1963年11月5日の住民投票により付加された; 2001年11月6日の住民投票により修正された。)

### 第Ⅲ条 立法府

#### [立法権]

第1項。

本州の立法権は上院及び下院に付与される。

#### [上院及び下院の定数および任期]

第2項。

上院は以下に定められるものを除き 50 人の議員からなる。1895 年に選出された上院議員たちは 3 年間その職に就き、その後継者たちは 2 年間選出される。下院は 150 人で構成される。1938 年に選出された下院議員たち及びその後継者たちは 2 年間選出される。(1962 年 11 月 6 日の住民投票により修正された新項により廃止され置き換えられた。)

#### [上院の選挙区]

第3項。

1894 年 11 月 6 日住民により採択された本憲法第 3 条第 3 項に定められる上院の選挙区は、本憲法により本条第 4 項による上院選挙区の将来の再配置の目的の全てに対して存続する。  
(以前の第 3 項。2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

{挿入末尾注：現在は州法 § 123 に従って上院選挙区は 62 ある。}

#### [再調整及び再配分；連邦の国政調査時に調整]

第4項。

本憲法に別段の定めがない限り、1930 年に実施された連邦国勢調査及びその後 10 年ごとに実施される国勢調査は、この国勢調査並びにその作表がそのために必要な情報を提供する意味を有する限り、下院議員の配分及びそれに続く上院及び下院の選挙区の調整乃至変更のための州若しくはその一部の住民の人数に関して決め手となっている。議会は、連邦国勢調査の実施が 1930 年から 10 年ごとに実施されない場合又は連邦国勢調査が非課税の在留外国人若しくはインディアンの人数を示せない場合には、法律により、連邦国勢調査の代わりに州当局がこの用途に使われる州全体の住民の目録を作成して一覧表にすることを定める。連邦国勢調査が州の全体に関する必要な情報は提供するが、この用途のために知る必要のある行政乃至管轄区分に関する情報を提供できない場合には、議会は、法律により、その指示で、連邦国勢調査に代わりそれとの関連でこれらの用途に使われる州のこれらの部分の必要なだけの住民の目録を定める。議会は、法律により、1940 年の後及びそれから 10 年後の 2 年目の議会の常会の開始に役立たないほど 10 年ごとの連邦国勢調査の報告が遅れるときは、又下院の議員配分及び上院の選挙区の調整乃至変更がこの会

期に若しくは前になされなかつた場合には、その裁量で連邦国勢調査の代わりに州当局によるこの用途に使われる州住民の目録を定めることができる。1932 年の常会の会期に、又 1940 年の後及びそれから 10 年ごとの後の最初の常会の会期に上院選挙区は調整乃至変更されるが、1931 年に始まるものから数えてそれを含むいづれかの時期にこれらの調整乃至変更が上述の時期になされない場合には、1936 年、1946 年、1956 年等々を意味するこれら 10 年間の第 6 年目よりも遅れることなく始まる次の会期になされなければならない；但しこれらの選挙区が 1930 年及び 1931 年のいづれかに法律により調整乃至変更された場合にはそれは 1940 年の後の最初の常会の会期までそのまま変更されてはならないことが要件となる。これらの選挙区がそのように調整乃至変更されれば、各上院選挙区は在留外国人を除いて平等の住民数にほとんど近いものを含んで実行可能な簡潔な形になり、又先に定めたとおり次の 10 年間の初年度までは変更されないままとなり、又常に連邦地域が構成され、かついづれのカウンティもこのカウンティにおいて全体を二つかそれ以上の上院選挙区にする場合の外は上院選挙区の構成において分割されることはない。最大限の配分割合以上のものを有するタウンの外は、いづれのタウンも、又街路乃至公道により囲まれたシティのいづれの地区も、上院選挙区の構成において分割されることはない；又いづれの選挙区も同一カウンティ内の隣接選挙区の人口がこの選挙区に隣接するタウン若しくはその中の地区の人口を大きく超えるものを含んではならない。その位置の関係で 2 選挙区のいづれかに含まれるカウンティ、タウン若しくは地区は、在留外国人を除き住民数がほとんど平等になるよう上述の選挙区が配置される。

いづれのカウンティも各上院議員の最大限の割合を有していないならば 4 人乃至それ以上の上院議員を有してはならない。いづれのカウンティも全上院議員の 3 分の 1 以上を有してはならない；かつ隣接カウンティであるか又は公有水路によってのみ区分されている二つのカウンティ若しくは管轄区域は全上院議員の 2 分の 1 以上を有してはならない。

上院議員の配分割合は常に在留外国人を除く住民数を 50 人までで分割することにより確保され、かつ上院は常に 50 人の議員で構成されるが、但しいづれかの配分時に 3 人乃至それ以上の上院議員を有しているいづれかのカウンティにこの割合に基づいて特別増員の上院議員乃至上院議員たちを有する資格が与えられれば、このカウンティにはこの特別増員の上院議員乃至上院議員たちが 50 人の上院議員の外に与えられ、上院議員の総数がその分増やされる場合にはこの限りでない。

現行のものを含めて上院の選挙区を調整乃至変更する法律を制定する直前に存在した各上院選挙区は、その当時在職した上院議員たちの任期終了まで存続するが、但しこの終了時に始まる任期一杯務める上院議員の選挙に対して並びに下院選挙区の構成に対してはこの限りでない。（1945 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。）

### [下院議員の配分；下院選挙区の創設]

第 5 項。

下院議員たちは小選挙区により選挙され、議会により上院の選挙区が調整乃至変更される

各常会で、同一の法律により州のそれぞれのカウンティの間で在留外国人を除きそれらの個々の住民数にほぼ調和できるように配分される。これまでに設置されて個別に組織された全てのカウンティはハミルトン・カウンティの外は常に下院の一議員となる資格が与えられるが、いずれのカウンティもそれ以後はその人口がそのカウンティに一議員を与える資格がない限り創設されない。ハミルトン・カウンティはハミルトン・カウンティの人口が割合に応じて一議員となる資格が与えられない限りフルトン・カウンティと一緒に選挙をする。但し議会は上述のハミルトン・カウンティを廃止してその区域をいずれかよそのカウンティ乃至数カウンティに併合することができる。

州の全住民数を、在留外国人を除いて下院議員数で割って得られた商が配分割合となり、それは以下のように行われる：下院議員一人が、1カウンティとしてのフルトン及びハミルトンを含めて、その割合よりは少ないが半数以上となるカウンティ全てに配分される。二人の議員がそれ以外のカウンティ全てに配分される。下院の残りの議員は在留外国人を除き住民数に応じた割合が2倍以上のカウンティに配分される。残りの人口について配分される議員たちはそれぞれその順位で最高の人口を有するカウンティに配分される。いずれのカウンティも在留外国人を除き住民数のより多いカウンティよりも多い下院議員は持てない。

現行のものを含めてカウンティの間に下院議員の配分をする法律の制定直前に存在した下院選挙区 {項末尾注参照} は、その当時在職した議員たちたちの任期満了までは引き続き州の下院選挙区となるが、これらの満了で始まる任期一杯務める下院議員たちの選挙のためのはこの限りでない。

一人よりも多くの議員を与えられたカウンティにおいては執行委員会が、及び1カウンティ全体を包含して執行委員会を持たないシティにおいては地方議会が、又いずれもがない場合は地方議会の権限行使する機関が、配分をする議会が定めるところの時期に集合して、在留外国人を除いてこれらの選挙区を平等の住民数にほとんど近く、できるだけ実行可能な簡潔な形の近くて便の良い隣接する区域の下院選挙区に区分し、そのいずれもが全て同じ配分により形成される上院選挙区内にあり、このカウンティに与えられる下院議員数が平等で、この選挙区形成の基礎となる人口として使われる国勢調査若しくは住民の目録に従って在留外国人を除き各選挙区及びその住民の数を記述するこれらの選挙区の説明書を州書記官及びこのカウンティの書記官の執務室に整理保存させる；又この配分及び選挙区は次の下院議員の配分の後まで不変のままとなるが、配分割合の半分以上を超えているタウンを含むカウンティの執行委員会が 1946 年 3 月 1 日若しくはそれ以前のいずれかの時期にこのタウンを含む上院選挙区内の下院選挙区を変更できる場合はこの限りでない。上院選挙区を一つ以上有するカウンティにおいては、下院選挙区がカウンティの上院選挙区の間で平等に分割できない限り同数の下院選挙区が各上院選挙区内に設けられ、その場合にはもう一つの下院選挙区が最大の住民数を有するこのカウンティの上院選挙区内に設けられるか、又は必要な場合には在留外国人を除き最小の住民数しか有していないカウンティ内の上院選挙区内の下院選挙区を一つ減らすことになる。配分割合よりも多くて

それがその割合の半分以上を超えていたタウンの外はいずれのタウンも、又街路乃至公道により囲まれたシティ内のいずれの地区も下院選挙区の形成に当たり分割されることはないし、又いずれの選挙区も同一上院選挙区内の隣接選挙区の人口がこの下院選挙区に隣接するタウン若しくはその中の地区の人口を大きく超えるものを含むことはない。その位置の関係で二つの選挙区のいずれかに含めることができるタウン若しくは地区は在留外国人を除き上述の選挙区を住民数がほとんど等しくするように配置される。本項にはいかなるときも議会によるカウンティ及びタウンの分割、並びに新たなタウンの創設を妨げるものは一切ない。

議会か、若しくは他の機関による配分は、議会が定めるところの適当な法規の下でいずれかの市民の訴訟において上級裁判所の審査に委ねられる；又その面前で配分を含めて訴訟が係争中の裁判所はいずれも全ての他の訴訟事件及び訴訟手続についてその先例になり、又上述の裁判所が開廷していない場合には同案件の処理のために即刻招集される。（新規。1945年11月6日の住民投票により付加された。）

{挿入末尾注：現在は1983年法律第1002章に従って下院選挙区は150ある。}

#### [住民の定義]

第5項-a。

本項の上述の規定に従って上院及び下院の選挙区を配分する用途では、「在留外国人を除く住民」の用語は人間の全員を意味する。（新規。1969年11月4日の住民投票により付加された。）

#### [議員の報酬、手当及び旅費]

第6項。

議会の各議員は、彼若しくは彼女の勤務に対して法律により決められるところの年俸同種のものを受けれる。彼若しくは彼女は又議会が開催される場所との間を往復する彼若しくは彼女の旅費の実費に対して議会開催中の毎週一度程度弁償される。上院議員は、上院のみが特別会期で招集されるとき、又は弾劾裁判のための裁判所の一員として勤務し、かつ定数が9人を超えない下院議員が弾劾の運用者に指名されるときは、法律により決められるところの追加の日当を受ける。議員は誰も、加えて、彼若しくは彼女の属する院の役職者乃至はそこでのその他の何らかの特別な若しくは本項にはこれまで明記されていないそれと直接関連する資格で勤務する間、この役職乃至そこでの特別な資格に関連し、又はそれに伴う特別の付加的な勤務に対して法律で決められるところの手当を支払われて受けられる。そのように定められた議員の俸給もその他の手当も彼若しくは彼女の選出された任期中、及び任期に関して増額も減額もできないし、又彼若しくは彼女はその他のいかなる特別報酬も支払われて受けなければならない。本項の規定並びにそれを遵守して制定される諸法律は、それらの支払条件に従って適用されてそれらの条件だけを規制している。議員たちは本項に従った法律により改正されない限りこれまでに決められ本項に定められたとこ

ろの俸給及び付加的な手当を引き続き受ける。(1938年の憲法会議で修正されて1938年11月8日の住民投票により承認された;さらに1947年11月4日と1964年11月3日、2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [議員の資格、一定の民間任用の禁止；空席への受入]

第7項。

何人も、彼若しくは彼女が合衆国市民であり5年以上ニューヨーク州の居住者でない限り、かつこの後別段の定めがされた場合の外は、彼若しくは彼女の選挙の直前12か月下院若しくは上院の選挙区の居住者でなければ議会の議員として勤務してはならない;上院若しくは下院の選挙区の調整乃至変更が発効した後の最初の選挙で上院議員若しくは下院議員に選挙される場合、この勤務が適格であるためには、彼若しくは彼女の選出直前12か月間その上院若しくは下院の選挙区が含まれるカウンティの居住者でいなければならない。議会の議員は誰も、彼若しくは彼女が選出されている間は、知事、知事及び上院、議会から、又はいずれかのシティ政府から、この期間中に設置されたか、又はその給与が増額された官職に対して民間人としての任命を受けてはならない。議会の議員が、連邦議会に選出され、又は州の国民軍若しくは海兵隊の一員として若しくは合衆国の予備兵としての外、合衆国、ニューヨーク州政府の下にある、乃至はいずれかのシティ政府の下にある議会に選出されるか文武いずれかの官職に任命される場合、それらの彼若しくは彼女の受諾は議会での議席を空席とするが、但し議会の議員を彼若しくは彼女が報酬を受けない名誉職委員乃至いずれかの職に任命できることが要件となる。(新規。以前の第7項と8項から分離、1938年の憲法会議で採択されて1938年11月8日の住民投票により承認された;1943年11月2日の住民投票により修正された。)

#### [議員の選挙時期]

第8項。

上院議員及び下院議員の選挙は、議会による別段の指示がない限り、本憲法の規定に従つて11月の最初の月曜日の次の火曜日に執行される。(以前の第9項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられ1938年11月8日の住民投票により承認された。)

#### [各院の権限]

第9項。

各院の多数派が職務を行う選抜団体を構成する。各院は自らの議事規則を決め、又自らの議員たちの選挙、報酬、及び資格の審判者となる;自らの職員を選ぶ;又上院は仮議長を選出し下院は議長を選出する。(以前の第10項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された;1963年11月5日の住民投票により修正された。)

## [議事録；開会；延会]

第 10 項。

議会の各院は、その議事録を保管し、それと同じものを秘密を要する部分以外は刊行する。各院の扉は、公共の福祉が秘密を要求するとき以外は開かれている。いずれの院も他の院の同意がなければ 2 日間以上延会してはならない。(以前の第 11 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

## [議員たちは演説に対して院外で責任を問われず]

第 11 項。

議会の各院での演説乃至討論に対して議員たちは院外で責任を問われることはない。(以前の第 12 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

## [議案はいずれの院も提起可能；別の院で修正可能]

第 12 項。

議案は議会のいずれの院も提起できるし、一院で可決された法案は全て他の院で修正できる。(以前の第 13 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられ 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

## [議案の制定条項；法律は議案による場合を除いて制定されず]

第 13 項。

全ての議案の制定条項は、「ニューヨーク州民は上院及び下院により代表され、次のとおり制定する」であり、いかなる法律も議案による場合以外制定されることはない。(以前の第 14 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

## [議案可決方法；即決必要の政策提案文書]

第 14 項。

法案は、最終の形で最終議決の少なくとも 3 議会暦日の前に印刷されて議員たちの机上に置かれていない限り、知事、若しくは知事代理が彼若しくは彼女が州の名で署名捺印して、彼若しくは彼女の意見でそれについて即決を必要とする事実を保証していない限り、可決され若しくは法律となることはないが、但しその場合でも印刷の必要はないがやはりその最終議決の前に最終の形で議員たちの机上に置かれなければならない；又いかなる法案も議会の各院に選出された議員の多数の同意によらない限り可決され若しくは法律となることはない；さらに法案の最終読会ではそれについてのいかなる修正も認められないし、その最終議決についての質疑がその直後に交わされて、賛否が議事録に記載される。(以前の第 15 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票に

より承認された。)

[私法案若しくは地方法案は対象が一つに限られ表題で表示される]

第 15 項。

議会が可決できる私法案若しくは地方法案は一つしか対象を含んではならず、その対象は表題に表示される。(以前の第 16 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

[現行法は引証によって適用されえない]

第 16 項。

現行法、乃至その一部が上述の法律の一部をなすか乃至は見なすことを定めるか、又は現行法乃至はその一部が適用されることを定める法律は、現行法がこの法律の一部に挿入される場合の外は可決されてはならない。(以前の第 17 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

[私法案若しくは地方法案が可決されてはならない場合]

第 17 項。

議会は次の場合のいずれにおいても私法案若しくは地方法案を可決してはならない：  
人名の変更。

道路、高速道路乃至は裏通りの、又は沼沢地乃至その他の低地の排水ための企画、開通、  
変更、工事若しくは中止。カウンティ中心地の位置及び変更。

民刑事事件の裁判地の変更の規定。

ヴィレジの法人化。

執行委員会の委員選挙の規定。

大小陪審員の選任、抽選、招集、若しくは名簿登載。

金利の率の規制。

選挙の開始及び管理若しくは投票所の選定。

手数料の設定、増額若しくは減額、幹部公務員の選出若しくは任命中のその幹部公務員の  
比率若しくは給与額。

法人、団体若しくは個人への鉄軌道敷設権付与。

いずれかの私法人、民間団体若しくは個人へのいかようなものでも排他的特権、免除若し  
くは特許の付与。

個人、団体、会社若しくは法人に対する不動産乃至私有財産についての免税。

地方自治体乃至その他の公法人若しくは州の公共機関以外の者による州境の一部を形成す  
る水路上を除く橋梁建設の規定。

(以前の第 18 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住  
民投票により承認された；さらに 1964 年 11 月 3 日の住民投票によって修正された。)

### [議会の特別会；議会の発案で招集する権限]

第 18 項。

議会の議員たちは、議会の各院に選出された議員たちの 3 分の 2 により署名された請求の上院仮議長及び下院議長への提出に基づき特別の場合にこの請求に列記された対象について行動する議会を招集する権限を付与される。(新規。1975 年 11 月 4 日の住民投票により追加された。)

### [議会により検査されない私的な支払請求；時の経過で排除される支払請求]

第 19 項。

議会は、州に対する個人的な支払請求乃至は請求書については一切検査することも、又認めることもないが、法律に従って検査されて認められたような支払請求に支払う金銭は充当できる。

州の市民間と同様に時の経過により禁じられるようになる州に対する支払請求は検査され、認められ若しくは支払われてはならない。但し請求者が法的無資格状態にある場合には支払請求はこの無資格状態が除去される後 2 年以内に提出できる。(新規。以前の第 7 条第 6 項一部分離、1938 年の憲法会議で修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された；さらに 1964 年 11 月 3 日の住民投票により修正された。)

### [3 分の 2 多数決法案]

第 20 項。

議会の各院に選出された議員の 3 分の 2 の多数の同意が、地方自治体の乃至は私的な用途のために公金若しくは公有財産を充当する法案全てに必要とされる。

### [一定の委員たち若しくは公共機関により付託される法案に適用されない一定の部門]

第 21 項。

本条の第 15、16 及び 17 項は、法令の修正、統合整理乃至は集成を定める法律に従って任命される委員たち又は指示される公共機関により議会に付託される法案、若しくは法案の修正には適用されない。又、現行法を修正する法案は、この修正法案がそれ自体これらの委員たち若しくは公共機関により議会に付託されない限り、本条の第 15、16 及び 17 項の諸規定から除外されることはない。(以前の第 23 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

### [税及び対象について明確に記述すべき諸税法。権威ある連邦諸法への照合による所得税のための所得の定義]

第 22 項。

税を賦課し、延期若しくは還付する法律は全て、税及びその法律が適用される対象につい

て明確に記述しなければならず、かつこの税若しくは対象を決定するにはいずれかの他の法律に委ねるだけでは十分でない。

上述乃至はその他の本憲法の規定があろうとも、議会は、所得に関係するか乃至は所得により査定される税乃至は諸税を賦課する法律において、それに関連して又はそれによりこのような税乃至は諸税が賦課されるか乃至は査定される所得の範囲を限定できるし、同様な合衆国の諸法律のいずれかの規定への言及が常に若しくは時に効果があり乃至は効果的になるし、又いずれかのこういった規定に対する例外乃至修正を定めることができる。(以前の第 24 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された; 1959 年 11 月 3 日の住民投票により修正された。)

#### [賛否の必要なとき ; 5 分の 3 が定足数を構成]

第 23 項。

議会の各院において、税を賦課し、継続し乃至は復活させる、又は負債若しくは負担金を設定する、又は公の若しくは信託の資金若しくは財産の充当を実施し、継続し乃至は復活させる、又は州の何らかの支払請求乃至は要求を放棄し、免除乃至軽減する法律の最終議決については、議題は賛成若しくは反対によって採決され、それが議事録に正しく記載され、この場合は全て各院に選出された議員の 5 分の 3 がその定足数を構成するのに必要となる。(以前の第 25 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

#### [刑務所労働 ; 廃止される契約制度]

第 24 項。

議会は、法律により、州内のそれぞれの州の刑務所、重罪刑務所、軽犯罪刑務所若しくは少年院送りを宣告された受刑者の職業及び雇用を定める; この刑務所、重罪刑務所、軽犯罪刑務所若しくは少年院のいずれかに収監されている者は何人も、これらの有罪宣告期間中は、およそ商業、工業若しくは職業で働くことを要求されることも又許可されることもないが、議会がこれらの受刑者たちが非営利組織のための労働を自由意思で行ってもよいとすることを法律により定めることを条件に、それらでの若しくはそれらによる彼若しくは彼女の労働、又は彼若しくは彼女の労働の産物及び利益は個人、会社、団体若しくは法人に貸し出され、請け負わされ、授与され、乃至は売却される。本項で用いられた「非営利組織」は専ら宗教、慈善、若しくは教育目的で運営され、それらの実質利益のいかなる部分も個人的株主乃至個人の利益には役立てられない組織を意味する。本項は、受刑者たちが州のために働き、又彼らの労働の産物が州、乃至はその政治的部門、又は州により所有乃至管理され、監督されるいざれかの政治団体のために若しくはそれ処理に任されることを議会が定める妨げとなると解されてはならない。(以前の第 29 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された; さらに 2009 年 11 月 3 日の住民投票により修正された。)

### [緊急政府活動；議会の規定]

第 25 項。

本憲法にいざれか別の規定があろうとも、議会は、敵の攻撃により若しくは（自然その他の）災害により生じた緊急時に、州並びに地方自治体の活動の継続を保証するために、(1)いかのような性質のものであろうと選挙若しくは任命のどちらかで充足されるものであろうとその在職者が公職の権限及び職務の遂行に役立たなくなつたときその権限及び任務の即時かつ臨時の継承を定め、並びに(2)政府の活動の継続を保証するために必要かつ適當と思われるような他の手段を探る権限及び任務を有する。

本条には何らかの原因から生ずる緊急事態に対処する州の権限を制限すると解されるものは一切ない。（新規。1963年11月5日の住民投票で付加された。）

## 第IV条 執行部

### [執行権；知事及び副知事の選挙及び任期]

第 1 項。

執行権は知事に付与され、4年間その職を保有する；副知事は同時に同じ任期で選出される。知事及び副知事は1938年及びその後4年ごとに執行される一般選挙で選出される。彼らは両方の職に適用できる単一の投票用紙による各有権者による投票で一緒に選挙され、議会は、法律により、この方法でこの選択をすることを定める。知事及び副知事のそれぞれのためにそれぞれの者に対して一緒に投ぜられる投票用紙の最多数を得たそれぞれの者が選出される。（1938年の憲法会議で修正されて1938年11月8日の住民投票により承認された；さらに1953年11月3日、2001年11月6日の住民投票により修正された。）

### [知事及び副知事の資格]

第 2 項。

満30歳以上で、選挙の直前5年間本州の居住者だった合衆国の市民の外は、何人も知事及び副知事の職の適格者とはなれない。（2001年11月6日の住民投票により修正された。）

### [知事の権限及び職務；報酬]

第 3 項。

知事は州の陸海軍の最高司令官となる。知事は異常事態の際に議会、若しくは上院のみの招集権を有する。本項の規定に従って招集される臨時会では、知事が考慮するよう勧告できるものの外は、いかなる議題も議決されない。知事は、議会への教書により毎会期州の情勢を伝え、彼若しくは彼女が時宜にかなうと判断する事項を議会に勧告する。知事は、議会により決議される法案全てを迅速に処理し、法律が忠実に執行されるよう対処する。知事は、彼若しくは彼女の職務に対して上院及び下院の合同決議により確定される年俸を受け、彼若しくは彼女の使用する相応の家具・造作付の執務官邸が用意される。（以前の第

4項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された；さらに1953年11月3日、1963年11月5日、2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [刑の執行猶予、減刑及び恩赦；承認に関する知事の権限及び任務]

第4項。

知事は、反逆罪及び弾劾事件以外の全ての犯罪に対して、恩赦の適用方法に関する法律により定められるところの諸規程に従って、彼若しくは彼女が適切と考える諸条件で、制約及び制限を付して、有罪判決後の刑の執行猶予、減刑及び恩赦を承認する権限を有する。反逆罪の有罪判決については、知事は、議会が恩赦をするか若しくは減刑するか、刑の執行を指示するか又はさらに猶予するかのいずれかを行う次回の会議でその事件が議会に報告されるまで、宣告の執行を停止する権限を有する。知事は、毎年度議会に承認された執行猶予、減刑若しくは恩赦の各事件を報告して受刑者の氏名、受刑者が有罪とされた犯罪、判決及びその日時、及び減刑、恩赦若しくは猶予の日時を公表する。（以前の第5項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された；さらに2001年11月6日の住民投票により修正された。）

#### [副知事が知事として行動するとき]

第5項。

知事の解職又は彼若しくは彼女の死亡若しくは辞職の場合は、副知事がその残任期間知事になる。

当選知事が就任を辞退するか又は死亡した場合には、副知事当選者がその任期一杯知事になる。

知事が弾劾され、州を不在にし乃至はそのほか知事職の権限及び任務を遂行できない場合には、不能状態が解消するまで若しくは知事の任期が切れるまで副知事が知事として行動する。

当選知事が彼若しくは彼女の就任に当たり宣誓をしていない場合には、副知事は知事が宣誓するまで知事として行動する。（以前の第6項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された；さらに1949年11月8日、1963年11月5日、2001年11月6日の住民投票により修正された。）

#### [副知事の任務及び報酬；知事職の継承]

第6項。

副知事は知事と同様その職務に適した資質を有しなければならない。副知事は上院の議長となるが、そこではキャスティング・ヴォートしか有しない。副知事は、彼若しくは彼女の職務に対して上院及び下院の合同決議により決められる年俸を受ける。

知事及び副知事の職の二人共が欠員となる場合には、知事及び副知事は両職が欠員となっ

た後 3 か月以内にたまたま次の一般選挙に行われればそこで残任期間選出される。いかなる場合にも副知事の選挙は知事を選挙するとき以外は行われない。

知事及び副知事の職の二人共が欠員となる場合、又は両者が弾劾され、州を不在にするかその外知事職の権限及び職務を遂行できない場合は、不能状態が解消するまで乃至は知事が選挙されるまで上院の仮議長が知事として行動する。

副知事職だけが欠員となる場合には、又は副知事が弾劾され、州を不在にするかそのほか知事職の権限及び任務を遂行できない場合には、このような欠員若しくは不能状態の間上院の仮議長が副知事の任務を全て遂行する。

知事として行動する任務が仮議長に移譲されるときに、この職に欠員があるか若しくは上院の仮議長が州を不在にするか又はそのほか知事職の権限及び任務を遂行できない場合には、この欠員若しくは不能状態の間下院議長が知事として行動する。

議会は本条に定められていない場合に知事として行動する任務の移譲を定めることができる。（以前の第 7 項と 8 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された；さらに 1945 年 11 月 6 日、1953 年 11 月 3 日、1963 年 11 月 5 日、2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。）

#### [法案に関する知事の行為；拒否権後の再審議]

第 7 項。

上院及び下院を通過した法案は全て法律になる前に知事に提出される；知事が承認すれば彼若しくは彼女はそれに署名する；だが承認しないならば、彼若しくは彼女の反対理由を添えて、それが最初に提案され、議事録に詳細に反対理由を記載する院に差し戻してその再検討を訴える。この再検討の後、当該院に選出された議員の 3 分の 2 がその法案の可決に賛成すれば、それは反対理由を添えて他の院に送付され、そこで同様に再検討される；その結果、その院に選出された議員の 3 分の 2 により承認されれば知事の反対にもかかわらずそれは法律となる。この場合全て両院での投票は賛成若しくは反対で決定され、投票した議員の氏名が各院の議事録にそれぞれ記載される。法案が、知事により彼若しくは彼女に提出された後 10 日（日曜日を除く）以内に差し戻されない場合には、知事の承認がなければ法律とはならないように議会が延会によりその差戻しを阻止しない限り、同じものが彼若しくは彼女がそれに署名したのと全く同様に法律になる。いかなる法案も議会の最終の延会の後では知事がこの延会の後 30 日以内に承認しない限り法律とはならない。知事に提出された法案が資金の特定支出の項目を幾つか含む場合は、知事はその法案の他の部分を承認してもこれらの項目の一つ乃至それ以上を拒否できる。この場合には知事はそれに署名する際に彼若しくは彼女が反対する項目についての所信を添える；そうなればそのように拒否された特定支出は発効しない。議会が会期中の場合彼若しくは彼女は法案が初めに掛けられた院にこの所信の写しを伝達し、反対された項目は個別に再検討される。再検討の上これらの項目の一つかそれ以上が各院に選出された議員の 3 分の 2 で承認された場合には、その同じものが知事の反対にもかかわらず法律の一部になる。知事により承

認されない法案に関する本項の全ての規定は、彼若しくは彼女が資金を特定支出する法案に含まれる項目乃至は諸項目に承認を撤回した場合にも当てはまる。(以前の第 9 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられてて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された; さらに 2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [部局の諸規則; 整理保存; 公布]

第 8 項。

州の省、審議会、局、幹部公務員、公共事業機関若しくは独立行政委員会により作られる規則並びに規程は、州の省、審議会、局、幹部公務員、公共事業機関若しくは独立行政委員会の組織若しくは内部管理に関するもの外は州の省の事務局で整理保存されない限り発効しない。議会はこれらの規則及び規程を特別法により公布する。(新規。1938 年の憲法会議で採択され 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

### 第 V 条 幹部公務員及び文民省

#### [会計監督官及び法務長官; 検査のない州公金の支払は無効]

第 1 項。

会計監督官及び法務長官は、知事と同じ一般選挙で選出されて同じ任期の職に就き、第 IV 条第 2 項に定められた資格を保有する。議会は、会計監督官職及び法務長官職の欠員補充を定める。会計監督官若しくは法務長官の選挙は知事の選挙の時の外は行われない。会計監督官には以下のことが要求される:(1)支払前の全ての証票及び公会計を検査すること;(2)全ての収入及び受領物の利子及び徴収を検査すること; 並びに(3)前述の任務の遂行に必要な会計方法を定めること。州の資金、若しくはその管理下にある資金の支払、又は州に支払われる資金の返済は、会計監督官の検査したもの以外は、納税者訴訟に基づき上級裁判所控訴部の同意を得て法務総裁への予告の上で回避され、又は制止できる。この点に関して議会は権限及び任務を以下のように限定して彼若しくは彼女に付与できる:(1)州の政治的下部機関の会計の監督; 並びに(2)不動産の査定及び課税に関するか若しくは連結される権限及び任務、但し課税可能な不動産の査定される価値がその完備した評価を提供する比率の決定を含むが、本憲法第 9 条第 7 及び 8 項によりカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジの幹部公務員に留保される権限及び任務は全く含まない。議会は、本憲法と相容れない他の規定があったとしても、これらの職務の遂行に付随するもの外は彼若しくは彼女にいかなる行政任務をも課してはならない。(1938 年の憲法会議で修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された; さらに 1943 年 11 月 2 日、1959 年 11 月 3 日、1961 年 11 月 7 日の住民投票により修正された。)

#### [州政府の文民省]

第 2 項。

本憲法で言及されるものを含めて州政府の文民省は 20 以下でなければならない。議会は

法律により本憲法で言及された省の名称を変更できる。(1938 年の憲法会議で修正され 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された; さらに 1953 年 11 月 3 日、1961 年 11 月 7 日の住民投票により修正された。)

#### [職務の割当]

第 3 項。

本憲法に含まれる諸制限に従つたうえで、議会は、必要に応じて、法律により、省、幹部公務員、審議会、独立行政委員会若しくは知事の執行機関に新たな権限及び職務を割り当て、又それらの権限及び職務を増加、変更乃至は縮小することができる。本憲法には議会が特別目的のための臨時委員会若しくは知事の執行機関を設置し、又本憲法に定められた省の数を整理統合その他により削減することを妨げるものは一切含まれていない。(1938 年の憲法会議で修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された; さらに 1961 年 11 月 7 日の住民投票により修正された。)

#### [部局の長官]

第 4 項。

会計検査及び監督部門の長は会計監督官であり法律部門の長は法務総裁である。教育省の長はニューヨーク州立大学の評議員たちであり、その省の主任行政官である教育委員を任命し隨時解任する。農業市場省の長官は法律により定められる方法で任命される。本憲法に別段の定めがあれば格別だが、その他の省の長官たち並びに全ての審議会及び独立行政委員会の委員たちは、特別目的の臨時委員会以外は知事により上院の助言及び承認によりそれを経て任命され、法律に定められるところの方法で知事が解任できる。

(1938 年の憲法会議で修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された; さらに 1961 年 11 月 7 日の住民投票により修正された。)

#### [廃止された一定の官職を扱った第 5 項は廃止]

#### [公務員の任用並びに昇進；退役軍人の単位]

第 6 項。

州並びにシティ及びヴィレジを含めてその文民部門の全ての公務員の任用並びに昇進は、実行可能な限り競争試験により確認された実績及び適格性に応じて行われる; 但し戦時にそこに勤務し、かつその任用若しくは昇進時に合衆国の市民又はここでの在住を適法に認められて本州の居住者だった在留外国人であって名誉ある状況下でこの勤務から名誉ある除隊をし若しくは免除された合衆国の陸海空軍の隊員は、最初の任用のための競争試験では 5 ポイントの付加単位、昇進のための試験では 2.5 ポイントの付加単位を受け取る資格があり、又この隊員が戦争で実際の任務遂行中に負傷し、彼若しくは彼女の負傷が任用乃至昇進のための出願時に合衆国退役軍人問題省により事実であることが確認されれば、

彼若しくは彼女は最初の任用のための競争試験では 10 ポイントの付加単位を、又昇進のための試験では 5 ポイントの付加単位を受け取る資格があることが要件となる。この付加単位は彼若しくは彼女が試験で資格を得た後のこのような隊員の最終得点に加算され、合格者名簿の作成時にのみ認められる。このような隊員は誰も、彼若しくは彼女が本項により与えられる付加単位を認められた合格者名簿から最初の就任乃至昇進のいずれか一度指名を受けた後は本項により与えられる付加単位は受け取れない。(以前の第 6 項。1949 年 11 月 8 日の住民投票により廃止及び新設が承認された; さらに 1964 年 11 月 3 日、1987 年 11 月 3 日、1997 年 11 月 4 日の住民投票により修正された。)

#### [退職者組織の加入者; 給付は減少も減損もされず]

第 7 項。

1940 年 7 月 1 日以降、州乃至その文民部門の年金若しくは退職制度の加入者は契約関係にあり、その給付は減額乃至減損されることはない。(新規。1938 年の憲法会議で採択され 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

### 第 VI 条 司法府

{挿入末尾注: 1961 年 11 月 7 日の住民投票により採択された新条文; 廃止し置き換えられた以前の条文は 1925 年 11 月 3 日の住民投票により採択された。}

#### [統一裁判所制度; 組織; 手続]

第 1 項。

a. 州のための統一裁判所制度が置かれる。全州の裁判所は、以下に定められるところの上告裁判所、その控訴部を含む上級裁判所<sup>(1)</sup>、請求裁判所、カウンティ裁判所、検認後見裁判所及び家庭裁判所からなる。議会は、以下に定められるところの、ニューヨーク市内に市のために、州のための統一裁判所制度の一部として、単一の全市民事管轄裁判所及び単一の全市刑事管轄裁判所を設置し、但しニューヨーク市の市長及び地方議会の要請に基づき二つの裁判所を、民事刑事両管轄権を有する全市裁判所に併合できる。州のための統一裁判所制度は、後に定められるとおりニューヨーク市以外の地区、タウン、シティ及びヴィレッジの裁判所も含む。

b. 上告裁判所、その控訴部を含む上級裁判所、請求裁判所、カウンティ裁判所、検認後見裁判所、家庭裁判所、ニューヨーク市の民事若しくは刑事裁判所、又は合同裁判所、及び議会の定めるところによるその他の裁判所は登録裁判所である。

c. 上告裁判所、その控訴部を含む上級裁判所、請求裁判所、カウンティ裁判所、検認後見裁判所及び家庭裁判所の令状、召喚状及びその他の命令は、全て州のいずれかの地域で送達されて執行できる。ニューヨーク市の民事及び刑事管轄裁判所及び合同裁判所の令

---

<sup>(1)</sup>原文は“supreme court”で、合衆国のはとんどの州に存在し、通常は「最高裁判所」の訳が充てられるが、ニューヨーク州では後述のように最上位は「上告裁判所」なので、ここでは「上級裁判所」とした。

状、召喚状及びその他の命令は全て、議会により定められるところの制限に従って州のいずれかの地域で送達されて執行できる。議会は、地区裁判所の令状、召喚状及びその他の命令が州のいずれかの地域で送達され執行されること、並びにニューヨーク市以外のタウン、ヴィレジ及びシティ裁判所の令状、召喚状及びその他の命令がこれらの裁判所所在のカウンティ乃至はその中のいずれかの地域か若しくは隣接するカウンティの地域で送達され執行できる旨定めることができる。

[上告裁判所；組織；任用；欠員補充方法；裁判官推薦委員会]

第2項。

a. 上告裁判所は存続する。同裁判所は、裁判長及びそれぞれの任期満了までその職を保有する現職の6人の公選陪席判事たち、並びに彼らの後任たち、この後で定められる上述の{上告}裁判所での勤務のために選任される上級裁判所の判事たちからなる。裁判長及び現職の6人の陪席判事たちの任期は14年である。

裁判所の5人の構成員が定足数となり、4人の合意が判決に必要となる；但しいかなる場合にも7人以上の判事が出廷することはない。上告裁判所の判事の誰かが一時的に欠勤したり若しくは活動できなくなったりした場合は、同裁判所はこのような欠勤若しくは活動不能の間裁判所の陪席判事として勤務する上級裁判所の判事の誰かを選任できる。同裁判所はその書記官を任免する権限を有する。同裁判所の権限及び管轄権は裁判官の人員が定足数を構成するのに十分なときは任用の不足を理由に停止されることはない。

b. 上告裁判所が、知事に対して、裁判所がそこで係争中の訴訟事件の堆積を理由に妥当な速度で前述のものを審理して処理することができないと確信させたときは、いつでもそのつど知事は必要性をそう確信したただけ上級裁判所の判事たちの人員を選任するが、但し上告裁判所の陪席判事として勤務するのは多くても4人までである。そのように選任される判事たちは、その勤務中上級裁判所の判事としての任務からは開放され、同裁判所がこれらの判事たちの勤務の必要性がもはやなくなり、その結果上級裁判所に彼らが戻ることを確認しない限り上告裁判所の陪席判事として勤務する。知事はこれらの選任された判事たちの欠員を補充できる。これらの判事たちは上級裁判所の判事の職を保有している間でなければ上告裁判所の陪席判事として勤務することはない。上告裁判所の陪席判事としての上級裁判所の判事の選任は、いかに長くてもこのような彼若しくは彼女の陪席判事としての選任満了までより長くは彼若しくは彼女の現職に影響するとは考えられないし、又空席を創ってはならない。

c. 上告裁判所への任用候補者の資格を評価して彼らの性格、気質、専門的才能並びに経験によりこの判事職を保有する資格が十分にある人物たちを知事に対して書面による報告を用意して推挙する裁判官推薦委員会が置かれる。議会は法律により裁判官推薦委員会の組織及び手続を定める。

d. (1)裁判官推薦委員会は、4人が知事により、4人が上告裁判所裁判長により、又下院議

長、上院仮議長、上院の少数党党首、及び下院の多数党党首により 1 人ずつ任命される 12 人の委員からなる。知事により任命される 4 人の委員の内 2 人以上は同一政党の党員登録簿に登録されていてはならず、2 人は州弁護士会の会員であり、又 2 人は州弁護士会の会員であってはならない。上告裁判所の裁判長により任命される 4 人の委員の内 2 人以上は同一政党の党員登録簿に登録されていてはならず、2 人は州弁護士会の会員であり、又 2 人は州弁護士会の会員であってはならない。委員会の委員は、知事及び裁判長がそれぞれ統一裁判所制度の前判事をただ 1 人だけこの委員会に任命する場合の外は、彼若しくは彼女が彼若しくは彼女の勤務期間中に判事職に就くか乃至は就いていたり又はそれに対する給与を受ける公選の公職に就いてはならない。委員会の委員は誰もいざれかの政党の役職を保有してはならない。裁判官推薦委員会の委員は誰も委員就任期間中又はその後 1 年以内はいかなる州裁判所での裁判官職に任命される資格を有しない。

(2) 知事により最初に任命される委員たちは、知事が指名するとおりそれぞれ 1 年、2 年、3 年及び 4 年の任期を有する。上告裁判所裁判長により最初に任命される委員たちは、裁判長が指名するとおりそれぞれ 1 年、2 年、3 年及び 4 年の任期を有する。上院仮議長により最初に任命される委員は 1 年の任期を有する。上院の少数党党首により最初に任命される委員は 2 年の任期を有する。下院議長により最初に任命される委員は 4 年の任期を有する。下院の多数党党首により最初に任命される委員は 3 年の任期を有する。それぞれの次の任命は 4 年の任期となる。

(3) 委員会はその委員の 1 人を委員長を務めるために選任する。

(4) 委員会は、上告裁判所の判事職及び裁判長職への任用候補者の資格を検討し、それらの職に欠員が生じた場合はいつでもそれらの裁判官職の資格の十分ある人物を、知事に対して書面による報告を用意して推挙する。

e. 知事は、上院の助言及び承認により、上告裁判所に欠員が生じたときはいつでも事情に応じて裁判官推薦委員会により推挙される者の中から裁判長若しくは陪席判事の職に補充する人物を任命する；但し誰もがこの人物が本州の居住者であり少なくとも 10 年間は本州において法律実務を認められて初めて上告裁判所判事に任命できることが要件となる。知事は、被推薦者に関する裁判官推薦委員会の書面による報告を上院に送達する。

f. 上告裁判所の裁判長若しくは陪席判事の職に欠員が生じたが、上院がその欠員を補充する任命に助言及び承認を与える会期中でないときは、知事は本項に定められた裁判官推薦委員会の推挙に基づく仮決定の任命により欠員を補充する。仮決定の任命は上院が知事の選任を可決するまで続く。上院が任命を追認しさえすれば裁判官は本項の小項目に定められている彼若しくは彼女の仮決定の任命の日から始まる任期を務める。上院が任命を拒否する場合は、この拒否の 60 日後に官職の欠員が生ずる。上告裁判所への仮決定の任命が上級裁判所若しくは控訴部の判事たちの間から行われる場合は、その任命が上院により追認されて任命された者がこの職を引き受けない限りその任命は現職に影響

はしないし、又上級裁判所若しくはその控訴部に欠員を生ずることはない。上告裁判所の裁判長の仮決定の任命が陪席判事の中から行われる場合には、陪席判事一人の仮決定の任命が同様な方法で行われる；この場合には裁判長としての任命は、この裁判長としての任命が上院により追認され選任された者がこの職を引き受けない限り陪席判事の現職には影響しない。

g. 本項の小項目の c、d、e 及び f の規定は裁判官たちの臨時選任乃至任命には適用されない。（1977年11月8日の住民投票により小項目 a は修正され、小項目 c は廃止されて新小項目 c から g が追加された；さらに2001年11月6日の住民投票により修正された。）

#### [上告裁判所；管轄権]

第3項。

a. 上告裁判所の管轄権は法律問題の再審に限られるが、但し判決が死刑の場合、又は控訴部が訴訟において最終乃至は中間判決に、又は特別抗告において最終乃至は中間命令に反対乃至修正をすると同時に、新事実を見出し、それに従って最終判決乃至最終命令が提起される場合はこの限りでない；但し上告権は含まれる量には左右されない。

b. 上告裁判所への上告は本項のこの後に列記される訴訟事件の種類の中から選ぶことができる；

刑事事件においては、判決が死刑の場合は初審の管轄裁判所から直接、又その他の刑事事件の場合は議会が必要に応じて定めるところにより控訴部若しくはその他から。

民事事件並びに訴訟手続においては以下のとおり：

(1)当然のことながら、その中に州若しくは合衆国憲法の構造が直接含まれる場合、又は控訴部の判事の一人乃至はそれより多くが同裁判所の決定に反対する場合、又は判決乃至命令が反対乃至修正されたものである場合、訴訟若しくは特別抗告を最終的に判決する上級裁判所控訴部の判決に基づき提起される判決乃至命令から。

(2)当然のことながら、上告に含まれる唯一の問題が州若しくは合衆国憲法下での州若しくは合衆国の法規の適法性である訴訟若しくは特別抗告を最終的に決定する初審の管轄権を有する登録裁判所の判決乃至命令から；但しこの上告では憲法問題だけが裁判所により検討されて判決される。

(3)当然のことながら、上告人が承認をしたうえで確定判決乃至は最終命令が彼若しくは彼女に対して下されることを要求する場合に訴訟において新たな公判、又は特別抗告においては新たな審理を認める控訴部の命令から。

(4)いずれかの司法管轄区の上級裁判所控訴部の、最終的に訴訟若しくは特別抗告を確定する判決乃至は命令以外の判決から。この場合には控訴部がそれと同じことを認め、その意見において上告裁判所により審理されるべき一つ乃至はそれより多くの法律問題が生じていると認めるが、その場合にはそのように確認された問題乃至は諸問題に限った審理のために上告が提起される；そうなれば上告裁判所はこういった問題乃至

諸問題についてのその判決を控訴部に確認する。

- (5)一人乃至はそれより多くの幹部公務員たち又は審議会、独立行政委員会若しくはその他の幹部公務員の一団又は裁判所若しくは審判所により若しくは対して提起される訴訟において、この訴訟手続を最終的に確定する命令以外のいずれかの司法管轄区における上級裁判所控訴部の命令から。この場合には上告裁判所がその意見において自らにより審理されるべき法律問題が含まれているという理由で、かつ最終的な命令が絶対という条件で上告の適法性とは無関係に同一の結論であることを認める。
- (6)最終的に訴訟若しくは特別抗告を確定するが、但しその意見において上告裁判所により審理されるべき法律問題が含まれていることを上級裁判所控訴部が認める場合に、本小項目の段落(1)によっては上告できない上級裁判所控訴部の判決が取り上げられた判決乃至は命令から。こういった上告は、(a)控訴部への出願に基づき認められるが拒否された場合には上告裁判所への出願に基づき認められるか、又は(b)直接上告裁判所への出願に基づき認められる。こういった上告は十分な裁判のために必要な場合に認められる。
- (7)州若しくは合衆国憲法の構造が直接その中に含まれていない限り、又は上級裁判所控訴部がその意見において上告裁判所により審理されるべき法律問題が含まれていることを認めない限り、上級裁判所控訴部への控訴が別の裁判所からの控訴で提起された判決乃至命令からのものであった場合に、上級裁判所控訴部若しくは控訴特別法廷を含めていずれかの民事事件若しくは訴訟手続における上級裁判所控訴部の決定が取り上げられた判決乃至命令からの上告は上告裁判所には受理されない。
- (8)議会は、州若しくは合衆国憲法の構造を含む問題がそこに直接含まれていない場合に、本小項目の段落(1)に明記された事件乃至各種の事件のいずれか乃至全てにおける当然の上告裁判所への上告を廃止できるが、但しいずれかのこういった事件乃至各種の事件における上告はそれについて本小項目の段落(6)を適用することが要件となる。
- (9)上告裁判所は、同裁判所に対して連邦最高裁判所、合衆国控訴裁判所乃至は別の州の最後の手段となる上告裁判所から認証されたニューヨーク州法の問題に答えることを同裁判所に認める規則を採択して必要に応じて修正もできるが、これらの裁判所は認証した裁判所にその時点で係争中の訴訟に確定力があり、かつ認証した裁判所の意見ではニューヨーク州の諸裁判所の判決した先例には支配されることはない。(段落(9)は1985年11月5日の住民投票により追加された；さらに2001年年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [司法管轄区；控訴部、構成方法；判事を任命する知事；臨時の任命；管轄権]

##### 第4項。

- a. 州は4つの司法管轄区に分割される。第1管轄区は州の第1裁判区内の各カウンティからなる。第2管轄区は州の第2、第9、第10及び第11裁判区内の各カウンティからなる。第3管轄区は州の第3、第4及び第6裁判区内の各カウンティからなる。第4管

轄区は州の第5、第7及び第8裁判区内の各カウンティからなる。各管轄区は裁判区の境界線により区切られる。10年ごとに1度議会は裁判区の境界を変えることができるが、その番号を変えることはない。

- b. 上級裁判所の各控訴部は存続し、第1及び第2管轄区はそれぞれ7人の上級裁判所の判事、又その他の管轄区はそれぞれ5人の判事からなる。各控訴部では判事4人が定足数となり、判決には3人の同意が必要となる。いかなる場合にも5人しか出廷しない。
- c. 知事は各控訴部の部長判事を選任するが、彼若しくは彼女はその任期中その職で行動しその管轄区の居住者となる。控訴部のその他の判事は上級裁判所に選出された全ての判事たちの中から5年の任期か又は5年以下の場合はそのそれぞれの任期の任期切れになっていない期間知事により選任される。
- d. これまでに選任された判事たちはそのそれぞれの選任の任期満了まで控訴部に在席し続ける。選任の任期が満了したか、又は欠員が生じたときにはそのつど知事は新たな選任をする。知事はまたいざれかの控訴部の要請に基づきこの控訴部内の判事の誰かが不在乃至は行為不能の場合にこの不在乃至行為不能の期間中限りの勤務のための臨時の選任を行う。
- e. いざれかの控訴部が目前の業務の迅速な処理に一人か乃至それ以上の補充の判事が必要なことを知事に確認させた場合には、知事は補充の判事乃至判事たちを選任できる；但しこのような補充の判事乃至判事たちの必要性がもはやなくなったときは控訴部はその旨知事に証言し、このような選任乃至各選任によるその業務は終了する。
- f. 控訴部に在席するために選任された判事の過半数は常時司法管轄区の居住者となる。
- g. いざれかの管轄区の控訴部が妥当な期間内にその業務を処理できないときにはいつでも、複数の管轄区の部長判事たちの多数が、滞っている管轄区の控訴部の部長判事により招集された会議において、係争中の控訴のいざれかを審理して判決するためにこの管轄区から他の司法管轄区へ移送できる。
- h. いざれかの管轄区の上級裁判所控訴部の判事は、彼若しくは彼女の管轄区の部長判事により関係管轄区の控訴部の部長判事の同意のうえで別の司法管轄区の控訴部に臨時に選任されることができる。
- i. いざれかの控訴部の判事たちの資格剥奪、不在乃至活動不能が控訴を審理する資格を有する判事たちの定足数の成立に支障を來す場合には、控訴を審理する資格を有する判事たちは、審理及び判決のために別の管轄区の控訴部に控訴を移送できる。控訴を審理する資格を有する控訴部判事たちがいざれの控訴部にも平等に配分されている場合には上述の判事たちは、審理及び判決のために別の管轄区の控訴部にその控訴を移送できる。各控訴部はその書記を任免する権限を有する。
- j. 控訴部の判事は誰も、彼若しくは彼女が控訴審の任務を遂行するために選任された管轄区内で、裁判所の範囲外の判事の権限以外の判事の権限、及び控訴部に關係のある権限以外は上級裁判所の判事の権限のいざれも行使しないが、但しその判事がそれ以前に付託された訴訟若しくは訴訟手続を判決するか、又はは議会の同意により付託された動議

を審理して判決する場合はこの限りでない。又この判事の誰かが、彼若しくは彼女が選任された管轄区の控訴審判事の任務の遂行に実際には従事していないときには、州内の他の管轄区内の裁判区内で上級裁判所の控訴特別法廷を開廷して上級裁判所の判事の権限のいずれかを行使することができる。

- k. 上級裁判所の各控訴部は、本条の発効日にそれらが有していた管轄権及び法律に定められるところの追加の管轄権を全て有することになるが、但し最終的には訴訟若しくは特別抗告が確定していない判決乃至命令からの控訴部への控訴権が法律により制限若しくは条件付けできることが要件となる。(小項目 e は 1977 年 11 月 8 日の住民投票により修正された; さらに 2001 年年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [判決乃至命令からの控訴 ; 新たな審理]

第 5 項。

- a. 判決乃至命令からの控訴については、控訴が受理され、このような判決乃至命令の審理権を付与されたいずれかの控訴審裁判所が、全部乃至一部の破棄若しくは容認ができ、又控訴された判決乃至命令、及び控訴審裁判所が審理する権限を付与された当事者のいずれか乃至は全員に関するそれぞれ中間の判決乃至中間その他の命令の修正もできる。控訴審裁判所は、それらについては当事者のいずれか乃至全員の権利についての確認判決、取消及び最終判決、又はそれらについて法律に従って修正判決を下すが、新たな審判若しくは審理を認めることが必要か又は適当な場合で、新たな審判若しくは審理を認めることができるとときはこの限りでない。
- b. 控訴がこういった判決乃至命令を審理する権限がない控訴審裁判所に受理された場合は、同裁判所はこういった判決乃至命令を審理する権限を有する控訴審裁判所に移送しなければならない。

#### [裁判区 ; 構成方法 ; 上級裁判所]

第 6 項。

- a. 州は 11 の裁判区に分けられる。<sup>(2)</sup> 第 1 裁判区はブロンクス・カウンティ及びニューヨークの各カウンティからなる。第 2 裁判区はキングス及びリッチモンドの各カウンティからなる。第 3 裁判区はオールバニ、コロンビア、グリーン、レンセラー、ショハリー、サリヴァン、及びアルスターの各カウンティからなる。第 4 裁判区はクリントン、エセックス、フランクリン、フルトン、ハミルトン、モンゴメリ、セント・ローレンス、サラトガ、シェネクタディ、ウォーレン及びワシントンの各カウンティからなる。第 5 裁判区はハーキマー、ジェファスン、ルイス、オニーダ、オノンダガ、及びオスウェゴの各カウンティからなる。第 6 裁判区はブルーム、チェマング、チェナンゴ、コートランド、デラウェア、マディソン、オツェゴ、シャイラー、ティオガ、トンプキンスの各カウンティからなる。第 7 裁判区はケーユーガ、リヴィングストン、モンロー、オンタリ

<sup>(2)</sup> 現在は本小項目末尾に示すとおり裁判区は 12 ある。

オ、セネカ、スチューベン、ウェイン及びイエーツの各カウンティからなる。第 8 裁判区はアルゲニー、キャタローガス、ショウトウクア、エリー、ゲネシー、ナイアガラ、オルレアン及びワイオミングの各カウンティからなる。第 9 裁判区はダッヂエス、オレンジ、パトナム、ロックランド及びウェストチェスターの各カウンティからなる。第 10 裁判区はナッソウ及びサフォークの各カウンティからなる。第 11 裁判区はクイーンズ・カウンティからなる。

{挿入末尾注：1983 年法第 1006 章は 1983 年 1 月 1 日に発効するブロンクス・カウンティからなる第 12 裁判区を創設した。}

- b. 10 年に一度議会は裁判区の数の増減をするか若しくは裁判区の構成を変えるかして、そのうえでそのように変えられた裁判区でそれ以後選出される判事たちを再配分できる。各裁判区はカウンティの境界により区切られる。
- c. 上級裁判所の判事たちは彼らが勤務する予定の裁判区の有権者たちにより選挙される。上級裁判所の判事たちの任期はその選挙後の次の 1 月 1 日からその日を含む 14 年である。
- d. 上級裁判所は存続する。同裁判所は、法律により、住民による本項の修正の承認及び批准後の 8 月 31 日に権限を付与され、その全員が、その残任期間上級裁判所判事となる上級裁判所の控訴部に選任される判事たちを含めて上級裁判所の判事の全員、ブロンクス、キングス、クイーンズ及びリッチモンドの各カウンティのカウンティ裁判所の判事たち及びニューヨーク・カウンティの一般開廷期の裁判所の判事たちからなる。議会は、いずれの裁判区においても上級裁判所判事たちの人員を増やすことができるが、但しいずれの裁判区の人員も直近の連邦国勢調査若しくは州の住民目録に表れた人口 5 万人乃至はその端数 3 万人以上に判事 1 人を超えては増やされることはない。議会は、いずれの裁判区においても上級裁判所判事たちの人員を減らすことができるが、裁判区の人員が法律により本条の発効の日に認められた上級裁判所判事たちの人員よりも下回ってはならない。
- e. それぞれのカウンティの書記たちは法律により定められるところの権限及び任務を有する上級裁判所の書記となる。

#### [上級裁判所；管轄権]

##### 第 7 項。

- a. 上級裁判所は、普通法及び衡平法の全般的な始審管轄権並びに本項で定められる控訴管轄権を有する。ニューヨーク市においては、同裁判所は起訴により訴追される犯罪に対する排他的な管轄権は有するが、但し議会がニューヨーク市の全市刑事管轄裁判所に対し起訴により訴追される軽犯罪への管轄権を、並びにニューヨーク市の家庭裁判所に対し未成年者による若しくは対する、又は配偶者間の、又は親子間の、又は同一家族乃至は一家の家族間の犯罪及び軽犯罪についての管轄権を認めることが要件となる。
- b. 議会が新たな種類の訴訟及び訴訟手続を創設する場合には、上級裁判所はこの種の訴訟

及び訴訟手続についての管轄権を有することになるが、但し議会はそれとは別の裁判所か若しくはそのほかの各裁判所も管轄権を有することができる旨、並びにこの種の訴訟及び訴訟手続をそれとは別の裁判所か若しくはそのほかの各裁判所において始審ができる旨定めることができる。(小項目 b は 1977 年 11 月 8 日の住民投票により廃止されて小項目 c は b に再掲された。)

#### [控訴期限；構成；管轄権]

第 8 項。

- a. 各司法管轄区の上級裁判所控訴部は、この司法管轄区において若しくはそのために、又は裁判区若しくは数裁判区において若しくはそのために、又はこの管轄区内のカウンティ若しくは数カウンティにおいて若しくはそのために、控訴部の控訴控訴法廷を設けることができる。この控訴部の控訴特別法廷は、当該控訴部の部長判事の承認を得て各裁判所を統括する事務総長により必要に応じて選任され、かつ必要に応じてその管轄区、又は場合により裁判区乃至は数裁判区に居住していて各裁判所を統括する事務総長がこれら控訴部の控訴特別法廷が開廷される場所乃至は数か所に選任する上級裁判所の判事 3 人以上 5 人以下で構成される。
- b. この控訴部の控訴特別法廷はいずれも、各管轄区の上級裁判所控訴部が必要に応じて決定し、当該控訴部の部長判事の承認を得て各裁判所を統括する事務総長によりそこでの職務への選任が撤回できるので、中止されたり再設置されたりすることができる。
- c. それぞれの控訴部の控訴特別法廷においてはそこに選任される僅か 3 人の判事たちで訴訟若しくは訴訟手続について開廷する。これら判事たちの 2 人が定足数を構成して 2 人の合意が判決に必要となる。
- d. 控訴部の控訴特別法廷を設置した上級裁判所控訴部により指示がある場合には、控訴特別法廷は、上級裁判所、検認後見裁判所、家庭裁判所からの控訴、又刑事事件の場合は第 1 条第 6 項に定められたところの起訴によるか若しくは告発により訴追される控訴からの控訴以外に、法律により現在乃至認められているか今後認められる上級裁判所若しくは控訴部に受理される控訴を審理して判決する権限を有する。
- e. 法律に定められるところにより、控訴部の控訴特別法廷は地区裁判所又はニューヨーク以外のタウン、ヴィレジ若しくはシティ裁判所からの控訴を審理して判決する権限を有する。(小項目 a、b、d は 1977 年 11 月 8 日の住民投票により修正された。)

#### [請求裁判所；管轄権]

第 9 項。

請求裁判所は存続する。同裁判所は、現在は法律により認められる 8 人の判事たちからなるが、議会はこの人員を増やすことができるし又この人員を 6 人乃至 7 人に減らすこともできる。判事たちは上院の助言及び承認によりかつそれを得て知事により任命され、任期は 9 年である。裁判所は、議会が定めるところにより、州に対する若しくは州による請求

者に対する又は争う請求者間の請求を審理し判決する管轄権を有する。

[カウンティ裁判所；裁判官]

第 10 項。

- a. カウンティ裁判所はニューヨーク市以外の各カウンティにおいて存続する。同裁判所は、法律の定めるところにより、少なくとも各カウンティにカウンティ裁判所の判事 1 人及び各カウンティに同じ数の判事補が在席する。判事たちはそのカウンティの居住者でありカウンティの有権者たちにより選出される。
- b. カウンティ判事たちの任期はその選挙の後の次の 1 月 1 日からその日を含む 10 年間である。

[カウンティ裁判所；管轄権]

第 11 項。

- a. カウンティ裁判所は、このカウンティ裁判所で法律により定められるところの方法で開始される以下の種類の訴訟及び訴訟手続の管轄権を有するが、地区裁判所又はタウン、ヴィレジ若しくはニューヨーク市以外のシティ裁判所の管轄権内の訴訟及び訴訟手続がそれらの裁判所で始審となる以下のものはこの限りでない：金銭取戻しのための訴訟及び訴訟手続、動産取戻しのための訴訟及び訴訟手続並びに取り戻されるべき総額若しくは資産価値が利子及び費用を除き 2 万 5000 ドルを超えない場合のいかさま取引若しくは個人資産取引の担保物件の請戻し権喪失のための訴訟及び訴訟手続；全ての犯罪並びにその他の法律違反；不動産の所有を回復してそこから入居者を移転させるための略式訴訟手続；並びに上級裁判所の排他的管轄権内にはない法律により定められるところのその他の訴訟及び訴訟手続。
- b. カウンティ裁判所は、法律により定められるところの衡平法の管轄権を行使し、金銭取戻しのためのみの反訴に関する裁判を始審するその権限は無制限である。
- c. カウンティ裁判所は、カウンティ内で以下の訴訟及び訴訟手続において提起された控訴を全て審理して判決する管轄権を有する：当然のことながら訴訟若しくは訴訟手続を結審する地区裁判所又はタウン、ヴィレジ若しくはシティ裁判所の判決乃至命令からの、及び法律により定められるところにより訴訟若しくは訴訟手続を結審しないこれらの裁判所の判決乃至命令からの。議会は、本条の第 8 項の規定に従ってこれらの控訴のいずれか乃至は全部がカウンティ裁判所に代わり上級裁判所控訴部の控訴特別法廷で受理される旨定めることができる。
- d. 本項の規定は本条第 7 項の 4 に記述されたところの上級裁判所の管轄権をいささかも制限したり若しくは侵害したりするものではない。（1977 年 11 月 8 日の住民投票により小項目 b は廃止されて小項目 c、d 及び e は b、c、d に再掲された；小項目 a は 1983 年 11 月 8 日の住民投票により修正された。）

## [検認後見裁判所；判事；管轄権]

第 12 項。

- a. 検認後見裁判所は州内の各カウンティにおいて存続する。検認後見裁判所には少なくとも各カウンティに検認後見裁判所裁判所の判事 1 人並びに法律の定める人員の検認後見裁判所判事補たちが在席する。
- b. 検認後見裁判所の判事たちはそのカウンティの居住者でありカウンティの有権者たちにより選出される。
- c. ニューヨーク市の検認後見裁判所の判事たちの任期は、その選挙後の次の 1 月 1 日からその日を含む 14 年であり、それ以外のカウンティの裁判官たちの任期は 10 年である。
- d. 検認後見裁判所は、法律により定められるところにより、上級裁判所の排他的管轄権内にはない、故人の事件、遺言の検認、資産の管理及びそれらの下でそれらに従って生ずる訴訟及び訴訟手続、並びに未成年者の資産の後見保護、及びこれらのその他の訴訟及び訴訟手続に関する全ての訴訟及び訴訟手続についての管轄権を有する。
- e. 検認後見裁判所は法律により定められるところの衡平法管轄権を行使する。
- f. 本項の規定は本条第 7 項の 4 に記述された上級裁判所の管轄権をいささかも制限したり若しくは侵害したりするものではない。

## [家庭裁判所；組織；管轄権]

第 13 項。

- a. ニューヨーク州の家庭裁判所は、本憲法により設置される。同裁判所は、ニューヨーク市以外の各カウンティには少なくとも判事 1 人及びこれらのカウンティのために法律により定められるところの判事補たちの人員からなる。ニューヨーク市内では同裁判所は法律により定められるところの人員の判事たちで構成される。ニューヨーク市内の家庭裁判所の判事たちはこの市の居住者であり、ニューヨーク市長により 10 年の任期で任命される。ニューヨーク市以外の家庭裁判所の判事たちは彼らがそこに居住するカウンティの有権者により 10 年の任期で選出される。
- b. 家庭裁判所は、法律により定められるところの方法で、家庭裁判所が始審となる以下の種類の訴訟及び訴訟手続についての管轄権を有する；(1)議会が決めるところの放置、非行乃至要保護の状況のために裁判所の権限行使が必要な未成年者の保護、措置、矯正及び拘留；(2)夫婦の別居、離婚、結婚の無効宣告、及び結婚の解消のための訴訟及び訴訟手続に伴う保護以外の未成年者の保護；(3)養子縁組；(4)夫婦の別居、離婚、結婚の無効宣告及び結婚の解消のための本州内での訴訟及び訴訟手続に伴う支援以外の要保護者の支援、(5)父親の義務設定；(6)配偶者たちの調停のための訴訟手続；並びに(7)法律により定められるところにより：未成年者の身体保護及び本条第 7 項の規定に従って未成年者による若しくはそれに対する、又は配偶者間の、又は親子間の、又は同一家族乃至は一家の家族間の犯罪や軽犯罪。本条にはそれらの裁判所で始審となる事件で保護者を指名する裁判所の権限乃至管轄権を奪うと解されるものは一切ない。

- c. 家庭裁判所は上級裁判所により保有されるのと同じ権限を併せて上級裁判所から家庭裁判所に付託されるとき次のような事項を判決する管轄権も有する：未成年者たちの保護のための人身保護令状手続；並びに夫婦の別居、離婚、結婚の無効宣告及び結婚の解消のための訴訟及び訴訟手続、一時的若しくは永続的な支援及び保護の申請、その後の境遇の変化があり変更の必要を家庭裁判所に示すことによってのみ認められる支援及び保護の判決及び命令を変更する申請。
- d. 本項の規定は本条の第 7 項の 4 に示された上級裁判所の管轄権をいささかも制限したり若しくは侵害したりするものではない。（1973 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。）

#### [同一裁判官の一つ以上の裁判官職の職務の遂行]

第 14 項。

議会は、いつでも、ニューヨーク市以外ではいずれのカウンティにおいても同一人物がカウンティ判事及び検認後見判事、若しくは家庭裁判所判事及び検認後見判事、若しくはカウンティ判事及び家庭裁判所判事、若しくはいずれかのカウンティ内での 3 つの地位全ての任務を務めて果たせる旨定めることができる。

#### [ニューヨーク市；全市裁判所；管轄権]

第 15 項。

- a. 議会は、法律により、ニューヨーク市において市のために全市の民事管轄の単一裁判所及び全市の刑事管轄の単一裁判所を設置し、又議会は、ニューヨーク市の市長及び市議会の要請により両裁判所を民事及び刑事の両方を管轄する一つの裁判所に併合させることができる。上述の各全市裁判所は、法律により定められるところの判事数からなる。全市民事管轄裁判所の判事たちはこの市の居住者であり、法律により設置されたこれらのカウンティ内の各選挙区からニューヨーク市内に含まれる各カウンティの有権者たちにより 10 年の任期で選出される。全市刑事管轄裁判所の判事たちはこの市の居住者であり、ニューヨーク市の市長により 10 年の任期で任命される。
- b. ニューヨーク市の全市民事管轄裁判所は、法律に定められるところの方法でこの裁判所が始審となる以下の種類の訴訟及び訴訟手続についての管轄権を有する：金銭取戻しのための訴訟及び訴訟手続、動産取戻しのための訴訟及び訴訟手続並びに取り戻されるべき総額若しくは資産価値が利子及び費用を除き 2 万 5000 ドル、又は法律により確定されるそれよりは少ない額を超えない場合のいかさま取引若しくは個人資産取引の担保物件の請戻し権喪失のための訴訟及び訴訟手続；不動産の所有を回復してそこから入居者を移転させるための略式訴訟手続及び上級裁判所の排他的管轄権内にはない法律に定められるところのその他の訴訟及び訴訟手続。全市民事管轄裁判所はさらに法律により定められるところの衡平法管轄権を行使し、金銭取戻しのためのみの反訴に関する裁判を始審するその管轄権は無制限である。

- c. ニューヨーク市の全市刑事管轄裁判所は、起訴により訴追されるもの以外の犯罪その他の法律違反についての管轄権を有するが、但し議会が上述の裁判所に起訴により訴追される軽犯罪への管轄権を認めることが要件となる；又上級裁判所の排他的管轄権内にはない法律に定められるところのその外の訴訟及び訴訟手続の管轄権も有する。
- d. 本項の規定は本条の第 7 項の 4 に示された上級裁判所の管轄権をいささかも制限したり若しくは侵害したりするものではない。（小項目 b は 1983 年 11 月 8 日の住民投票により修正された；さらに 1995 年 11 月 7 日の住民投票により修正された。）

#### [地区裁判所；管轄権；判事]

第 16 項。

- a. ナッソウ・カウンティの地区裁判所は現行法の下で存続できるし、議会は、ニューヨーク市以外のカウンティの行政執行委員会若しくはその他の選挙管理団体の要請を受け、一つ乃至はそれ以上のシティ、又は一つ乃至はそれ以上の隣接し合うタウン、又はこれらのシティの少なくとも一つがこれらのタウンに隣接している場合には、これらのシティ及びタウンの連合からなるこのカウンティの全域のための、乃至はこのカウンティの一部のための地区裁判所を設置できる。
- b. 一カウンティ全域のための地区裁判所を設置する法律は、この法律の承認問題に関する一般選挙で一単位と見なされるそのカウンティ内の全てのシティ区域内の有権者たちによりそれに投じられた票の過半数により、かつ一単位と見なされるそのカウンティ内のシティ以外の地域内の有権者たちにより、それに投じられた票の過半数により承認されて初めて有効となる。
- c. 一カウンティの一部のための地区裁判所を設置する法律は、この法律の承認問題に関する一般選挙で一単位と見なされるそのカウンティのこの一部に含まれる全てのシティ区域内の有権者たちによりそれに投じられた票の過半数により、かつ一単位と見なされるそのカウンティのこの一部に含まれるシティ以外の地域内の有権者たちにより承認されて初めて有効となる。
- d. 地区裁判所は、法律に定められるところの管轄権を有するが、それはいかなる点でも本条第 15 項に定められたニューヨーク市のための各裁判所の管轄権よりは大きくなく、金銭取戻しのための訴訟及び訴訟手続、個人資産取戻しのための訴訟及び訴訟手続、及び取り戻されるべき総額若しくは資産価値が利子及び費用を除き 1 万 5000 ドルを超えないことが要件となる。
- e. 議会は、カウンティ全域か若しくはカウンティよりも小さい区域の地区裁判所の裁判区を設置できる。
- f. 地区裁判所には少なくとも各裁判区に地区裁判所の判事 1 人及び各裁判区に法律により定められるところの人員の判事補たちが在席する。
- g. 地区裁判所の判事たちは、法律により定められるところにより、実行できる範囲で人口及び裁判所の事務量に応じて裁判区間に配置される。

- h. 判事たちは裁判区の居住者であり、裁判区の有権者たちにより選出される。彼らの任期はその選挙後の次の 1 月 1 日からその日を含む 6 年間である。
- i. 議会はいずれのカウンティ乃至その一部内の地区裁判所も規制し休止させることもできる。(小項目 d は 1983 年 11 月 8 日の住民投票により修正された。)

#### [タウン・ヴィレジ及びシティ裁判所；管轄権；判事]

第 17 項。

- a. ニューヨーク市以外のタウン、ヴィレジ及びシティのための裁判所は存続し、議会により定められるがいかなる点でも本条第 16 項に定められた地区裁判所の管轄権ほどには大きくない管轄権を有する。
- b. 議会は、ニューヨーク市以外のシティ裁判所のためにこれらの裁判所を規制し、統一した管轄権、業務及び手続を設定し、又本条の発効の日に存在するニューヨーク市以外のヴィレジ若しくはシティ裁判所を休止させることができる。議会は、それにより影響を受けるこのそれぞれのタウンでの裁判所の提案された休止問題についての一般選挙で投じられた票全体の過半数の承認を得た場合にだけ本条の発効の日に存在するタウン裁判所を休止させることができる。
- c. 議会は、タウン治安判事委員会による立法機能を廃止できるが、タウン議会議員たちがその代わりに選出されることが要件となる。
- d. これらのタウン、ヴィレジ及びシティ裁判所の判事の定数並びに判事たちの格付け及び任務は議会により定められる。これらの裁判所の判事たちの任期、選挙方法、及び欠員の補充方法は議会により定められるが、但しタウン裁判官たちはそのタウンの有権者たちによりその選挙後の次の 1 月 1 日からその日を含む 4 年の任期で選出されることが要件となる。

#### [陪審裁判；陪審抜き裁判；州に対する請求]

第 18 項。

- a. 陪審裁判は本憲法の第 1 条に定められたとおり保証される。議会は、始審管轄権のある裁判所のいずれにおいても陪審が 6 人若しくは 12 人で構成される旨定めができるし、又起訴により訴追される犯罪以外の犯罪及びその他の法律違反についての管轄権を有する裁判所のいずれにも陪審抜きでこれらの事件を審理することを認めることができるが、但し陪審裁判が本憲法第 1 条第 2 項に定められるとろにより放棄されない限り起訴により訴追される犯罪が 12 人で構成される陪審により審理されることが要件となる。
- b. 議会は州に対する請求を含む訴訟及び訴訟手続の審理方法を定めることができる。

#### [訴訟及び訴訟手続の移管]

第 19 項。

- a. 上級裁判所は、自らが要求金額には左右されない排他的管轄権を有するもの以外は、司法管轄区内で対象についての管轄権を有するいずれか他の裁判所にいずれの訴訟若しくは手続も移管できるが、この他の裁判所が当事者に指定される類の人々についての管轄権を有していることが要件となる。法律に定められるところにより、上級裁判所は、この移管が裁判の運用を促進すると認めた場合には、司法管轄区内の請求裁判所以外の別の裁判所において始審されるか若しくは係争中のいずれかの訴訟若しくは訴訟手続を自らに移管できる。
- b. カウンティ裁判所は、上級裁判所又は検認後見裁判所又は家庭裁判所から同裁判所には移管されていないし、又カウンティ裁判所がそれについて管轄権を有していない訴訟若しくは訴訟手続はいずれも、上級裁判所又は検認後見裁判所又は家庭裁判所に移管する。カウンティ裁判所は、起訴により訴追される重罪を含む刑事訴訟若しくは訴訟手続又は本条により検認後見裁判所若しくは家庭裁判所において処理されることが必要とされる訴訟若しくは訴訟手続を除き、そのカウンティ内でその対象の管轄権を有する上級裁判所以外のいずれかの裁判所に訴訟若しくは訴訟手続はいずれも移管できるが、但しこの別の裁判所が当事者に指定される類の人々についての管轄権を有していることが要件となる。
- c. 法律により定められるところにより、上級裁判所又はカウンティ裁判所は、この移管が裁判の運用を促進すると認めた場合には、地区裁判所又はニューヨーク市以外のタウン、ヴィレジ若しくはシティ裁判所において始審されるか若しくは係争中のいずれかの訴訟若しくは手続をカウンティ裁判所に移管できる。
- d. 検認後見裁判所は、上級裁判所又はカウンティ裁判所又は家庭裁判所又は本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市裁判所に、上述のいずれの裁判所からも同裁判所に移管されていないし検認後見裁判所が管轄権を有していない訴訟若しくは手続はいずれも移管しなければならない。
- e. 家庭裁判所は、上級裁判所又は検認後見裁判所又はカウンティ裁判所又は本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市裁判所に、上述のいずれの裁判所からも家庭裁判所に移管されていないし家庭裁判所が管轄権を有していない訴訟若しくは手続はいずれも移管しなければならない。
- f. 本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市裁判所は、上級裁判所又は検認後見裁判所又は家庭裁判所に、上述のいずれの裁判所からもニューヨーク市裁判所に移管されていないしニューヨーク市裁判所が管轄権を有していない訴訟若しくは手続はいずれも移管しなければならない。
- g. 法律により定められるところにより、上級裁判所は、いずれか他の裁判区又はカウンティ内の対象の管轄権を有しているいずれかの他の裁判所にいずれかの訴訟若しくは訴訟手続を移管するが、但しこの他の裁判所が当事者に指定される類の人々についての管轄権を有していることが要件となる。
- h. 法律により定められるところにより、カウンティ裁判所、検認後見裁判所、家庭裁判所

及び本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市裁判所は、以前にそこに移管されたもの以外の訴訟若しくは訴訟手続はいずれも、上級裁判所を除き、いずれか他の裁判区若しくはカウンティ内で対象の管轄権を有する他の裁判所のいずれかに移管できるが、但しこの他の裁判所が当事者に指定される類の人々についての管轄権を有していることが要件となる。

- i. 法律により定められるところにより、地区裁判所又はニューヨーク市以外のタウン、ヴィレジ若しくはシティ裁判所は、以前にそこに移管されたもの以外の訴訟若しくは手続はいずれも、カウンティ裁判所又は検認後見裁判所又は家庭裁判所又は上級裁判所以外のいずれかの裁判所に、同一カウンティ乃至隣接カウンティ内で対象の管轄権を有する裁判所のいずれかに移管できるが、但しこの他の裁判所が当事者に指定される類の人々についての管轄権を有していることが要件となる。
- j. 各裁判所は本項に従って移管された訴訟若しくは訴訟手続のいずれについても管轄権を行使する。
- k. 議会は、そのように移管される訴訟若しくは訴訟手続における評決若しくは判決が、訴訟若しくは訴訟手続が移管される側の裁判所の金銭上の管轄権の制限がその訴訟若しくは手続の始審裁判所のそれよりも低い場合には、それには従わなくてもよい旨定めることができる。

#### [裁判官；資格；他の官職若しくは業務の適格性；制限]

##### 第 20 項。

- a. 何人も、本条の発効日にその職に就いている者以外は、彼若しくは彼女が少なくとも 10 年間は本州において法律実務を許可されていない限り、上告裁判所の判事、上級裁判所の判事、又は請求裁判所の判事の職に就くことはできない。何人も、本条の発効日にその職に就いている者以外は、彼若しくは彼女が少なくとも 5 年間又は議会が決めるところのそれ以上の年数本州において法律実務を許可されていない限り、カウンティ裁判所、検認後見裁判所、家庭裁判所、本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市裁判所、地区裁判所、ニューヨーク市以外のタウン、ヴィレジ若しくはシティ裁判所の判事の職に就くことはできない。
- b. 本条の発効日以降に選挙若しくは任命された上告裁判所の判事、上級裁判所の判事、請求裁判所の判事、カウンティ裁判所の判事、検認後見裁判所の判事、家庭裁判所の判事又は本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市裁判所の判事は以下のことはできない：
  - (1) 裁判所の管理に関する職務、憲法制定会議の議員又は合衆国若しくはニューヨーク州の陸海空軍の隊員以外の他のいずれかの公職若しくは公務に就くこと、但し最後の場合は議会は陸海空軍にいるこれらの判事たちの空席の期間中勤務する臨時の判事を用意するのが適当と思われる立法を制定できる；
  - (2) 彼若しくは彼女が判事を辞職しないで判事職又は憲法制定会議の議員以外の公職の候

補者の適格者となること；判事が彼若しくは彼女がこのような他の職の指名を受諾した後 10 日以内に判事を辞職しない場合は彼若しくは彼女の判事職は欠員となり、その欠員は本条に定められた方法で補充される；

(3) いずれかの政治組織の役職に就くか任務を負うかその権限を行使するか、又はいずれかの政府機関乃至はその執行機関の一員となること；

(4) 法律実務に従事し、いずれかの訴訟若しくは訴訟手続若又は事件で仲裁裁定委員、判定官若しくは有償の調停員として行動し、又は彼若しくは彼女の裁判官の職務の遂行でもって仲裁するいずれかの他の職業乃至事業の運営に従事すること。

この小項目に明記された裁判所の判事たちはまた各裁判所事務総長により上告裁判所の承認を得て公布される倫理規則にも従う。

c. 地区、ニューヨーク市以外のタウン、ヴィレジ若しくはシティ裁判所の判事たちとしての資格及び加えられる制限は、特に本項の小項目に述べられた資格及び制限の外は議会により定められるが、但し議会が本条の発効日以降に選任された本州において法律実務を許可されていなかったタウン、ヴィレジ若しくはシティ裁判所の判事たちにより履修される研修教育課程が必要なことが要件となる。これらの裁判所の判事たちはまた事務総長により上告裁判所の承認を得て公布される法律には抵触しない倫理規則にも従う。

(1977 年 11 月 8 日と 2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

### [欠員；補充方法]

第 21 項。

a. 任期満了以外で上級裁判所の判事、カウンティ裁判所の判事、検認後見裁判所の判事若しくはニューヨーク市以外の家庭裁判所の判事の職に欠員が生じるときには、この欠員発生後 3 か月以内に施行される次の一般選挙でならば完全な任期で補充されるが、さもなければ欠員が完全な任期で補充されるまでは、知事は、上院が開会中ならば上院の助言及び承認によりかつそれを得て、又上院が開会中でなければ知事は欠員が補充される選挙の後の 12 月末日までその日を含んで続く任命によりこの欠員を補充することができる。

b. 任期満了以外で請求裁判所の判事の職に欠員が生じるときには、最初の任命と同様の方法で期限満了になつていない任期で補充される。

c. 任期満了以外でニューヨーク市の民事管轄全市裁判所に選出された判事の職に欠員が生じるときには、欠員はこの欠員発生後少なくとも 3 か月以内に執行される次の一般選挙でならば完全な任期で補充されるが、さもなければ欠員が完全な任期で補充されるまでは、ニューヨーク市長は欠員が補充される選挙の後の 12 月末日までその日を含んで続く任命によりこの欠員を補充することができる。いずれかの年の 12 月末日の任期満了以外で、ニューヨーク市内の家庭裁判所若しくはニューヨーク市の刑事管轄全市裁判所に任命された判事の職に欠員が生じるときには、ニューヨーク市長は期限満了になつていない任期の任命で補充する。

d. 任期満了以外で地区裁判所の判事の職に欠員が生じるときには、欠員はこの欠員発生後少なくとも 3 か月以内に執行される次の一般選挙でならば完全な任期で補充されるが、さもなければ欠員が完全な任期で補充されるまでは、この裁判区がカウンティの一部からなる場合にはその影響を受ける裁判区のカウンティ行政執行委員会若しくはカウンティ行政執行官乃至カウンティ行政執行官たち、又は公選のカウンティ行政官を有するカウンティでは、このカウンティ行政官は欠員が補充される選挙の後の 12 月末日までその日を含めて続く任命によりこの裁判区のカウンティ行政執行委員会若しくはカウンティ行政執行官乃至カウンティ行政執行官たちによる承認を得ることを条件にこの欠員を補充することができる。

[裁判官倫理委員会；構成；組織及び手続；上告裁判所による再審；裁判官<sup>(3)</sup>の研修]

第 22 項。

a. 裁判官倫理委員会が置かれる。裁判官倫理委員会は、法律により定められたところの方法で統一裁判制度の裁判官たち全員の品行、資格、公務遂行の適格性乃至遂行に関する苦情を受理し、提起し、調査し及び審理する；又本項の小項目に従って、裁判官たちが職務中の違法行為、彼若しくは彼女の職務の度重なる不履行、習慣的な不節制、及び審理中若しくは審理外での裁判運営の偏見行為を含むがそれらには限られない理由で訓戒を受け、譴責され乃至は罷免されること、又は彼若しくは彼女の裁判官職務の適切な遂行を妨げる身体的若しくは精神的無能力のために裁判官が辞職させられることを決定できる。同委員会は、このような決定は {挿入末尾注；いずれ} も対象となった裁判官に書面の決定通知書を手交する上告裁判所の裁判長に移送する。この裁判官は委員会の決定を受け入れるか若しくはこの通知書を受領後 30 日以内に上告裁判所による再審のために裁判長に書面での請求をするかいずれかができる。

b. (1)裁判官倫理委員会は 11 人の委員からなり、内 4 人は知事により、1 人は上院の仮議長により、1 人は上院の少数党の党首により、1 人は下院議長により、1 人は下院の少数党の党首により、又 3 人は上告裁判所の裁判長により任命される。知事により任命される委員の内 1 人は州の弁護士会の会員だが裁判官ではなく、2 人は弁護士会の会員ではない統一裁判所制度の裁判官たちか乃至は退職裁判官たち、又 1 人は統一裁判所制度の裁判官である。裁判長により任命される委員の内 1 人は上級裁判所控訴部の判事、2 人は上告裁判所若しくは控訴部以外の裁判所乃至各裁判所の判事たちである。議会の指導者たちにより任命される者はいずれも裁判官乃至退職裁判官であってはならない。

(2)最初に知事により任命される者たちは、知事の指定どおりそれぞれ 1 年、2 年、3 年、及び 4 年の任期を有する。最初に上告裁判所の裁判長により任命される者たちは、知事の指定どおりそれぞれ 2 年、3 年、及び 4 年の任期を有する。最初に上院の

---

<sup>(3)</sup>本項では “justice” と “judge” が特定裁判所の判事としてではなく、一般的に総称として用いられているのでその場合だけ「裁判官」と訳した。

仮議長により任命される者は1年の任期を有する。最初に上院の少数党の党首により任命される者は2年の任期を有する。最初に下院議長により任命される者は4年の任期を有する。最初に下院の少数党の党首により任命される者は3年の任期を有する。委員会の各委員はその後は4年の任期で任命される。知事又は裁判長により任命される裁判官の委員会委員職は、彼若しくは彼女のこの任命の資格を与える裁判官の地位を保有しなくなった場合は任期切れとなる。委員職は、また委員が任命時に彼若しくは彼女の任命を不適格にしたはずの地位を得た場合には任期切れとなる。欠員は任命権者により残任期間補充される。

- c. 裁判官倫理委員会の組織及び手続は法律により定められるところである。裁判官倫理委員会は法律に抵触することのない規則及び手続を制定する。議会が別段の定めをすれば格別だが、委員会は、委員の一人乃至はそれ以外の誰かを、委員会に出席して問題の全てを審理し報告する審判員として指名する権限を付与される。
- d. 裁判官の行為に関する裁判官倫理委員会の決定の再審においては、上告裁判所は、本項の小項目に述べられた理由で統一裁判所制度の裁判官はいずれも訓戒し、譴責し、免職し乃至は退職させることができる。裁判官倫理委員会の決定の再審においては、上告裁判所は、議事録の記録で委員会の決定が根拠とした事実認定及び法律の結論を再審査する。上告裁判所は、本項で定められる制裁について委員会により決定されたものよりも厳しくないか若しくはより厳しいものを科したり、又は何らの制裁も科さなかつたりすることもできる。
- e. 上告裁判所は、裁判官の行為に関して彼若しくは彼女の免職乃至退職を求めた裁判官倫理委員会による決定が係争中、又は裁判官が第1条第6項に従って提起された起訴若しくは告発により本州内で重罪の責任を問われている間、彼若しくは彼女の職権の行使を一時停止させることができる。その一時停止は有罪判決に基づいて続けられ、有罪判決が確定的になる場合には裁判官は罷免される。その一時停止は有罪判決の取消及び告発文書の棄却で解除される。本小項目には、裁判官が本小項目に従って訓戒され、譴責され、罷免され、乃至は退職させられることを裁判官倫理委員会が決定する妨げとなるものは一切ない。
- f. 裁判官倫理委員会の勧告に基づくか若しくは自らの発議で、上告裁判所は、彼若しくは女が本州の法律により重罪若しくは道徳的に卑劣な行為を含むその他の何らかの犯罪で告発されるときに裁判官の職を一時停止させることができる。一時停止は有罪判決に基づいて続けられ、有罪判決が確定的になる場合には判事は罷免される。本小項目には裁判官倫理委員会裁判官が本項の小項目に従って訓戒され、譴責され、罷免され、乃至は退職させられることを決定する妨げとなるものは一切ない。
- g. 上告裁判所により職を一時停止させられる裁判官は、同裁判所が別段の指示をすれば格別だがこの一時停止の期間彼若しくは彼女の裁判官給与を受ける。同裁判所がそのように指示してその後一時停止が終了する場合には、同裁判所は裁判官がこの一時停止の期間の給与を支払われるよう指示できる。

- h. 上告裁判所により退職させられた裁判官は自発的に退職したと見なされる。  
上告裁判所により罷免された裁判官には他の裁判官職に就く資格はない。
- i. 本項にいずれか他の規定があったとしても、議会は、法律により、上級裁判所控訴部によるタウン及びヴィレジの裁判所の判事たちに関する裁判官倫理委員会の決定の再審を定めることができる。この場合には上告裁判所及びその裁判長への本項の言及はそれぞれ控訴部及びその部長判事への言及と見なされる。
- j. 司法府の裁判所が本項の発効日以前に招集されその日までに訴訟手続が完了していなかった場合には、その司法府の裁判所は本項の発効日を越えて引き続き訴訟手続を結審させる管轄権を有する。本項の発効日に旧裁判官倫理委員会で係争中だった事件は全て法律により定められるところの方法で処理される。(以前の第 22 項は廃止されて新たな第 22 項が 1977 年 11 月 8 日の住民投票により付加された; 2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [裁判官の罷免]

第 23 項。

- a. 上告裁判所の判事たち及び上級裁判所の判事たちは、各院に選出された議員の 3 分の 2 がそれぞれ同意した場合には、議会の両院の一一致した決議で罷免できる。
- b. 請求裁判所、カウンティ裁判所、検認後見裁判所、家庭裁判所、本条第 15 項に従って設置されたニューヨーク市裁判所、地区裁判所及びその他の議会が決めることができる裁判所の判事たちは、知事の勧告に基づき、上院に選出された 3 分の 2 がそこで同意した場合には、上院により罷免できる。
- c. 裁判官は、彼若しくは彼女に申し立てられた理由の陳述が提供されず、かつ審理される機会が持たせてもらえなかった場合には、議事録に記載される理由以外で本項により罷免されることはない。罷免の問題については議事録に賛成及び反対が記載される。

(2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [弾劾審理裁判所 ; 裁判]

第 24 項。

下院はそこに選出された全議員の過半数の投票による弾劾権を有する。弾劾審理裁判所は上院の議長、上院議員たち、若しくはその過半数、及び上告裁判所の判事たちは若しくはその過半数で構成される。知事若しくは副知事に対する弾劾審理では、副知事 {= 上院議長 } も上院の仮議長も裁判所の一員として行動してはならない。司法官は、彼若しくは彼女に対する弾劾条項が上院に付託された後では、彼若しくは彼女が無罪放免となるまでは彼若しくは彼女の職務を執行してはならない。弾劾審理に先立って裁判所の構成員たちは、証拠に従って弾劾を誠実かつ公平に審理する旨の宣誓若しくは証言を行い、何人も出席構成員の 3 分の 2 の同意がなければ有罪宣告されることはない。弾劾事件の判決は、免職、乃至本州においていずれかの栄誉公職、信用、若しくは利益を保有し享受する職からの追放

及び資格剥奪以上に拡張されることはない；但し弾劾された当事者は法律に従った告発並びに処罰は免れられない。（2001年11月6日の住民投票により修正された。）

#### [裁判官；俸給；退職]

第25項。

- a. 上告裁判所の判事、上級裁判所の判事、請求裁判所の判事、カウンティ裁判所の判事、遺言検認裁判所の判事、家庭裁判所の判事、本条第15項に従って設置されるニューヨーク市裁判所の判事、地区裁判所の判事、若しくは退職した判事の俸給は法律により決められ、彼若しくは彼女が選出若しくは任用された任期中は減額されることはない。本条第35項により廃止される判事は誰もが、同項に従って本条により創設若しくは存続される裁判所の判事になるが、廃止される裁判所に彼若しくは彼女が選出又は任用された任期の残りの期間中中断若しくは減額されることなしに、彼若しくは彼女が本項の発効の日に受けていた俸給を、法律により定められるところの特別給与と合わせて受ける。
- b. 上告裁判所の判事、上級裁判所の判事、請求裁判所の判事、カウンティ裁判所の判事、遺言検認裁判所の判事、家庭裁判所の判事、本条第15項に従って設置されるニューヨーク市裁判所の判事及び地区裁判所の各判事は、彼若しくは彼女が70歳に達する年の12月末日に退職する。この前任の上告裁判所の判事及び上級裁判所の各判事は、その後も訴訟及び訴訟手続を審理して決定できる権限を有して上級裁判所の判事の職務を遂行できるが、但しこの判事がその裁判所の業務をはからせるのに必要であり、彼若しくは彼女が精神的かつ身体的にこの職務を遂行できる十分な能力を有していることが法律により定められるところの方法で証明されるのが要件となる。この証明はいずれも2年間有効であり、法律に定められるところにより2年の追加期間延長できる。退職判事は、彼若しくは彼女が76歳に達する年の12月末日まで以上は勤務することはない。退職判事は、彼若しくは彼女の居住地の司法管轄区の上級裁判所控訴部による指示に従う。彼若しくは彼女が70歳に達する直前に控訴部の判事に指名されて勤務してきた上級裁判所の退職判事は誰でも、知事により控訴部の臨時若しくは補充判事として指名される資格がある。退職判事は、本条第6項の小項目のための裁判区の判事の定数の決定には算入されない。
- c. 本項の規定は、まだ76歳に達していないなくして彼若しくは彼女が本項の発効日前に70歳に達して退職していたという事実がなければそれが適用可能だったはずの判事の誰にも適用できる。（小項目bは1966年11月8日の住民投票により修正された；さらに2001年11月6日の住民投票により修正された。）

#### [裁判官の臨時任用]

第26項。

- a. 上級裁判所の判事は、いずれかのカウンティで職務を遂行するか若しくは法廷を開くこ

とができるし、いずれかの裁判区にある上級裁判所か又は請求裁判所に臨時に選任されることがある。ニューヨーク市にある上級裁判所の判事は、ニューヨーク市の家庭裁判所に、又はニューヨーク市内のいずれかのカウンティにある検認後見裁判所に、この裁判所の業務の処理に必要なときには臨時に選任されることがある。

- b. 請求裁判所の判事は、いずれかのカウンティで職務を遂行するか若しくは法廷を開くことができるし、いずれかの裁判区内の上級裁判所に臨時に選任されることがある。
- c. カウンティ裁判所の判事は、いずれかのカウンティで職務を遂行するか若しくは法廷を開くことができるし、彼若しくは彼女が居住する司法管轄区の上級裁判所に、又はいずれかのカウンティにあるカウンティ裁判所若しくは家庭裁判所に、又はニューヨーク市外のいずれかのカウンティにある検認後見裁判所に、又は本条第 15 項に従って設置されたニューヨーク市裁判所に臨時に選任されることがある。
- d. ニューヨーク市内のいずれかのカウンティにある検認後見裁判所の判事は、いずれかのカウンティで職務を遂行するか若しくは法廷を開くことができるし、彼若しくは彼女が居住する司法管轄区の上級裁判所に臨時に選任されることがある。
- e. ニューヨーク市外のいずれかのカウンティにある検認後見裁判所の判事は、いずれかのカウンティで職務を遂行するか若しくは法廷を開くことができるし、彼若しくは彼女が居住する司法管轄区の上級裁判所に、又はいずれかのカウンティにあるカウンティ裁判所若しくは家庭裁判所に、又は本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市裁判所に臨時に選任されることがある。
- f. 家庭裁判所の判事は、いずれかのカウンティで職務を遂行するか若しくは法廷を開くことができるし、彼若しくは彼女が居住する司法管轄区の上級裁判所に、又はいずれかのカウンティにあるカウンティ裁判所若しくは家庭裁判所に、又はニューヨーク市外のいずれかのカウンティにある検認後見裁判所、又は本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市裁判所に臨時に選任されることがある。
- g. 本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市裁判所の判事は、いずれかのカウンティで職務を遂行するか若しくは法廷を開くことができるし、彼若しくは彼女が居住する司法管轄区の上級裁判所に、又はいずれかのカウンティにあるカウンティ裁判所若しくは家庭裁判所に、又は本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市の他の裁判所に臨時に選任されることがある。
- h. いずれかのカウンティの地区裁判所の判事は、いずれかのカウンティで職務を遂行するか若しくは法廷を開くことができるし、彼若しくは彼女が居住する司法管轄区にあるカウンティ裁判所に、又は本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市裁判所に、又はいずれかのカウンティにある地区裁判所に臨時に選任されることがある。
- i. 本項に列記された上述の全ての判事たちの、及び本項の小項目 j の第 2 段落に従ったシティ裁判所の判事たちの臨時の選任は、裁判所事務総長により本条の第 28 項に従って策定される基準及び管理方針に従って行われる。
- j. (1)議会は、ニューヨーク市以外のタウン、ヴィレジ若しくはシティ裁判所の判事たちの

居住するカウンティ内乃至は隣接すカウンティ内の臨時の選任について定めることができる。

(2)シティ裁判所の判事が本小項目の第1段落に従って受諾できるいざれかの臨時の選任に加えて、この判事はまた裁判所事務総長により彼若しくは彼女が居住するカウンティ内乃至は隣接するカウンティ内のカウンティ裁判所、家庭裁判所又は地区裁判所に、法律業務に差し支えないことを条件に臨時に選任されることもできる。

k. 本項の規定に従って臨時に選任されている間は、判事はいざれも選任された裁判所の権限、任務及び管轄権を有する。本項に定められているところの臨時の選任の任期満了後は、選任された判事は、この臨時の選任期間に彼若しくは彼女の下で係争中の事件に関して選任された裁判所の判事の権限、任務及び管轄権を全て有する。(小項目iは1977年11月8日の住民投票により修正された；小項目fは1983年11月8日の住民投票により修正された；さらに2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [上級裁判所；控訴特別法廷]

第27項。

知事は、彼若しくは彼女の意見で公益上必要なときには、上級裁判所の控訴特別法廷団を任命できる。知事は、控訴特別法廷を開廷する時期及び地位ならびにその控訴特別法廷を開廷する判事を指名する。知事は、判事の選任を打ち切れるし、その控訴特別法廷を開廷する彼若しくは彼女の地位に別の判事を指名することができる。(2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [裁判所制度の行政監督]

第28項。

a. 上告裁判所の裁判長はニューヨーク州の首席判事であり、統一裁判所制度主席司法官でもある。議長としての上告裁判所の裁判長及び各司法管轄区の上級裁判所の裁判長たちで構成する裁判所監理委員会が置かれる。同裁判長は、裁判所監理委員会の助言及び同意を得て裁判長の意向で就任する裁判所事務総長を任命する。

b. 事務総長は、同裁判長に代わり統一裁判所制度の管理及び運営を監督する。この責任を果たすに当たり、裁判所事務総長は、同裁判長により彼若しくは彼女に委任される権限及び任務、並びに法律により定められるところの付加的権限及び任務を有する。

c. 同裁判長は、監理委員会との協議を経て、州全体に普遍的に適用される基準及び管理方針を作成するが、これらは同裁判長により、何かあれば監理委員会の勧告と併せて上告裁判所に付託される。これらの基準及び管理方針は上告裁判所による承認を経て交付される。(以前の第28項は廃止されて新しい28項が1977年11月8日の住民投票により追加された；2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [裁判所の費用]

第 29 項。

- a. 議会は、州、各カウンティ、ニューヨーク市その他の各政治的下部機関の中にある上告裁判所、各司法管轄区の上級裁判所控訴部、上級裁判所、請求裁判所、カウンティ裁判所、検認後見裁判所、家庭裁判所、本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市裁判所、及び地区裁判所の運営維持費の配分を定める。
- b. 議会は、勧告及び意見を付して予算配分機関に送付される本項の小項目 a で言及された各裁判所の年間財政需要の明細な見積の事務総長への提出を定める。
- c. 各裁判所の費用がまず州により分担されるか州により支払われる限り、各裁判所の年間財政需要の明細な見積の最終決定は、本憲法の第 4 条及び第 7 条に従って議会及び知事により行われる。
- d. 各裁判所の費用が初めに州により支払われず、各カウンティ、ニューヨーク市乃至その他の各政治的下部機関により分担される限り、各裁判所の年間財政需要の明細な見積の決定は、これらのカウンティの当該統治機関、ニューヨーク市乃至その他の政治的下部機関により行われる。(小項目 b は 1977 年 11 月 8 日の住民投票により修正された。)

[管轄権及び手続についての立法権；業務及び手続の規制権の委任]

第 30 項。

議会は、これまで行使してきたのと同じ普通法及び衡平法の管轄権及び手続を変更し規制する権限を有する。議会は、議会が定めてその後の修正に応じさせる条件で、議会が保有している裁判所における業務及び手続を規制する権限を、上級裁判所控訴部を含む裁判所に又は裁判所事務総長に全部乃至一部を委任することができる。裁判所事務総長は、彼若しくは彼女に委任されるこの権限のいずれかを裁判所監理委員会の助言及び同意を得て行使する。本項には法令乃至総則により定められる業務及び手続と一致した個々の裁判所による諸規則の採択を妨げるものは一切含まれていない。(1977 年 11 月 8 日の住民投票により修正された。)

[一定の裁判所への条文適用不能]

第 31 項。

本条はその存在及び運用が法律により定められるところにより続いている調停裁判所若しくはその他のインディアン裁判所には適用しない。

[児童保護者は同一信仰宗派たるべき]

第 32 項。

児童についての管轄権を有するいずれかの裁判所が、児童を施設若しくは機関に付託するか若しくは送還するか、又は仮出所許可、里親制度、養子縁組乃至は後見保護により児童を個人の保護下に置くときは、児童は実現可能なときは子どもと同一の信仰宗派の人々により管理される施設若しくは機関に、又はそういう個人の保護に付託されるか若しくは送

還されるか置かれるかしなければならない。

#### [現行法；条文履行への議会の任務]

第 33 項。

本条に抵触しない法律の現行規定は、本条の規定に従って廃止、修正、一部変更乃至変更されない限り効力が存続する。議会は、本条の目的及び規定を遂行するのに適切な法律を制定し、かつ本条の規定のいずれをも履行し、補完し乃至明確化するために、本条の規定には抵触しない、本条の目標を促進するのに必要乃至望ましい法律なら全て制定できる。

#### [係争中の上訴<sup>(3)</sup>、訴訟及び訴訟手続；裁判官職の現行任期の保護]

第 34 項。

- a. 上告裁判所、上級裁判所控訴部、上級裁判所、請求裁判所、ニューヨーク市以外のカウンティ内のカウンティ裁判所、検認後見裁判所及びナッソウ・カウンティの地区裁判所は、本条の発効日にそれらの裁判所で係争中の全ての上訴、訴訟及び訴訟手続を審理して判決するが、但し当該上級裁判所控訴部により指示される場合には、第 1 及び第 2 司法管轄区の上級裁判所控訴部又はこれらの管轄区の控訴部の控訴特別法廷が第 1 及び第 2 司法管轄区の上級裁判所控訴部の控訴特別法廷及びニューヨーク市特別法廷裁判所で係争中の控訴を審理して判決するものは全て除かれ、又カウンティ裁判所若しくは控訴部の控訴特別法廷が法律により定められるところによりカウンティ裁判所若しくは控訴部の控訴特別法廷以外の上級裁判所で係争中の控訴を審理して判決するものも全て除かれる。さらに、本条の発効日乃至それ以降に下されるカウンティ裁判所、控訴部の控訴特別法廷若しくは上級裁判所控訴部の判決からの上告には本条の規定が適用される。
- b. 本条の発効日在職していた上級裁判所の判事たちは、そのそれぞれの任期満了まで上級裁判所の判事としての彼らの職に就く。
- c. 本条の発効日在職していた請求裁判所の判事たちは、そのそれぞれの任期満了まで請求裁判所の判事としての彼らの職に就く。
- d. 本条の発効日在職していた検認後見裁判所、及びエリー及びサフォーク・カウンティを含むニューヨーク市以外のカウンティ裁判所の判事たちは、そのそれぞれの任期満了まで検認後見裁判所若しくはカウンティ裁判所それぞれのこれらのカウンティの判事としての彼らの職に就く。
- e. 本条の発効日在職していたナッソウ・カウンティの地区裁判所の判事たちは、そのそれぞれの任期満了まで彼らの職に就く。
- f. 本条の発効日在職していたニューヨーク市以外のタウン、ヴィレジ及びシティ裁判所の判事たちは、そのそれぞれの任期満了まで彼らの職に就く。

---

<sup>(3)</sup> 原文は“appeal”でこれまで上告裁判所の場合を除いて「控訴」としてきたが、ここではその上告裁判所への上告を含むものだけは「上訴」とした。

[廃止された若干の裁判所；裁判官、裁判所人事、他の裁判所への訴訟及び手続の移管]

第 35 項。

- a. 児童裁判所、ニューヨーク・カウンティの一般法廷の裁判所、ブロンクス、キングス、クイーンズ及びリッチモンド各カウンティのカウンティ裁判所、ニューヨーク市シティ裁判所、ニューヨーク市家族関係裁判所、ニューヨーク市自治体裁判所、ニューヨーク市特別法廷裁判所、及びニューヨーク市軽犯罪裁判所は、本条の発効日から及びそれ以降廃止され、そのうえで法律により別段の定めがあれば格別だが、これらの裁判所の若しくはそこに帰属する印爾、記録、文書及び調書類は、これらの裁判所が現存するそれぞれのカウンティの書記たちにより保管される。
- b. 本条の発効日に在職していたブロンクス、キングス、クイーンズ及びリッチモンド各カウンティのカウンティ裁判所の判事たち並びにニューヨーク市特別法廷裁判所の判事たちは、彼らが選出若しくは任命された残任期間、彼らがその日に居住していたカウンティを含む裁判区内でそのカウンティのための上級裁判所の判事となる。これらの判事たちの給与は、同じ裁判区内に居住している他の上級裁判所の判事たちの給与と同額であり同じ方法で支払われる。ブロンクス、キングス、クイーンズ及びリッチモンド各カウンティのカウンティ裁判所及びニューヨーク・カウンティ特別法廷裁判所で本条の発効日に係争中の訴訟及び訴訟手続は全て、訴訟及び訴訟手続が係争中だったカウンティ内の上級裁判所か、又は法律により定められるところの裁判所に移管される。
- c. 議会は、法律により、廃止される日に在職しているニューヨーク市の市裁判所の判事たち及びニューヨーク市の自治裁判所の判事たちが、彼らが選出若しくは任命された残任期間、本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市の全市民事管轄裁判所及び議会が決定するカウンティのための判事となることを定める。
- d. 議会は、法律により、廃止される日に在職しているニューヨーク市特別法廷裁判所判事たち及びニューヨーク市自治裁判所判事たちが、任命された残任期間、本条の第 15 項に従って設置されるニューヨーク市全市刑事管轄裁判所の判事となることを定めるが、但しそれぞの任期は本条の規定がなければ任期満了する予定だった年末に満了する。
- e. 廃止される日に係争中のニューヨーク市シティ裁判所及びニューヨーク市自治裁判所の訴訟及び訴訟手続は全て、本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市全市民事管轄裁判所か若しくは法律により定められるところのその他の裁判所に移管される。
- f. 廃止される日に係争中のニューヨーク市特別法廷裁判所及びニューヨーク市自治裁判所の訴訟及び訴訟手続は全て、本条第 15 項に従って設置されるニューヨーク市全市刑事管轄裁判所か若しくは法律により定められるところのその他の裁判所に移管される。
- g. 本条の発効日に在職しているブルーム、チョトクア、ジェファスン、オニーダ及びロックランドの各カウンティの特別カウンティ裁判所判事たち及びニューヨーク市以外の全てのカウンティ内の児童裁判所の判事たちは、彼らが選出若しくは任命された残任期間、彼らが職に就いていたカウンティ内のそのカウンティのための家庭裁判所の判事と

なる。本条に別段の定めがあれば格別だが、特別カウンティ裁判所判事の職及び特別検認後見裁判所判事の職は本条の発効日から及びそれ以降廃止され、これらの職に就いていた者たちはその日に任期満了となる。

- h. ニューヨーク市以外の各カウンティ内の児童裁判所で係争中の訴訟及び訴訟手続は全て、それぞれのカウンティ内の家庭裁判所に移管される。
- i. 本条の発効日に在職していたニューヨーク市家族関係裁判所の判事たちは、彼らが任命された残任期間ニューヨーク市内の家庭裁判所の判事となる。
- j. 本条の発効日にニューヨーク市家族関係裁判所で係争中の訴訟及び訴訟手続は全て、ニューヨーク市内の家庭裁判所に移管される。
- k. 公認調停員の職は廃止されるが、但し本条の発効日に在職していた公認調停員たちは、彼らが任命若しくは公認された残任期間、事情によっては任命若しくは公認された裁判所か又は継承裁判所の公認調停員になることが要件となる。全ての公認調停員の任期満了で彼若しくは彼女の職は廃止され、そのうえでこれらの旧公認調停員には本条第 25 項の関連規定が適用される。
- l. 法律により定められるところにより、本条の発効日に在職していた本条により影響を受ける各裁判所の非司法職員は、実施可能な限り給与を減額することなく、本条により設置乃至存続される各裁判所におけるのと同じ地位及び権利を有して残留する；又特に熟練した経験豊かで鍛え抜かれた職員は、実施可能な限り、彼らが雇用されていた各裁判所により従来行使されてきた管轄権を行使する各裁判所において類似の職務をあてがわれる。  
本条の採択が、非司法職員の人員、若しくは一定のこの種の職員の人員の削減を必要とするか乃至は可能とする場合には、この削減は、職員の削減数が達成されるまで、実施可能な限り雇用人の死去、解職、免職乃至退職が欠員を創らないと定めることにより行われる。
- m. 判決乃至命令が、本条の発効日前に提起されて控訴権が存在し、そこから控訴の告知が本条の発効後に正式に提出された場合には、この控訴は、上級裁判所、カウンティ裁判所、検認後見裁判所、児童裁判所、ニューヨーク・カウンティ一般法廷裁判所、ニューヨーク市家族関係裁判所からこの裁判所が置かれていた司法管轄区の上級裁判所控訴部に送られる；控訴が第 4 司法管轄区の上級裁判所控訴部へのものである場合には第 4 司法管轄区で起きたものの外は請求裁判所から第 3 司法管轄区の上級裁判所控訴部に送られる；ニューヨーク市シティ裁判所、ニューヨーク市自治裁判所、ニューヨーク市特別法廷裁判所及びニューヨーク市軽犯罪裁判所からこれらの裁判所が置かれていた司法管轄区の上級裁判所控訴部に送られるが、但しこの上級裁判所控訴部が控訴特別法廷が開設されていた場合にはこの控訴特別法廷にこの控訴はいずれも移管を要求できることが要件となる；又地区裁判所、タウン、ヴィレジ及び又ニューヨーク市以外のシティ裁判所からこの裁判所が置かれていたカウンティ内のカウンティ裁判所に送られるが、但し控訴特別法廷が開設されていた場合には議会がこの控訴はいずれもこの控訴特別法廷へ

の移管を要求できることが要件なる。さらにカウンティ裁判所又は控訴特別法廷又は上級裁判所控訴部の判決からの上告には本条の規定が適用される。但し本条の発効の日より前に判決された訴訟若しくは訴訟手続において当事者が初審の管轄権を有する裁判所から上告裁判所に直接上告する権利を有していた場合には、上告裁判所はこの上告を直接受理できる。

- n. 控訴が本条の発効の日より前に判決を受け、上告が当然受理できてそれからの上告の告知が本条の発効の日より後に正式に提出される場合には、この上告は上級裁判所控訴部から上告裁判所に、又他のいずれの裁判所からも上級裁判所控訴部に送ることができ。上級裁判所控訴部の判決からの上告には本条の規定が適用される。上告が正式に受理されない場合にはこの上告には本条の規定が適用される。(2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [係争中の民事及び刑事事件]

第36項。

本条の発効の日にいずれかの裁判所乃至はいずれかの判事の下で係争中の民事若しくは刑事控訴、訴訟若しくは訴訟手続は失効せず、そのように係争中のこういった控訴、訴訟若しくは訴訟手続は、本条に定められたところの各裁判所で継続され、これらの訴訟若しくは訴訟手続だけの処理のために、こういった訴訟若しくは訴訟手続が本条により移管される裁判所の管轄権は訴訟若しくは訴訟手続がそこから移管された元の裁判所の管轄権と同一の広がりを有する。本条の規定と抵触する範囲でなければ、こういった控訴、訴訟若しくは訴訟手続における継続の手続は、法律により認められる方法で変更されない限り本条の発効の日に施行された各法律に従って処理される。

#### [第VI条及び第VII条への若干の修正の発効日]

第36-a項。

第6条第2、4、7、8、11、20、22、26、28、29及び30項の各規定への、並びに第7条第1項の各規定への修正は、1976年の議会により可決された合同決議により初めに提案され「上告裁判所の判事たちを選任する方法、裁判官倫理委員会の設置及び統一裁判所制度の管理に関する、これらの修正の実施並びにそれらに関連する本憲法第6条の第2項小項目c、第7項小項目b、第11項小項目b、第22項及び第28項の廃止を定める憲法第6条及び第7条への修正を提案する上院及び下院の合同決議」と題されたとおり、この合同決議により提案され住民投票による承認及び批准の後の次の1月1日に憲法の一部となるが、それらの規定はこれらの修正の発効日と見なされる日以降の次の4月1日までは運用されないし、第2項小項目c、第22項、第28項の廃止は発効せず、この発効日に在職していた上告裁判所の裁判長及び陪席判事たちはそれぞれの任期満了までその職に就く。いずれかのこの判事の職の欠員については第6条第2項に定められた方法で補充される。(新規。1977年11月8日の住民投票により追加された。)

### [項なし]

第 36-b 項。

### [第VI条第 22 項への若干の修正の発効日]

第 36-c 項。

1974 年に議会により可決された合同決議により初めに提案され、「司法府における裁判所の権限及び再編成並びに裁判官倫理委員会の創設に関する第 6 条第 22 項への修正を提案し憲法の本条に第 36-c 項を追加する上院及び下院の合同決議」と題された第 6 条第 22 項の規定への修正は、この合同決議により提案された修正の住民投票による承認及び批准の後の次の 1 月 1 日に憲法の一部となるが、それらの規定はこれらの修正の発効日と見なされる日以降の次の 9 月 1 日になって初めて施行される。(新規。1975 年 11 月 4 日の住民投票により追加された。)

### [条文の発効日]

第 37 項。

本条は住民投票による承認及び批准の後の次の 1 月 1 日に憲法の一部となるが、それらの規定はこれらの修正の発効日と見なされる日以降の次の 9 月 1 日になって初めて施行される。

## 第VII条 州財政

### [各省、議会、裁判所による必要経費の概算；聴聞会]

第 1 項。

予算の準備のために州政府の各省長官は、立法府及び司法府を除いて、知事が要求する形式でかつ時期に、これらの見積及び報告を知事に提供し、それらの写しは直ちに議会の該当する各委員会に提供される。知事は、そこへの各省長官たち及びその部下たちの出席を要求できるそれらについての聴聞会を開催する。これらの委員会の指名された代表たちは、それらについての聴聞会に出席してそれらのいずれかの部分に関して審査する資格を与えられる。

各院の事務総長により認定される議会の財政需要の項目別の見積、及び上告裁判所の同意を得て上告裁判所の裁判長により認定される司法府のものは、修正はしないが知事が適當と考える勧告をして予算に含められるために毎年 12 月 1 日までの間に知事に送達される。司法府の財政需要の項目別の見積の写しはまた直ちに議会の該当する各委員会にも送達される。(1977 年 11 月 8 日、2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

### [実行予算] <sup>(1)</sup>

---

<sup>(1)</sup>日本の旧憲法下のものとは異質。大日本帝国憲法下では予算が成立しなかった場合に前

第 2 項。

毎年度、憲法により決められる知事及び副知事の選挙の年以降の各年の 2 月 1 日乃至はそれ以前に、又全てのその他の年の議会の年次会議の初日の次の第 2 日曜日乃至それ以前に、知事は、翌予算年度の終了の前に策定するために提出される完備した歳出案及びそれに充当されるべき全ての金額及び歳入を含む予算を、何かあれば知事がこれらの提案された歳出に十分見合う金額及び歳入を提出する必要があると考える提案された立法に関するこれらの見積及び勧告の根拠についての説明と併せて議会に付託する。それには知事が適當と考えるその他の勧告及び報告、並びに法律により求められるところの追加の報告が含まれる。(新規。以前の第 2 条 4-a から一部が分離された。1938 年の憲法会議で可決され、1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された ; 1965 年 11 月 2 日と 2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [予算案 ; 議会以前の状況]

第 3 項。

予算を議会に付託する際に、知事は、何かあればその中で勧告されている予算並びに提案された立法に含まれる提案された全ての特定支出及び再特定支出を含む法案乃至諸法案を提出する。

知事はその後 30 日以内にはいつでも、又議会の同意を得てその休会前にはいつでも予算の修正乃至追加ができるし、彼若しくは彼女により提出された法案はいずれも修正を提出するか若しくは追加法案を提出することができる。

知事及び各省の長官は、その検討中に予算に関して出頭して聴聞を受け、それに関連する質問に答える権利を有し、又議会の各院若しくはその特定支出委員会により要求されるときには、それは各省長官の義務となる。このような出頭及び審理の手続は法律により定められる。(新規。以前の第 4-a 条の第 2、3 項から一部が分離された。1938 年の憲法会議で可決されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された ; 2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [議会による予算案に関する行為 ; それからの効果]

第 4 項。

議会は、知事により提出された特定支出法案<sup>(2)</sup>はその中の項目を削除するか乃至は削減する以外に変更はできず、それに特定支出項目を追加することはできるが、但しこれらの追加が当初の法案項目とは別個にかつ明白に記述されてそれぞれ单一の対象乃至目的に関連していることが要件となる。但し本項の制限はいずれも立法府若しくは司法府のための特定支出には適用されない。

年度の予算を調整したうえで施行していた予算を指し、施行予算とも呼ばれた。

<sup>(2)</sup> 特定支出法案 (“appropriation bill”) とは、ウェブスター大辞典によれば、公金の支出を認め、多様な支出項目の額、方法、及び目的を明記した立法機関への提出以前の法案。

この特定支出法案は、両院で可決されたときには、知事によるそれ以上の行為なしに直ちに法律になるが、立法府若しくは司法府のための特定支出及び立法により知事の法案に追加され別個の諸項目が第IV条第7項に定められるところの知事の承認を受けていればこの限りでない。(新規。以前の第4-a条の第3項から一部が分離された。1938年の憲法会議で可決されて1938年11月8日の住民投票により承認された; 2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [他の特定支出の検討に関する制限]

第5項。

議会のいずれの院も、知事により提出された特定支出法案が全て両院により最終的に議決されるまでは特定支出をするいずれの他の法案も検討することはないが、この他の法案の即決の必要性を認証する知事からの政策提案文書がある場合はこの限りでない。(新規。以前の第4-a条の第4項から一部が分離された。1938年の憲法会議で可決されて1938年11月8日の住民投票により承認された; 2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [特定支出法案の内容に関する制限]

第6項。

知事により提出される法案及び自治体支援補正特定支出法案に含まれる支出の外は、それが単一の対象乃至目的のための個別の法案による場合以外いかなる特定支出もなされなければならない。これらの法案及び補正特定支出法案は全て、第IV条第7項に定められるところによる知事の承認を受ける。

知事により提出されるいずれかの特定支出諸法案、又はこのような補正特定支出法案には、それがその法案において特にある特定の特定支出に関係していない限りいかなる但し書も含まれてはならないし、かつこののような但し書はその運用に当たりこの特定支出に対しては制限される。(新規。以前の第3条の第22項から一部が分離された。1938年の憲法会議で可決されて1938年11月8日の住民投票により承認された。)

#### [特定支出法案]

第7項。

法律による特定支出を履行する場合以外は、いかなる資金も州の金庫若しくはその基金、又はその管理下にある基金からは絶対に; 又はこの支払がこの特定支出法可決後2年以内に行われるのでなければ支払ってはならない; 又新たな特定支出をするか、若しくは特定支出を継続乃至修正をするような法律は全て特定支出された総額及びそれが充当される対象乃至目的をはっきりと明記しなければならない; 又この法律としてはこの額を決めるいずれかの他の法律に言及するだけでは十分ではない。(新規。以前の第3条の第21項から一部が分離された。1938年の憲法会議で可決され、1938年11月8日の住民投票により承認された。)

[禁止される贈与又は州の預金乃至公金の貸付；列挙された目的のための例外]

第8項。

1. 州の資金は、誰であろうと民間法人若しくは団体、又は民間企業の支援のために若しくは支援に当たって贈与されたり貸し付けられたりしてはならない；又州の預金は誰であろうと個人、又は公私の法人若しくは団体、又は民間企業の支援のために若しくは支援に当たって贈与されたり貸し付けられたりしてはならないが、但し上述の規定は州により教育、精神衛生若しくは精神遲滞向けに現に維持されているか乃至は今後維持される予定の基金乃至は財産には適用されない。
2. 負債及び課税の制限は必要だが、本憲法の内容には、議会が以下のことを定めるのを妨げるものは一切含まれていない；州が直接か乃至は出先機関による貧困者の扶助、世話及び支援について；又は保険その他による失業の危険、疾病及び高齢者に対する保護について；又は盲人、聾啞者、精神障害者、精神病者、情緒不安定者、精神遅滞者若しくは非行少年への適切と考えられる教育及び支援について；又は州が直接か乃至は学校区を含む出先機関による全ての子どもへの保健福祉サービスについて；又は州社会福祉庁若しくはそれらについての監督権を有する州のその他の部局により公認された諸機関及び諸施設による直接か乃至は州の出先機関による頭割りを基にした支払による放置され自立できない子どもたち及び病気の貧困者の扶助、世話、支援について；又は州の乃至は州の出先機関の退職制度の加入者の年金増額について；又は州の乃至は州の出先機関の退職制度の退職加入者のこの加入者の年金と連結した選択した決定による特典として支払われるべき寡婦若しくは寡夫の受給する年金の増額について。この段落における議会の権限の列挙はこれまで存在していた何らかの議会の権限の縮小と取られてはならない。
3. 本憲法には、非営利法人への貸付をするために又は議会により条件が限定される以下のこととに融資をする金融機関によりなされる貸付を保証するために創立される公法人への州の資金の貸付を、議会が認める妨げとなるものは一切含まれていない。すなわち、新たな産業乃至製造業設備の建設、研究並びに開発に使用される新しい建物の建設、その他の有望な業務施設の建設、これらの新たな産業乃至製造業設備に關係のある機械及び設備、研究並びに開発の付属建造物、及びその他の本州内の有望な業務施設の購入、又は研究並びに開発に使用されるそのための不動産の取得を含む本州内の以前の若しくは既存の産業乃至製造業設備又はその他の有望な業務施設、機械及び設備の取得、修復乃至改良、及び本州の全ての地域で雇用の機会を改善するためのこの公法人によるこれらの目的のための資金の使用。但しこれらの設備、建造物若しくは施設又はそのための機械及び装備は、(i)主として物品乃至サービスを手に入れるためにこれらの施設に自ら出向いてくる顧客にこれらの物品乃至サービスを小売り販売することに利用されたり又供するホテル、アパート又はその他の事業の場所として利用されたりしてはならないことが要件となり、又さらにこの公法人による貸付はいずれもこういった計画事業の費用

の 60%を超えてはならないしその返済はこういった費用の 50%以上により又は動産の場合には利害関係保証人により後順位の負担とはならないそれへの抵当権により保証されることが要件となり、又金融機関により行われる貸付の保証額はこの事業計画の費用の 80%を超えてはならないことが要件となる。(以前の第 1 項。以前の第 8 条の第 9 項から一部が分離された。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられ修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された;さらに 1951 年 11 月 6 日;1961 年 11 月 7 日;1966 年 11 月 8 日;1973 年 11 月 6 日;1977 年 11 月 8 日;1985 年 11 月 5 日;2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [税収、収益及び公認の債券の売却収益見込みでの短期州債]

第 9 項。

州は、直接若しくは間接に各種用途のためにそれまでに行われた特定支出額の範囲内での税収及び収益を見込んで債務を負うことができる。そのようにして借り入れられた資金に対する手形乃至その他の債権証券は、法律により定められたところにより発行され、それへの利子を付して発効の日から 1 年以内にこれらの税収及び収益から支払われる。

州はまた、各種用途のためにそのように認められる債券の額の範囲内でこれまでに認められた債券の売却収益の受領を見込んで債務を負うことができる。そのように借り入れられる手形乃至債権証券は法律により定められたところにより発行され、それへの利子を付して発行の日から 2 年以内にこの債券の売却収益から支払われるが、但し本憲法第 18 条により認められる各種用途のいずれかのために発行されたか乃至は発行されるべき債券に関してはそれへの利子を付して発行から 5 年以内にこれらの債券の売却収益から支払われる場合にはこの限りでない。(以前の第 2 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられ修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された;さらに 1958 年 11 月 4 日;1995 年 11 月 7 日の住民投票により修正された。)

#### [侵入、暴動、戦争及び森林火災による州債]

第 10 項。

上述の限定された負債を設定する権限に加えて、州は侵入を撃退し、暴動を鎮圧し、若しくは戦時に州を防衛し、又は森林火災を鎮圧するために負債を設定することができる;但しこれらの負債の設定から生ずる資金は、それがそのために生み出された各種の用途のためにか、又はこの負債を返済するために充当され、それ以外のいかなる用途にも充当されなければならない。(以前の第 3 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

#### [州債一般 ; 契約方法 ; 州民投票]

第 11 項。

本条の第 9、10 及び 13 項に明記された負債乃至負債の借換え以外は、いかなる負債もこ

の負債が法律によりそこにはっきりと明記された何らかの单一の事業乃至用途のために認められない限り州により又は州のために今後は設定されてはならない。この法律は、それが一般選挙で住民に付託されてこの選挙でそれに賛成若しくは反対が投じられた全投票の過半数を獲得するか、又はその可決後 3 か月以内に一般選挙でなくその他の何らかの法律乃至何らかの法案が賛成若しくは反対の投票に付されるときに投票に付されて初めて施行される。

議会は、このような法律の住民による承認後はいつでも、それに従って負債が全く設定されない場合にはその同じ法律を撤回できる；又いつでも法律によりこの法律による何らかのそれ以上の負債乃至債権証券の作成を禁止できる。（以前の第 4 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された；さらに 1993 年 11 月 2 日の住民投票により修正された。）

#### [州債一般；支払方法；減債基金への寄金；債券収入の利用制限]

##### 第 12 項。

本条の第 9、10 及び 13 項に明記された負債乃至負債の借換え以外は、州により設定される全ての負債並びに必要に応じて同様に設定されるいづれかのこの負債のそれぞれの部分は以下の原則に従う：

1. それぞれの負債の元本乃至そのいづれの部分も、均等毎年分割払いか、法律により認められるなどの実質上均一の乃至は遞減する負債管理費の支払を生ずる支払分割払いかどうかで支払われるか、又はそれとは別に、別 の方法で毎年の支払が要求される予定の額の内の元本の分担が減債基金に対して行われる。
2. 同じ負債のある部分は毎年の支払が可能なのにその他の部分は減債基金に対する分担を必要とするときは、負債全体は、支払われる元本の毎年分割払いの合算額及び・若しくは毎年行われる元本の分担が、元本全体が毎年分割払いでき支払ができる場合には支払われる必要のある予定の額に等しくなるように組み立てられる。
3. 州の債権証券の利子がせめて年 1 回でも支払われないときは、この分担が行われる日にそこから支払われる遞増する債権証券の価格に対して、減債基金の債権証券の場合には元本の将来必要とされる分担金の、又一連の債権証券の場合には元本の支払の総額よりは少ない、分担金から得られた収益を含めてその均衡をもたらすのに必要な額が、少なくとも年 1 回減債基金に対して寄金される。上述にもかかわらず、この利子が支払われる年の負債乃至その一部について支払われる全ての負債管理費が実質上その他の各年のこの負債乃至その一部に支払われる全ての負債管理費と同額の場合には、又それ以後のこの負債乃至その一部についての各年の負債管理費総額がそれ以前の各年に支払われた負債管理費総額よりも少ない場合には、本小項目の内容には減債基金に対する利子のための分担を必要とするように思われるものは一切含まれていない。
4. この負債乃至その一部が設定された後 1 年以内にこの負債の初年度の分割払いが支払われるか、又は初年度の分担が減債基金に対して行われ、一方 40 年以内に最後の分割

払いが支払われるか、又は分担が行われるが、但しこの負債の設定に際してこの負債の全て乃至その一部の支払が支払われる日以前にその同じものの免除が法律により定められるところの方法で州に留保できることが要件となる。

5. この負債は、負債が設定される事業乃至用途の想定される寿命よりも長い期間設定されなければならないし、又それと代わって負債が設定される事業乃至用途の想定される加重平均寿命よりも長い期間設定されなければならない。これらの事業乃至用途の想定される寿命は、決定が争う余地のないよう一般法により決められる。
6. この負債乃至債務を創設する貸付から生ずる資金は、この負債乃至債務を公認する法律に明記された事業乃至用途、又はこの債券乃至債権証券の証拠となる債券の売り出しを見込んで発行される手形乃至債権証券全てを含むこの負債乃至債務の支払のためにのみ充当される。
7. 本項に従って創設された減債基金はいずれも、州会計監督官若しくは州会計監督官により指定される代理人乃至受託者により維持管理され、本項に従って創設された減債基金の額、及びその収益は、それにより保証される債権証券を回収するためにのみ使用されるが、但し分担金支払日に要求される均衡を超過した額並びにそれにより保証される債権証券の全てが回収された後これらの基金の残額が総合基金に寄託される場合はこの限りでない。
8. いかなる特定支出も、そのためにこの基金が創設された債権証券の元本及びその利子を支払うために本項に従って創設された減債基金からの資金、若しくはそこから得られる収入の支払のためには必要ないが、但し利子が毎年の支払ができず、又利子のための分担がそれに対して行われた場合にその限度でこの基金から支払われる場合はこの限りでない。
9. 本条第 15 項の規定は本項に従って創設される減債基金には適用されない。
10. 州の債権証券が割引きして売り出されるときは、発行される負債の額を決めるために負った負債、又は有権者の債券承認の住民投票乃至その他の発行される負債額に関する制限に従った未払いの負債、又はある事業乃至用途のための未払いの負債は、これらの債権証券の額面額とは関係なく州により実際に受け取られる現金の額だけを含むと考えられる。(以前の第 4 項から一部が分離された。1938 年の憲法会議で項目番号が付け替えられて修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された; さらに 1993 年 11 月 2 日の住民投票により修正された。)

## [州債の償還]

### 第 13 項。

議会は、それによりいかなる州債乃至複数の州債、又はそのいかなる部分若しくは組合せが以下の規定に従って償還される方法及び権限を定めることができる:

1. 州債は、それらを負った後いつでも償還できるが、但し償還処理の結果としての現在の価値を基に負債管理費の貯蓄を達成することが要件となり、さらに満期以前の支払の免

除が州に留保されていて初めて満期に償還が要求されることが要件となる。議会はこのために現在価値の算定方法を定めることができる。

2. いかなる場合にも償還用の債権証券は、償還処理に関する全ての費用及び支出の支払を含む償還される債権証券の償還を達成するのに十分な資金を供給するのに必要なもの以上の金額で発行されてはならないし、いかなる場合にも償還用の債権証券の果実は、償還されるべき負債の償還の達成並びに償還に関する費用及び支出の支払以外の用途に充当されてはならない。
3. 債還用の債権証券の果実は、州会計監督官乃至州会計監督官により指定される代理人乃至受託者により維持管理される第三者預託金の形で預託され、法律による特定支出が本項に列記された用途のためのこの第三者預託金からの資金乃至そこから得られる収益の出費に要求されなければならない。
4. 債還用の債権証券は本項に従って償還できる。
5. 債還用の債権証券は毎年の分割払いに支払われるか、その満期に債還用の債権証券を回収するのに十分な額で減債基金に対して毎年の分担が行われるかのどちらかとなる。この債還用の債権証券の負債管理費乃至その一部が本項第3小項目に従って創設される第三者預託金から全額支払われるか分担されるかする年に、又は分割払い乃至分担金が償還されるべき債権証券について支払われる予定のない年に、債還用の債権証券の発行の全額乃至一部に関して毎年の元本の分割払い乃至分担が行われる必要はない。債還用の債権証券が未払いのまま残っている限り、分割払い乃至分担は、分割払い乃至分担が償還されるべき債権証券について支払われる予定のいずれかの年に行われる。
6. いかなる場合にも、債還用負債のいずれの部分も毎年の分割払い乃至分担が、他の債還用債権証券を償還するために発行される債還用債権証券を含めて、償還されるべき負債の関係部分の果実でもって資金調達される諸計画事業の想定できる寿命の期間の決定後に行われてはならないし、又償還されるべき債還用債権証券でもって前もって償還される負債はいずれも、このような諸計画事業の資金を調達するための本条第12項に従って、最初の債権証券の発行日現在で、早くてもこの日から40年で決定されなければならない；但し上述の代わりに債還用の発行全部乃至その一部が償還中の債権証券で資金が調達される全計画事業の残りの過重平均有効寿命を超えて満期になるように組み立てできることが要件となる。
7. 本項小項目5の規定に従って、債還用債権証券の元本の毎年の分割払いか分担のいずれかが、これらの分割払い乃至分担が、次回の分割払い乃至分担が償還されるべき債権証券に支払われる予定の年から行われる必要がある場合に、分割払い乃至分担が償還されるべき債権証券に全く支払われなかつた年を除き償還されるべき債権証券の最終の満期が、又はそれとは別に債還用債券の元本及び利子の支払総額が、その最終の満期の各年の方がこれらの各年に償還される債券の元本及び利子の支払総額よりも小さい限り、本条第12項小項目1により要求される額に等しくなる。
8. 本条第12項小項目3及び小項目7から9の規定は債還用債権証券の満期の支払のため

に本項に従って創設される減債基金に適用される。(新規。1938 年の憲法会議で可決されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された; さらに 1993 年 11 月 2 日の住民投票により修正された。)

[道路と平面交差する鉄道解消のための州債; 費用; 生じた理由; 高速道路及び車両専用道路の建設並びに改良]

第 14 項。

議会は、法律により、州の監督の下で州内の {道路と} 平面交差する鉄道解消のための、及び本項により認められるところのそれと関連する付隨の改良工事のための資金を供給するために総額 3 億ドル以内の州債乃至複数の州債の創設を認めることができる。本項と抵触しない州債乃至複数の州債のための債券の発行並びにその満期及び支払に關係のある本条の規定は、本項に従って創設される州債乃至複数の州債に適用される; 但しこのような負債乃至複数の負債の設定を認める法律が本条の第 11 項に従って住民投票に付されるとなしに発効する場合はこの限りでない。本項に従って創設される州債乃至複数の州債の総額は、1938 年 7 月 1 日に発効した憲法第 VII 条第 14 項の規定の下で、法律によりそれまでに創設されたか乃至は公認された負債乃至複数の負債の額と 3 億ドルとの差額を超えてはならない。

本項により認めらるようなそれと関連する付隨の改良工事を含めて、それまでにこの解消のための発注が行われていたかいなかつたは問わず、そのための建設事業が 1939 年 1 月以前に開始されなかつた平面交差解消の費用はいずれもまず州により支払われるが、州は、鉄道会社乃至複数の鉄道会社から(1)解消の本質的部分でない鉄道改良工事の全額、及び(2)この鉄道改良工事を除く解消による鉄道会社乃至複数の鉄道会社の実質利益の額、事業完成後に法律により定められるところの方法で宣告され、いかなる場合にも全ての付隨の改良工事を除き、解消費用の 15% を超えることはないこれらの実質利益の額を返済の形で回収する権利を有する。各鉄道会社による返済は、議会が定める時期に、定める方法でかつ定める率での利子を付して支払うことができきる。

そのための建設事業が 1939 年 1 月 1 日以後に開始される平面交差撤去の費用は、この撤去のために必要かつ望ましいとされ、又当然そのための土木工事計画に含まれる付隨の改良工事を含む。1938 年 7 月 1 日に発効した憲法第 VII 条第 14 項により支出されることが認められる資金の全てとこの日に支払われず債務とはされなかつた残金との均衡のために、5000 万ドルがニューヨーク市内の平面交差解消及び付隨の改良工事のために分離されると考えられ、この解消及び改良工事が完成し支払われるまでこの用途にのみ用立てられる。本項の上述の規定のいずれにもかかわらず、議会は、これにより現在乃至今後本項に従って平面交差解消及び付隨の改良工事のための資金を調達するために売り出される債券の果実から、総額 6000 万ドルを超えない額を州の高速道路及び自動車専用道路の建設及び改造に充当することが認められる。(1938 年の憲法会議で修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された; さらに 1941 年 11 月 4 日の住民投票により修正された。)

## [減債基金；維持・投資方法；そこからの収入及びその充当]

### 第 15 項。

これまでに設定された州債の利子の支払及び元本の償却のために準備された各種減債基金は継続される；それらは個別に維持されて安全に投資され、そのいずれもがこの後に定められるような支払及び償却のため以外のいかなる方法でも充当されたり使用されたりしてはならない。会計監督官は、毎年額面同価を超えないそれらの公正な市場価格でこれらの基金のそれぞれへの投資に対して維持される担保を評価する。その後で会計監督官は、これらの基金のそれぞれの額並びにそれ以後毎年それぞれこの基金に寄金される場合には、1年ごとに3%ずつの率で見積もられた基金について及びそれへの積立金について並びにそれへの寄金に関して、満期の日にこの寄金が設定された負債の回収額を生みだす予定の今後のそれぞれのこの基金の額を確定して議会に証言し、議会は少なくともこのように証言された額をこの年に対するこのそれぞれの基金への寄金として充当する。

いずれかの年のいずれかの収入が、毎年この基金に追加される場合に上述のような寄金及びその積立金でもって満期に回収する額よりも大きければ、超過した収入はそのために基金が創設された負債への利子に充当できる。

いずれかの減債基金が、総額でそれがそのために創設された負債と同額となった後では、もはや寄金は上述の年次評価で確認された何らかの損失を償う以外にはそれに対して行わなければならず、又この収入はこの負債の利子の支払に充当される。利子の支払には不必要なこの収入超過分は州の総合基金に充当できる。（以前の第5項。1938年の憲法会議で項目番号が付け替えられて修正されて1938年11月8日の住民投票により承認された；さらに2001年11月6日の住民投票により修正された。）

## [州債の支払；特定支出でなく会計検査官が支払うとき]

### 第 16 項。

議会は、毎年、同じものが支払われるような本条第9項により設定されたもの以外、州のために創設された全ての負債乃至償還用負債の利子支払及び元本の分割払い、並びに法律により創設された減債基金の全てへの本条第12、13乃至15項の規定により毎年寄金される額の寄金を、特定支出により供給する。議会がこの特定支出をしない場合はいつでも、会計監督官はその後受納される州の総合基金に充当可能な最初の諸収入から、事情に応じて利子、元本の分割払い、乃至この減債基金への寄金に十分な資金を分離し、こうして分離された資金をそれに充当する。会計監督官は、この債券保有者の誰かの要請で前記のような諸収入を分離して充当することができる。

本項の上述の規定があろうとも、会計監督官は、州債券証券の購入者たちの誰とも、この契約の規定に従って決められる額乃至複数の額が記載された基金に、若しくは指定乃至記載された代理者乃至受託者とともに預け入れられる後では、彼らはこれらの債券証券乃至その利子の支払のための州に対するそれ以上の権利をもはや持てないということを契約で

きる。この場合には、会計監督官がこの契約の記載された諸条件に従った後では本項はもはやこの債券証券乃至その利子の支払に関して適用されない。(以前の第 11 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された ; さらに 1993 年 11 月 2 日の住民投票により修正された。)

[税収安定維持準備金のための基金乃至各基金創設権限の議会への付与 ; それへの支払及びそこからの引出しの規制]

第 17 項。

議会は、支出乃至配分に役立てられる州の税収の安定のための基金乃至各基金を創設できる。こういった寄金を創設する法律はいずれもこの基金が関係する税乃至諸税を明記し、各会計年度の基準となるこのような税乃至諸税からの収入の額の決定方法を定める。この基準を超えて会計年度中に税乃至諸税から生じた収入の法律により定められる部分はこの基金に払い込まれる。会計年度中に税乃至諸税から生じた収入がこの年の標準以下になって初めていかなる資金もいつでもこの基金から引き出される ; その場合この額は法律により定められるが、いかなる場合にもこの収入とこの標準との差額を超える額がこの基金から総合基金に払い込まれてはならない。

基準の決定又はこの基金に払い込まれるべき乃至この基金から総合基金に払い込まれる額の規定方法を変更する法律は、その制定の日から 3 年間は発効できない。(1943 年 11 月 2 日の住民投票により修正された。)

[第 2 次世界大戦の一定の退役軍人の兵役による特別賞与]

第 18 項。

議会は、法律により、なお軍隊にいるか、又は名誉ある事情で除隊乃至召集解除となった、1941 年 12 月 7 日から 1945 年 9 月 2 日までのその日を含む期間中にどれだけかの間軍隊の現役にあった間の勤務に対して、彼若しくは彼女の現役への兵籍編入、募兵乃至召集の直前少なくとも 6 か月の期間本州の居住者であった合衆国軍隊の男女各隊員に対する特別賞与の支払を準備するために州債乃至複数の州債の創設を認めることができる。負債の創設を認める法律は、現役への兵籍編入、募兵乃至召集の直前少なくとも 6 か月の期間本州の居住者であったが 1941 年 12 月 7 日から 1945 年 9 月 2 日までのその日を含む期間中にどれだけかの間の現役中に死亡したか、又は 1945 年 9 月 2 日に引き続いた現役中に、又は特別賞与の支払以前に名誉ある事情で除隊乃至召集解除となった後に死亡した軍隊の男女各隊員の最近親者へのこのような特別賞与の支払を定める。これらの軍隊の隊員たちの勤務の期間及び地位に基づく資金配分は一般法により定められる。本項により認められる負債の総額は 4 億ドルを超えてはならない。本項の規定とは抵触しない、州債乃至複数の州債のための債券の発行並びにその満期及び支払に関する本条の規定は本項に従って創設される負債乃至複数の負債に適用される ; 但しこういった負債乃至複数の負債の設定を認める法律が本条の第 11 項に従って住民投票への付託なしに有効になる場合はこの限

りでない。

1950 年 1 月 1 日以前に発効するように本項により認められ法律に従って発行される債券の果実は、本項により現在定められるとおりこれらの特別賞与をその有資格者たちに支払うために役立てられて支出できる。(1947 年 11 月 4 日の住民投票により修正された；さらに 1949 年 11 月 8 日の住民投票により修正された。))

#### [州立大学拡充のための州債]

第 19 項。

議会は、法律により、州立大学内に包含される現在乃至今後の諸施設で提供され又提供されるべき高等教育計画の拡充及び発展のために諸施設の建設、改造、復興、改善及び設備に資金を供給するために、そのための不動産の獲得のために、並びに州立大学理事会により承認されて規制される地方自治体が資金提供する高等教育諸機関の資本コストの州の負担分の支払のために、総額 2 億 5000 万ドルを超えない州債乃至複数の負債の創設を認めることができる。本項に抵触しない州債乃至複数の負債のための債券の発行並びにその満期及び支払に關係のある本条の規定は本項に従って創設される負債乃至複数の負債に適用される；但しこれらの負債乃至複数の負債の設定を認める法律が本項の第 11 項に従って住民への付託なしに有効になる場合はこの限りでない。(新規。1957 年 11 月 5 日の住民投票により修正された。)

### 第Ⅷ条 地方財政

#### [禁止される地方団体の資産若しくは預金の贈与若しくは貸付；列挙された目的のための除外]

第 1 項。

シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区は、個人、又は民間法人乃至団体、又は民間企業の支援のため乃至支援に当たり、資金若しくは資産を贈与したり貸し付けしたりしてはならないし、又直接間接に民間法人乃至団体の株式乃至債券の保有者になってはならない；又シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区は、個人、又は民間法人乃至団体、又は民間企業の支援のため乃至支援に当たりその預金を贈与したり貸付したりしてはならないが、但し二つ乃至それ以上のこれらの単位が、これらの単位が個別に供給する権限を有するいざれかの都市的設備、便益、活動乃至事業を提供するに当たり法律に従って一緒に参加する場合はこの限りでない。この各単位が、これらの単位の負債を設定するか若しくは資産税を徴収する権限をそれ以外の場合には制限する本憲法の規定に従って、共同乃至そらぞのの負債を設定し、この共同の事業のためのこの負債の支払に対してその乃至それらの誓約若しくは預金を担保にし、並びにそのために認められる資産税又はその他の税を徴収するか若しくは課徴金を賦課するのを議会により認められることができる。議会は、この共同事業から生じる負債がこれらの諸単位により引き受けられる方法及び割合を法律により定める権限を有し、又それによりこの負債がこれらの単位間で決定され、配分され、

割り当てられてこの負債が該当する憲法上の制限の例外として処理される方法を定める権限を有するするが、但しいかなる場合にもこの共同事業のために生じる負債の総額以上のものがこれらの参加単位全ての負債を負う権限を認める際には含まれていないことが要件となる。この法律は、この決定、配分及び割当が会計監督官によりなされるか若しくは承認されるかした場合には最終決定であると定めることができる。この定めは、カウンティが法律に従って、タウン又は学校区に戻される未払いの税金の額を前払いするための負債を設定することを妨げるものではない。

カウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジに適用する負債及び課税への制限はあるが、本憲法の規定には、このカウンティ、シティ若しくはタウンのいずれかが、法律により認められるところの貧困者の扶助、世話及び支援を提供するのを妨げるもの、又これらのカウンティ、シティ若しくはタウンが要保護児童のための児童養護施設若しくは矯正施設の収容者、及び公的乃至私的いずれかの統制下に置かれた権限のある機関により家庭内収容施設で児童たちの世話、支援、扶養及び非宗教的教育を提供するのを、又は全ての児童たちに対して保険福祉サービスを提供するのを妨げるものは一切含まれていないし、又本憲法の規定にはカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジが警察部門若しくは消防部門の退職者たちに、又は警察部門若しくは消防部門の職員たち乃至退職者たちの寡婦たち、要保護児童たち乃至要保護両親たちに支払われるべき年金の給付を増額するのを妨げるものは一切含まれていない:又ニューヨーク市が救急隊員たち乃至退職隊員たちの寡婦たち、要保護児童たち乃至要保護両親たちに支払われるべき年金の給付及びニューヨーク市の街路清掃部門の年金基金を増額するのを妨げるものは一切含まれていない。全てか乃至一部が民間の管理下にある慈善、慈善救助、矯正及び児童矯正の施設若しくは機関への世話、支援及維持のための支出は議会により認められるが、要求されてはならない。これらの支出は、いずれかのこういった施設若しくは機関の世話を受ける者に対しては、又はそれらの施設の検閲権を有する州社会福祉庁乃至その他の州の部局により制定される諸規則に従ってそこに収容されてとどめられているわけではない家庭内収容施設に置かれる児童に対してはなされてはならない。(以前の第 10 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された;さらに 1959 年 11 月 3 日、1963 年 11 月 5 日、1965 年 11 月 2 日の住民投票により修正された。)

#### [地方団体の負債制限 ; 地方債の創設及び支払 ; 除外]

##### 第 2 項。

カウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区は、カウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区のそれぞれの用途を除きいかなる負債も設定してはならない。いかなる負債も、この負債がそのために設定される対象乃至用途の想定できる有効期間、又はそれに代わってこの負債がそのために設定され、州議会の一般法若しくは特別法に従ってこの負債を設定するカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区の統治機関により、その決定が最終となり、かついかなる場合にも 40 年よりは長くはない期間で決

定される幾つかの対象乃至用途の想定できる加重平均有効期間よりも長い期間で設定されなければならない。負債乃至その一部は、この統治機関により決められるところのこの負債が設定された日から算定される想定可能な有効期間か又は想定可能な平均有効期間のいずれか以内に償還できる。

負債はいずれも、カウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区がその元本並びにそれへの利子の支払に対してその誓約若しくは預金を担保にして初めて、カウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区により設定される。実際に賦課されたが未徴収の、又はこの負債が設定され、設定された負債がこの負債が設定される会計年度に賦課されるべき税の徴収を見込んで設定される負債、及びこの負債が創設された会計年度のすぐ後の2会計年度の内の1年度に支払われるべく設定される負債の外は、この負債及び必要に応じて設定されるその各一部の全ては、その償還を含めて年賦で支払われ、その最初のものはこれまでに設定された負債の償還以外は、この負債乃至その一部が設定された後2年以内に支払われ、又分割払いはこれまで設定された負債の償還の場合以外は、この負債を設定したカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区の統治機関が法律により認められるところの実質上平均乃至過減する負債管理費支出を準備しない限り最小のこれまでの分割払いよりも多く50%以上となってはならない。

上述の規定があろうとも、ニューヨーク市により設定される上水道のためのこの用途に関連する土地の取得を含めての負債並びに必要に応じて同市により設定されるいかのこの負債のその各部分は、最長50年満期の定期債券、この場合には負債は上記のように年賦で支払われるがそれによってか、若しくはそのためにこれらの債券が発行される負債を償却するために創設されて維持される減債基金への毎年の寄金により償還される最長50年満期の減債基金債券によってかのいかで資金調達ができる。上述の規定があろうとも、ニューヨーク市により今後設定される(a)高速輸送鉄道の取得、建設乃至設備、又は(b)これらの用途のいかに關係のある土地の取得を含む埠頭の建設のために、そのように創設される負債及び必要に応じて設定されるその一部は、50年満期の定期債券、この場合には負債は上記のように年賦で支払われるがそれによってか、若しくはそのためにこれらの債券が発行される負債を償却するために創設されて維持される減債基金への毎年の寄金により償還される最長50年満期の減債基金債券によってかのいかで資金調達ができる。

上述の規定があろうとも、議会が一般法若しくは特別法により課すような要求に従って、そのために負債が設定できるいかの対象乃至用途のためにカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区により設定される負債並びに必要に応じて設定されるその各部分もまた、最長50年満期の減債基金債券、これはカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区により創設される減債基金への毎年の寄金により償還されるがそれにより資金調達ができるが、但しこの毎年の寄金のそれぞれが、できれば、寄金の日に減債基金が償還できるのに必要な額と等しく、さらにまたこれらの負債が定期債券の発行により全て資金調達される場合には支払われていたはずだし、かつ支払可能な負債と同額であ

ることが要件となる。但し減債基金債券の発行が同じ対象乃至用途のための定期債券の発行と売り出しとが連結していて、さらにまた毎年の減債基金寄金の額ができればこの毎年の寄金の日に少なくとも減債基金が償還できるのに必要な額、( i )この負債が全額定期債券として発行されていた場合には毎年の支払に必要な額と等しく、( ii )できればこの負債が定期債券として実際に発行される債券の一部についてこの年の間に支払われるべき額よりは少ない場合はこの限りでない。上記の文章に従って 1986 年 1 月 1 日乃至それ以降に創設された減債基金は、議会が定める要件及び手続に従って州会計監督官によりこのような維持及び管理に關係のある支出のためのこれらの減債基金から支払できる債券の発行者による償還の提供を含めて維持され管理される。

毎年全てのカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区による特定支出により、全ての負債の利子及び(a)期限の来た債券、減債基金債券並びに定期債券の償還及び回収、(b)その削減に充当できる課税乃至その他の諸収入からこの年に支払われるために創設された証券その他の負債の証拠物件(諸税乃至その他の諸収入の徵収を引き当てにした発行、乃至その書換えがなされ、及び本条第 5 項の段落 A に定められるもの、又それ以前に認められた債券の売出しの果実の領収を引き当てに発行されるものを除く)の償却に必要な額、並びに(c)諸税乃至その他の収入の徵収を引き当てに発行される発行の日以降 5 年以内には回収されない証券その他の負債の証拠物件乃至その書換えの償却に必要な額に対して提供がなされる。それぞれの当該機関がこの特定支出をしないときはいつでも、十分な額がその後に領収される最初の諸収入から分離されてこの用途に充当される。カウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区の財務官は、いずれかのこの負債のために発行された債権証券のいずれかの保有者の請求で上述のこれらの収入を分離して充当することを要求できる。

上述にもかかわらず、負債の発行について全ての利子が毎年支払われる必要はないが、但し(a)実質上平均乃至遞減する負債管理費(全ての利子支払を含む)がこの負債発行の寿命を超えてなされるか、又は(b)減債基金債権証券の場合には必要な元本の将来の寄金の総額、又定期の債権証券の場合には元本の支払よりは少ない、本項に従って創設される減債基金にその均衡をもたらすのに必要な額が、寄金から得られる収入を含めて、この寄金が行われる日にそこから支払われる債権証券の自然増加価値に対して毎年寄金されるかのいずれかが要件となる。債権証券がカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区により割引して売り出されるときは、本憲法に含まれる負債制限のために生じる負債額は、カウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区により債権証券の額面とは無関係に実際に領収される金額だけが含まれると考えられる。(新規。1938 年の憲法会議で採択されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された;さらに 1949 年 11 月 8 日; 1953 年 11 月 3 日; 1985 年 11 月 5 日、1993 年 11 月 2 日の住民投票により修正された。)

#### [水道、排水下水施設及び用途のための地方債；負債の配分及び除外]

第 2 -a 項。

本条の第1項の規定があろうとも、議会は、一般法若しくは特別法により、議会が課す諸条件に従って：

- A. カウンティ、シティ、タウン、若しくはヴィレジに、又は自らの需要を超えた分をその他の公社若しくは改良区<sup>(1)</sup>に販売するために改良区を代表するカウンティ若しくはタウンに、上水の供給を用意するための負債を設定するのを認めることができる；
- B. 二つ乃至それ以上の公社及び改良区に共同の上水の供給を用意するのを認めることができるし、この公社のいずれか、又は改良区を代表するいずれかのカウンティ若しくはタウンにこの用途のための共同負債を設定するか若しくは特定の費用配分のための負債を設定するのを認めることができる；
- C. カウンティ、シティ、タウン、若しくはヴィレジ又は改良区を代表するいずれかのカウンティ若しくはタウンに、その他の公社若しくは改良区から自らの需要を超えた下水の通水、処理並びに排水施設を提供するための負債を設定するのを認めることができる；
- D. 二つ乃至それ以上の公社及び改良区に下水道の共同の通水、処理並びに排水を提供するのを認めることができるしこの公社のいずれか若しくは改良区を代表するいずれかのカウンティ若しくはタウンに、この用途のための共同負債を設定するか、若しくは特定の費用配分のための負債を設定するのを認めることができる；
- E. カウンティ、シティ、タウン、若しくはヴィレジ又は改良区を代表するいずれかのカウンティ若しくはタウンに、他の公社のいずれか若しくは改良区から自らの需要を超えた排水施設を提供するための負債を設定するのを認めることができる；
- F. 二つ乃至それ以上の公社若しくは改良区に共同の排水組織を提供するのを認めることができるしこの公社のいずれか、若しくは改良区を代表するいずれかのカウンティ若しくはタウンに、この用途のための共同負債を設定するか、若しくは特定の費用配分のための負債を設定するのを認めることができる。

本項に従ってカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジにより設定される負債は、それぞれカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジのためのものとなる。負債を設定するカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジの権限を認めるに際して、本項の段落A及びBに従って設定される負債は除外される。

議会は、それにより本項の段落D及びFに従って設定される共同の負債の公平な配分がカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジに割り当てられる方法を定める。

議会は、全てのカウンティ、全てのシティ、全てのタウン及びか若しくは全てのヴィレジに等しく適用する条件及び効力を有する一般法により、公共改良工事乃至公共事業に結実する収入のために、本項の段落D及びFに従ってカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジにより設定されるか乃至は設定が提案される負債の全部乃至いずれかの部分が、こ

---

<sup>(1)</sup>タウンは、その都市化が進んだ地域にヴィレジが生まれ、都市的施設が早くから整備されていたが、第2次世界大戦後それ以外の地域でもその需要が高まり、それに応えるために改良区が設立されるようになった。

のカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジの負債設定権を認める際に定期的に除外できる。この除外の額は、その運営、維持及び修繕の全費用を控除した後に、この公共改良工事乃至公共事業のために設定されるか乃至は設定が提案される負債の利子の支払及び負債の償却乃至は支払に対応するに足る収益を生み出しているか乃至は生み出すことが期待される程度とそれ相応の関係がある。議会は、それにより、この除外額を決めるために、本項の段落D及びFに従って設定される提案がされる共同の負債の公平な配分が、カウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジに割り当てられる方法を定める。本項第5の段落C及び本条第10-a項の規定は、本項の段落D及びFに従って設定される負債には適用されない。

議会は、本項に従って行われる負債の割当、若しくは負債の除外の額の決定が、州会計監督官により行われるか若しくは承認される場合には最終決定となる旨定めることができる。

(1953年11月3日の住民投票により追加された項。段落C～F、その次の番号のない段落、及び3つの最終の番号のない段落は1955年11月8日住民投票により承認された修正により追加された。)

### [一定の法人の創設及び負債の制限]

#### 第3項。

(a) 負債を設定して(b)不動産への課税乃至受益者負担金を賦課するか又はこれらの税乃至負担金を要求する権限を有する地方自治体の乃至はその他の法人(カウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ、学校区乃至消防区、又は保全省の監督によるか乃至はその下で設立される河川改良区、河川統制区、若しくは排水区以外の)は、今後は設置されたり創設されたりしてはならないが、但し本項は各カウンティ及び各タウン内の改良区の創設を妨げるものではない。但しカウンティ乃至タウン若しくはこれらの改良区所在の各タウンが、これらの改良区のために設定される全ての負債についての元本及び利子の支払に対してその誓約乃至預金を担保にし、又このカウンティ若しくはタウンの負債を設定する権限を認めるに際してこの負債が含まれて初めて、この負債は、本条の規定によりカウンティ若しくはタウンの負債を設定する権限を認める際には除外される。現存のこのような法人は、今後は、その地域の不動産がいずれもこれらの税乃至受益者負担金を掛けられるシティ、若しくはヴィレジ、又は未法人化地域内のタウンの同意及び承認を得ずに一般法により定められるところの方法で認められる負債を設定してはならない。これらの課税乃至受益者負担金を掛けられる不動産が、完全に一つのシティ乃至ヴィレジ、又はタウンの未法人化地域内にある場合に、今後こういった法人により設定される負債が含められて初めて、本条の規定により、この負債がこのシティ乃至ヴィレジ若しくはタウンにより設定される場合には除外される。これらの税乃至受益者負担金を掛けられる不動産の一部だけが一つのシティ乃至ヴィレジ若しくはタウンの未法人化地域内にある場合には、今後こういった法人により設定されるいずれの負債の配分も含められ、一般法により定められるとおりに決められて初めて、このシティ乃至ヴィレジ若しくはタウンの負債を設定する権限を認めるに

際して、この負債がこういったシティ、ヴィレジ若しくはタウンにより設定さる場合には本条の規定により除外される。(新規。1938 年の憲法会議で採択されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

### [地方債の限度]

第 4 項。

本憲法に別段の定めがあれば格別だが、本項に定められるカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区は、現有の負債を含めて、このカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区の課税可能な不動産の平均的な完備した評価の以下の%に等しい額を超える何らかの方法でいずれかの目的のための負債を設定することは認められない：

- (a) ナッソウ・カウンティはカウンティの用途に 10%；
- (b) ナッソウ・カウンティ以外のカウンティはカウンティの用途に 7%；
- (c) ニューヨーク市は市の用途に 10%；
- (d) 直近の連邦国勢調査に従って 12 万 5000 人乃至それ以上の居住者を有するニューヨーク市以外のシティはシティの用途に 9%；
- (e) 直近の連邦国勢調査に従って居住者が 12 万 5000 人以下しかいないシティは教育目的以外のシティの用途に 7%；
- (f) タウンはタウンの用途に 7%；
- (g) ヴィレジはヴィレジの用途に 7%；及び
- (h) 直近の連邦国勢調査に従って居住者が 12 万 5000 人以下しかいないシティに接するか若しくは一部がその中に入るか乃至は完全に中に入っている学校区は教育目的のためには 5%；但しこの限度が、(1)一般選挙若しくは特別選挙に付されるそのための提案に投票する正式に資格のある有権者の 60%乃至それ以上の承認投票、(2)ニューヨーク州立大学の理事会の承認、(3)州会計監督官の承認を得た明確な対象乃至目的のための負債に関しては増額されてよいことが要件となる。

本憲法に別段の定めがあれば格別だが、本項に定められたそれぞれの限度を超えて設定される負債はいずれも無効となる。

直近の連邦国勢調査に従って居住者が 12 万 5000 人以下しかいない各市の負債を設定する権限を認めるに際してはこのシティにより教育のためにこれまでに設定された負債は除外される。そのように除外されるこの負債は、負債を設定するこのシティに接するか一部その中に入るか乃至は完全に中に入っている学校区の権限を承認する際には含まれる。議会は、法律により、この負債額がそれにより決定されてこれらの学校区の間に割り当てられる方法を定める。この法律は、こういった決定及び割当が州会計監督官によりなされるか若しくは承認される場合には最終決定となる旨定めることができる。

本項に定められる負債を設定する学校区の権限を認めるに際しては、本条第 5 項の段落 A に定められる証券乃至その他の負債の証拠物件は除外される。

このカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区の課税可能な不動産の平均的

な完備した評価は本条第 10 項に定められる方法で決められる。

本項にはカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区の負債を設定する権限を、本憲法のその他の規定によりそれ以上に制限する議会に認められている権限を制限すると思われるものは一切含まれていない。(新規。1951 年 11 月 6 日の住民投票により承認された。第 4 項に代えて以前の第 10 項の一部から分離されて 1938 年の憲法会議で項目番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

#### [カウンティ、シティ、タウン及びヴィレジの起債権承認；除外さるべき一定の負債]

##### 第 5 項。

カウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジの負債を設定する権限を認めるに際しては以下のものは除外される：

A. 元金の改善資金調達以外の目的で発行されてこの発行年度のすぐ後の 2 会計年度の一つで償却されるために設定される負債の証券その他の負債の証拠物件（最大限 2 年以上の満期を持って発行の定期的債券を除く）、並びに(a)それ以前に実際に賦課されて未徴収か、又はこの年度に賦課されてこれらの税からの支払が可能な額に対する不動産税の徴収、(b)これまでに州により配分されてきたか乃至はその発行後 1 年以内にそのように配分されるはずの州から受け取ることが可能な資金、(c)支払期日が満期で支払可能か若しくは 1 年以内に支払期日が満期となって支払可能ないずれかのその他の税、又はその発効後 1 年以内に受領されるべきその他の収入の徴収を引き当てにいずれかの会計年度に発行される証券その他の負債の証拠物件；但しその最初の発行の日から 5 年以内には償却されない証券その他の負債の証拠物件乃至それらの書換えはこの限りでない。

B. これ以前の乃至はこれ以後の上水道供給のために設定される負債。

C. これ以前の乃至はこれ以後の公共土木事業乃至はその一部、又はカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジにより所有されるか若しくは施工される公共事業のために、同じものがこのカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジに実質収入をもたらしている程度に比例して毎年度このカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジにより設定される負債；但しこの実質収入がこの負債の利子の支払、その償還、乃至その支払のためにこの年度に必要な額の 25% 乃至それ以上となることが要件となる。この除外は、この公共土木事業乃至その一部若しくは公共事業の収入が運営、維持及び修繕の全費用の支払並びにこの負債の利子及び償還乃至償却のためにこの年に必要な額の支払に対して充当されてそのために実際に使用されるか、又はこの収入がこの支払のためにのみ使われるべき特別の基金に預託される場合にのみ認められる。この支払のなされた後に残る収入は、いずれもこのカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジのいずれかの合法的な用途にそれぞれ使用できる。

実質収入は、総収入からのこの年度のために前年度の運営、維持及び修繕の全費用を控除することにより決められるか、又は議会が、実質収入はその間こういった公共土木事

業乃至その一部又は公共事業が運営されてきた過去5年以内の総収入の平均から同じ年度のための運営、維持及び修繕の全費用の平均を控除することにより決められる旨を定めることができる。

設定されるか乃至は設定される提案がされる負債の均整の取れた除外は、この負債がこういった公共土木事業乃至その一部又は公共事業のために最初に設定されるか乃至は設定されることになる日から公共土木事業乃至その一部又は公共事業の運営の初年度全体の期間に対しても認められる。この除外は、こういった公共土木事業乃至その一部又は公共事業の運営の初年度中に領収される総収入からこの年度のための運営、維持及び修繕の見積もられた全費用を控除することにより決められる評価された実質収入に基づいて本項に定められた方法で算定される。この均整の取れた除外の額は、評価された実質収入に代わり実質収入に基づいて算定がなされる場合には除外が予定される額の75%を超えてはならない。

本憲法に別段の定めがあれば格別だが、議会は、そのように除外されるべきいずれかのこの負債の均整の取れた額がそれにより決められ、この均整の取れた額がこの決定に従う場合を除いて除外されることのない方法及び諸条件を定める。議会は、州会計監督官がこの決定をする旨定めることができるか、又は議会は、そのように除外されるべきこの負債の均整の取れた額を決めるために、これらのカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジ所在の各司法管轄区の上級裁判所控訴部に当該管轄権を付与できる。

本項の段落Cの規定は、負債の既定の除外、又は本項の他の定めにより付与される負債除外権には一切影響も侵害もすることはない。

D. 年金乃至退職制度、若しくは現行の利子を生む全ての債務に対応するのに適した積立金への現行の支払について保険統計上の算出による積立金には基づかない基金を現在維持するカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジにより発行される定期債券。これらの債券は、これらの債券の発行日に年金名簿に載っている年金受給者たち並びにこの年金受給者たちの扶養家族たちへの将来の年金のためにも、又その日のこの制度乃至基金の実際の加入者たちの優先的なサービスのためにも、その両方に総計でこれらの債券の発効の日に利子の付けられる制度乃至基金の債務の支払に対応するに足る額を超えてはならない。これらの債券乃至その果実はこの制度乃至基金に預託される。この年金乃至退職制度若しくは基金はそれぞれ今後は現行の利子を生む全ての債務に対応するのに適した積立金への現行の支払については保険統計上の算出による積立金に基づいて維持されることになる。

E. 下水道の通水、処理及び排水施設の建設乃至改造のために1962年1月1日乃至それ以降から2014年1月1日以前に設定される負債。議会は、こういった除外されるべき負債の額がそれにより決められる方法並びにその下で決められる諸条件を定め、この負債はこの決定に従って初めて除外される。(以前の第10項から分離。1938年の憲法会議で採択されて1938年11月8日の住民投票により承認された;段落Cはさらに1949年11月8日、1951年11月6日の住民投票により修正された;段落Aは1953年11

月 3 日の住民投票により修正された；段落 E は 1953 年 11 月 3 日の住民投票により追加されて 1973 年 11 月 6 日の住民投票により修正された；さらに 1983 年 11 月 8 日の住民投票により修正された；さらに 1994 年 11 月 2 日の住民投票により修正された；さらに 2003 年 11 月 4 日の住民投票により修正された。)

[バッファロー、ロチェスター及びシラキュースの負債設定権；除外さるべき一定の負債]  
第 6 項。

バッファロー、ロチェスター及びシラキュース各市の負債を設定する権限を認めるに際して、本条第 5 項により除外される負債に加えて以下のものが除外される：  
そのなかで自治体内の資産乃至領地への課税により調達されるのと同じものを課税する条例乃至その他の自治体法規により要求できる公共土木事業の費用及び支出に等しく、バッファロー市若しくはロチェスター市によりこれまで設定されたか今後設定される総計で 1000 万ドルの額を超えない負債及びシラキュース市によりこれまで設定されたか今後設定される総計で 500 万ドルの額を超えない負債。（以前の第 10 項から分離。1938 年の憲法会議で採択されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。）

[ニューヨーク市の負債設定権；除外さるべき一定の追加負債]  
第 7 項。

ニューヨーク市の負債を設定する権限を認めるに際して、本条第 5 項により除外される負債に加えて以下のものが除外される：

A. 市によりそれから領収される現行実質収入がこの負債の利子及び年間の償還必要額に見合う程度に比例していると思われる埠頭の諸用途のために、1910 年 1 月 1 日以前に設定された負債。議会は、それによりそのように除外されるべきいずれかのこの負債の額がそれにより決められる方法及びその下で決められる諸条件を定め、この負債はこの決定に従って初めて除外される。議会は、そのように除外されるべきこの負債の額を決めるために第 1 司法管轄区の上級裁判所控訴部に当該管轄権を付与できる。

B. 1928 年 1 月 1 日以降に必要に応じて新高速輸送鉄道の建設若しくは設備、又はこの両方のために、総額 3 億ドルを超えない当初に設定された負債の総額。これらの用途のためのこの総額を超えて設定されるそれ以降の負債はいずれもそのようには除外されないが、但しこの規定はこの取決めに従って除外されるいずれかの負債の償還を妨げると解されてはならない。

C. 1950 年 1 月 1 日以降に必要に応じての市立病院の建設、改築及び設備のために、総額 1 億 5000 万ドルを超えない当初に設定された負債の総額。この用途のためのこの総額を超えて設定されるそれ以降の負債は、この段落に従って除外される負債の償還のために設定される負債以外はいずれもそのように除外はされない。

D. 既設の新高速輸送鉄道乃至その一部の拡張、並びにそれらとの及びそれらの間の相互連絡を含む 1952 年 1 月 1 日以降に必要に応じての新高速輸送鉄道の建設及び設備、又

既設の新高速輸送鉄道の改造及び設備のために、5億ドルを超えない当初に設定された負債の総額。この用途のためのこの総額を超えて設定されるそれ以降の負債はいずれもこの段落に従って除外される負債の償還のために設定され負債以外いずれもそのように除外されることはない。

E. 州が公立小学校を支援し、250万ドルを超えず、これらの債券の1回か乃至以上の回数の発行の一部乃至全ての利子及び償却及び支払の毎年の必要に見合う範囲で、債券により明示される学校目的のために設定される負債。この除外は、その支出予算がその中でこの負債管理費の支払をこの州の支援から提供するこの市の会計年度の間のみ有効となる。議会は、法律により、この除外される負債の額がそれにより決められてそのように定められる決定に従う場合の外は本項により除外されない方法を定める。この法律は、こういった決定や割当が州会計監督官により行われるか若しくは承認される場合には最終決定となる旨定めることができる。(以前の第10項。1938年の憲法会議で項目番号が付け替えられて修正されて1938年11月8日の住民投票により承認された;段落Dは1949年11月8日の住民投票により承認された修正により追加された;段落E及びFは1951年11月6日の住民投票により追加された。以前の段落Aは削除された;以下の段落は1953年11月3日の住民投票により承認された修正によりAからEに書き替えられた。)

#### [ニューヨーク市の負債設定権；除外るべき鉄道及び通過道路のための一定の負債]

##### 第7-a項。

ニューヨーク市の負債を設定する権限を認めるに際して、本憲法の他の項により除外される負債に加えて以下のものが除外される:

A. 必要に応じて鉄道、施設若しくは権利を所有する各会社の鉄道及び施設若しくはそれと関連して使用される土地若しくはそこでの権利又は有価証券の取得のために市により3億5000万ドルを超えない金額の当初に設定される負債の総額。この負債の償却のための対応はそのための減債基金の創設及び維持によるか若しくはその一部の毎年の支払によるかのいずれかか、又はこれらの方法の両方で行われる。この用途のためのこの金額を超えて設定されるこれ以後の負債はいずれもそのように除外されないが、但しこの規定はこの取決めに従って除外されるいずれかのこの負債の償還を妨げると解されてはならない。

本憲法に別段の規定があれば格別だが、市は本憲法によりこの用途のために負債を設定すること、取得された鉄道、施設、土地若しくは権利を所有する各会社に対して、この所有する各会社の有価証券の保有者たちに対して、この所有する各会社の有価証券を保有する各会社の有価証券の保有者たちに対して、若しくはこれらの取得された鉄道、施設、土地若しくは権利が現在帰属している有価証券の保有者たちに対して、この負債を明示する市の債権証券を交付することが認められる。

B. 鉄道及び施設並びにそれらと関連して使用される土地並びに市により所有されるそこ

での権利、並びにこれらの鉄道、施設、土地若しくは権利を所有する会社の市により所有される有価証券から市により領収される現行実質収入が、この非除外負債の利子並びに償却及び支払に毎年必要なものに見合う程度に比例して、市により輸送目的のために設定され、それ以外では除外扱いとならない負債。

輸送目的のための負債が本項のこの段落により除外されるか否かを決めるに際して、これらの鉄道及び施設並びにそれらと関連して使用される土地及びそこでの権利並びに市により所有される有価証券から市により領収される現行の実質収入から以下のものがまず控除される：(a)本項の規定により、若しくはその下で除外が打ち切られてはならないとする控訴部の命令によりこれまで除外されていた高速輸送目的のための負債への利子及び償還に必要なものに等しい額、(b)本項に従って設定される負債の利子に等しく、かつ全ての減債基金債券の償還のため並びにこの負債を明示する定期債券の償却のために毎年度必要となる額、(c)この取り決めに従って鉄道若しくは施設若しくは土地若しくはそこでの権利若しくは市により取得された有価証券の取得以前の市の会計年度内にこれらの鉄道、施設及び土地から市に生じる全ての税及び橋梁使用料の総計に等しい額、及び(d)この会計年度中に独立の地下鉄組織から市により引き出される実質運営収入の額。議会は、この除外される負債の額が、それにより決定され、かつそのように定められる決定に従う場合の外はそれによっては除外されなければならない方法を定める。議会は、そのように除外されるべきいずれかの負債の額を決めるために第 1 司法管轄区の上級裁判所控訴部に排他的管轄権を付与することができる。（新規。1938 年の憲法会議で採択されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。）

#### [本条の運用により無効にされるべきでない負債]

第 8 項。

その当初に有効だったカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ、若しくは学校区の負債は、その後に本条の規定の運用を理由に無効となることはない。（以前の第 10 項から分離。1938 年の憲法会議で採択され 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。）

#### [若干のカウンティの負債設定権の消滅するとき]

第 9 項。

シティの境界がカウンティのそれらと同じときは常に、又シティがその境界内に一つ以上のカウンティを含むときには、このシティに完全に含まれるカウンティの負債を設定する権限は消滅するが、但しこのカウンティの負債は本条のためにシティの負債の一部として含まれることはない。（以前の第 10 項から分離。1938 年の憲法会議で採択されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。）

#### [自治体のための不動産税による増額の限度；除外]

第 10 項。

今後本項に定められたカウンティ、シティ、ヴィレジ若しくは学校区において、いずれかの会計年度に不動産税により調達される額は、全ての負債の利子及び元本の供給に加えて、本条第 5 項の段落 A 及び B に定められた証券その他の負債の証拠物件の利子及び償却乃至その書換えの支払のためにこの年度に不動産税により調達される額よりは少ないこのカウンティ、シティ、ヴィレジ若しくは学校区の課税可能な不動産の平均的な完備した評価をした以下の%に等しい額を超えてはならない：

- (a) カウンティは、カウンティの用途のために 1.5%；但し議会がこの限度が 2% を超えない範囲で増額できる方法を定められるのが要件となる；
- (b) 直近の連邦国勢調査に従って居住者が 12 万 5000 人乃至それ以上のいずれのシティも、シティの用途のために 2%；
- (c) 直近の連邦国勢調査に従って居住者が 12 万 5000 人以下のいずれのシティも、シティの用途のために 2%；
- (d) ヴィレジは、ヴィレジの用途のために 2%；
- (e) ニューヨーク市及びその中の各カウンティは、本項の小段落 (a) (b) の規定があるにもかかわらず、市及びカウンティのために合計 2.5%。

このカウンティ、シティ、ヴィレジ若しくは学校区の課税可能な不動産の平均的な完備した評価は、議会が法律により指示する州課税委員会によってか若しくはその他の州の幹部公務員乃至機関により決められるのと同様に、直近の完備した査定登録簿上の課税可能な不動産の査定された評価及びカウンティ、シティ、ヴィレジ若しくは学校区の 4 つの前述の登録簿を探ることにより、かつこれにそれぞれのこの登録簿にこのように査定された評価が完備した評価に進む比率を適用することにより決められる。議会は、それによりこの比率が州課税委員会によってか若しくは州のこの他の幹部公務員乃至機関により決められる方法を定める。

本項の規定には、本憲法の別の規定によりカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区の不動産に課税する権限をさらに制限することが議会に認められている権限を制限すると思われるものは一切含まれていない。(以前の第 10 項から分離。1938 年の憲法会議で項目番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された；さらに 1949 年 11 月 8 日、1953 年 11 月 3 日の住民投票により修正された；さらに段落 A は 1953 年 11 月 3 日の住民投票により修正された；小段落 (f) が 1953 年 11 月 3 日の住民投票により承認された分離修正により追加された。1985 年 11 月 5 日の住民投票により承認された修正により以前の段落 (e) は廃止され以前の段落 (f) は (e) に書き換えられた。)

#### [課税限度から除外るべき一定の出資のための課税]

##### 第 11 項。

- (a) ニューヨーク市が法律によりいずれかの会計年度における直接の予算上の特定支出によってか、又はその直後の 2 会計年度の一つに償却される証券その他の負債の証拠物件（最大限 2 年以上の満期で発行の定期債券を除く）の発行によっての元本の改善の

費用の全額乃至その一部に対する支払が要求されるときはいつでも、この特定支出のためか若しくはこの証券乃至その他の負債の証拠物件のために必要な諸税は、同市により本条第 10 項により定められた課税限度から全額乃至その一部の除外ができるが、その場合にはこの特定支出のために及びこの証券乃至その他の負債の証拠物件の償却のためにそのように要求される総額は、この額が法律により決められるこの元本の改善に役立つことが想定される期間を超えて均等年賦払いに支払可能な負債を通じて調達されてきたのと程度が同じで形も同じ負債と見なされる。同市の財務官は、本項に従った負債と考えられる額を決め、又議会は、この決定が州の会計監督官により承認される場合には最終決定と定めることができる。1952 年 1 月 1 日より以前に施行されて発効した本項の規定に従っていざれかのカウンティ、ニューヨーク以外のシティ、ヴィレジ若しくは学校区の負債と考えられると決められた額はこの日及びそれ以後の負債とは見なされない。

- (b)直近の連邦国勢調査に従って 12 万 5000 人以下の居住者しかいないシティに接するか一部その中に入るか完全にその中に入っているカウンティ、ニューヨーク以外のシティ、ヴィレジ若しくは学校区が、この会計年度又は将来の一会計年度乃至複数年度におけるその想定できる有効期間が法律により決められる対象乃至用途の費用の全て乃至一部の支払をいざれかの会計年度における直接の予算上の特定支出により対応するときは常に、この特定支出に必要な諸税は議会が別段の定めをすれば格別だが本条の第 10 項に定められる課税限度からは除外される。(新規。1938 年の憲法会議で採択されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された；さらに 1949 年 11 月 8 日の住民投票により、及び 1951 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [制限さるべき地方政府の権限；公認の地方債設定上の一層の制限]

##### 第 12 項。

本憲法の規定に従って、その課税及び受益者負担並びに負債の設定の濫用を防ぐために、カウンティ、シティ、タウン及びヴィレジの課税、受益者負担、借金、負債設定、及び預金の貸与の権限を制限するのは議会の責務である。本条には、本項に明記されたカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは学校区の負債を設定し若しくは不動産税を賦課する権限を一段と制限することを議会に許さないと解されるものは一切ない。但し議会は、これまでに設定された負債の利子若しくは元本の支払ために不動産税を賦課する権限を制限することはない。(新規。1938 年の憲法会議で採択されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。1963 年 11 月 5 日の住民投票により修正された。)

## 第 IX 条 地方自治体

{1963 年 11 月 5 日の住民投票により承認された修正により採択された新条文；以前の 第 IX 条は第 X III 条の新たな第 13 項の小項目 (a) (b) (c) にそれぞれ表題が付け替えられた第

5、6及び8項以外は廃止された。} <sup>(1)</sup>

## [地方自治体のための権利章典]

第1項。

効果的な地方自治並びに自治体政府間協力は州住民の意図するところである。その促進のために地方自治体は本憲法の別の定めにより付与されるものに加えて以下のような権利、権限、特権及び免責を有する：

- (a) シティに完全に包含されるカウンティを除き全ての地方自治体はその住民により選挙される立法機関を有する。全ての地方自治体は本条により定められるところにより自治体法を採択する権限を有する。
- (b) その選挙若しくは任命が、本憲法によっては定められていないあらゆる地方自治体の全ての公務員は、地方自治体乃至そのいずれか一部の地域の住民により選挙されるか、若しくは法律により定められるところの地方自治体の幹部公務員たちにより任命される。
- (c) 地方自治体は、議会法により認められるとおり、連邦、州若しくは州内外の一つか乃至はそれ以上の地方自治体と呼応して、各参加自治体が個別に提供する権限を有するいずれかの施設、サービス、活動若しくは事業を、協力して、合同で若しくは協定により提供する権限を有する。この各地方自治体は、議会法により認められるその区域の部分にその費用の負担を配分する権限を有する。
- (d) 地方自治体乃至はその領域の一部はいずれも、仮に合併が提案されたとしても、合併が提案されたその領域の住民が住民投票によりそれについて過半数で賛成しない限り、又その区域が影響を受ける各地方自治体の統治合議体がその合併が全体の公益になるという決定を根拠にそれに対して同意しない限り、別の地方自治体に合併されることはない。カウンティの統治合議体の同意はそのカウンティの境界が影響を受ける場合にのみ必要となる。1964年7月1日か乃至はそれ以前には、この統治合議体の同意が与えられない場合には、議会は、その合併が全体の利益になるか否かの争点の法律並びに事実について、上級裁判所で始審される訴訟手続において裁決及び判決を受けることを定める。
- (e) 地方自治体は、土地収用権により、その境界内の私有財産を、公用のために、この公用に必要なものに接する土地乃至資産の適当な処置乃至使用を賄うにはもはや十分ではない余分な土地乃至資産と一緒に取得し、この使用に不向きのものを売却したり乃至は貸与したりする権限を有する。議会は、土地収用権の行使及び地方自治体によるその境界の外の過剰な収用を認めて規制することができる。
- (f) 地方自治体はいずれも、議会により、(1)私有の場合ならこの公益事業がこの地方自治体に支払うはずの税に等しい額に加えて運営及び維持並びに必要かつ妥当な準備金の費用を超えてそれ以上のそのガス、電気若しくは水道の公益事業の運営に使用されて役立つ財産の価値に公正な還元をすること、若しくは(2)この利益を消費者に対する償

---

<sup>(1)</sup>末尾の訂正を挿入した。

還の支払のために又はいずれかの別の用途のために使うことを禁じられてはいない。

(g) 地方自治体は、議会法により認められるとおりその区域のいずれかの部分にも自治体の事務乃至機能の費用を割り当てる権限を有する。

(h) (1) シティの中に完全に包含される所以外のカウンティは、一般法によってか若しくは本条第2項に従ってカウンティの要求に基づき制定される特別法により、議会により定められるところのカウンティ政府の選択形態を採択し、修正し若しくは廃止するか、又は自己の選択する形態を用意し、採択し、修正し若しくは廃止する権限を付与される。この政府形態若しくはその修正はいずれも、議会法によってか若しくは地方法により、カウンティの、若しくはこのカウンティに完全に包含されているシティ、タウン、ヴィレジ、特別区又はその他の統治単位の一つ乃至それ以上の職務乃至任務を相互に、又は議会により認められるときは州に移管できるし、又一つ乃至それ以上の官署、部局、出先機関乃至統治単位を廃止できるが、但しこの小項目(2)の段落に定められたものの外は、各シティ以外のカウンティの区域において、又もしあれば一つの単位と見なされるカウンティの各シティにおいて住民投票によりそれに投じられる投票の過半数で承認されて初めてこの形態若しくは修正が実施されることが要件となる。カウンティ政府の選択形態乃至その何らかの修正が、完全にこのカウンティに包含されているヴィレジへ又はヴィレジから、議会法によつてか若しくは地方法により、職務乃至任務の移管、又はヴィレジのいずれかの官署、部局、出先機関乃至統治単位の廃止をもたらす場合には、この形態若しくは修正は、その影響を受け一つの単位と見なされる全てのヴィレジにおいて住民投票によりそれに投じられる投票の過半数で承認されて初めて実施される。

(2) カウンティによる選択形態の採択後、カウンティの公選職を創設するか又は廃止し、彼若しくは彼女の任期中に公選のカウンティ幹部公務員の投票権若しくは拒否権又は彼らを罷免する方法を変更し、公選のカウンティ幹部公務員のいずれかの権限を廃止し、縮小し若しくは別のカウンティ幹部公務員乃至機関に移管し、カウンティ立法機関の形態若しくは構成を変更する議会法によつてか若しくは地方法によるその何らかの修正は、議会により定められるところにより承認について住民に委ねられる。(2001年11月6日の住民投票により修正された。)

## [議会の権限及び任務；地方自治体の自主憲章制定権；地方自治体法]

### 第2項。

(a) 議会は、地方自治体の創設及び組織を、本憲法により付与される権利、権限、特権及び免責を保障する方法で定める。

(b) 本憲法の地方自治体の権利章典及びその他の適切な規定に従つて、議会は：

(1) 本条により与えられる諸権限に加えて自治体の立法及び行政を含むがそれには限られない諸権限を地方自治体に与える地方自治体法を制定し、又必要に応じて修正できる。この法規において与えられる権限は、知事の承認を得て一暦年の常会で議会

による法規の制定によってのみ廃止され、縮減され、修正され若しくは一時停止され、又この法規の再制定及び承認はその次の暦年に行うことができる。

- (2)一般法によってのみか、若しくはいずれかの地方自治体の資産、業務及び統治に関して(a)その立法機関の全議員の3分の2の請求に基づくか若しくは構成員の過半数により同意されたその最高執行公務員の請求に基づくか、又は(b)ニューヨーク市の場合は知事の判断でこの特別法の制定を必要とする緊急性の構成要素となる知事からの事実を具陳した必要証明書に基づく特別法によってのみ制定する権限を有し、後者の場合には議会の各院に選出された議員の3分の2の同意を得なければならない。
- (3)本条により乃至はそれに従って認められるその外のものに加えて、その資産、業務乃至統治には関係のない、地方自治体の立法及び行政を含むがそれには限られない権限を地方自治体に付与し、又この追加して権限を取り消したり制限したりする権限を有する。
- (c)地方自治体法若しくはその他のいずれかの法律により与えられる諸権限に加えて、  
(i)全ての地方自治体はその資産、業務若しくは統治に関する本憲法の規定又はいずれの一般法にも抵触しない条例<sup>(2)</sup>を採択し修正をする権限を有し、又(ii)全ての地方自治体は、この地方自治体の資産、業務若しくは統治に関する本憲法の規定若しくはいずれかの一般法には抵触しない以下の対象に関する条例を採択し及び修正をする権限を有するが、但し州議会がこの地方自治体の資産、業務乃至統治以外のものに関するこの自治体法の採択を制限する範囲はこの限りでない。
- (1)その幹部公務員たち及び雇用員たちの権限、義務、資格、定数、任免方法、任期、給与、勤務時間、保護、福祉及び安全、但しシティ及びタウンが、カウンティ幹部公務員としてのその資格で就いているカウンティの立法機関の議員たちに関してはこういった権限を有していない場合はこの限りでない。
- (2)シティ、タウン若しくはヴィレッジの場合にはその立法機関の総員数及び構成。
- (3)その事務処理。
- (4)その債務の負担、但しこの地方自治体による負債の証拠物件の発行による財源調達に関連した条例が州議会により制定される諸法律と合致している場合はこの限りでない。
- (5)自治体に対する請求の表示、確認及び弁済。
- (6)その高速道路、道路、東西道路、南北道路及び土地の取得、世話、管理及び使用。
- (7)その輸送施設の取得並びにその所有及び運営。
- (8)議会により認められる地方税の及び議会により制定される諸法律と合致した地方改良工事のための受益者負担金の賦課、徵収及び管理。

---

<sup>(2)</sup>原文は“local law”だが本憲法では州が制定する「地方法」にも全く同語を用いているので、この翻訳では自治体が制定するものを区別して日本流に「条例」とした。

- (9)地方自治体のための作業、労働若しくは業務を行う請負人乃至孫請人により雇われる者たちの賃金若しくは給与、作業若しくは労働時間、並びに保護、福祉及び安全。
  - (10)地方自治体内の人間たちの統治、保護、治安、指導、安全、健康及び福利若しくは財産。
- (d)カウンティ政府の選択形態の下での職務の移転の場合の外は、地方自治体は他の地方自治体の権限を侵害する条例を採択する権限を有していない。
- (e)本項に明記された地方自治体の諸権利及び諸権限はニューヨーク市内のカウンティに関する限り同市に付与される。(2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [適用可能なままの現行諸法；構造；定義]

第3項。

- (a)明文の規定がある場合の外は本条には以下に関する議会の権限を制限したり縮減したりするものは一切ない。
- (1)本憲法の第XI条により求められるか若しくは定められるところによる公立学校制度、乃至はこの公立学校制度に付随するいずれかの退職制度の維持、支援若しくは管理、
  - (2)本憲法の第VI条により求められるか若しくは定められる諸裁判所、及び
  - (3)地方自治体の財産、業務若しくは統治以外の諸問題。
- (b)本条の規定は議会の諸法律の現行の有効な規定に何ら影響することはないし、これらの規定は本憲法の規定に従って廃止、修正、部分修正若しくは変換されない限り引き続き有効となる。
- (c)本条により地方自治体に付与される諸々の権利、権限、特権及び免責は自由に解されなければならない。
- (d)本条で用いられるときは常に以下の用語は以下のものを意味するか含むかする：
- (1)「一般法」全てのカウンティ、完全にーシティの中に含まれる所以外の全てのカウンティ、全てのシティ、全てのタウン若しくは全てのヴィレジに等しくいかなる場合にも実際に適用される法律。
  - (2)「地方自治体」カウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジ。
  - (3)「住民」本憲法の第2条第1項に定められたところの投票権を有する者たち。
  - (4)「特別法」一つ乃至それ以上だが全てではないカウンティ、完全にーシティの中に含まれる所以外のカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジにいかなる場合にも実際に適用される法律。

#### 第X条 法人

##### [法人；その構造]

第1項。

法人は一般法により設立できる；但し地方自治目的のため、又議会の判断で法人の目的が一般法によっては達成できない場合の外は、特別法により創設されてはならない。本項に従って可決される一般法及び特別法は全て必要に応じて改正できる。(以前の第8条第1項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された。)

#### [法人の支払金]

第2項。

法人からの支払金は法律により定められるところにより法人構成員の個人負担により保証される。(以前の第8条第2項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された。)

#### [貯蓄銀行の特許状；貯蓄貸付組合の特許状；付与されない特別な特許状]

第3項。

議会は、一般法により、貯蓄銀行、貯蓄貸付組合、若しくは貯蓄団体の特許状は全て権限、権利及び債務を統一し、今後これらの法人に与えられる特許状は全てこの一般法に、及びそれに加えられる修正に統一させられる。議会は、銀行業務のために特別な特許状を与える法律を可決する権限は有しない；但し法人若しくは団体はこの目的のために一般法により設立できる。(以前の第8条第4項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された；1983年11月8日の住民投票により修正された。)

#### [法人；定義；告訴権及び告訴される権利]

第4項。

本項で、又本条第1、2及び3項で使用される法人という語は、個人若しくは構成員によっては保有されない法人の権限若しくは特権のいずれをも有している団体及び株式会社を全て含むと解される。又法人は全て提訴権を有し、かつ自然人と同様な事件で全ての裁判所に告訴されるのを免れられない。(以前の第8条第3項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された。)

#### [公社；創設の制限及び権能；会計；その義務]

第5項。

それにより設備されるか若しくは供給される公益事業乃至施設のために負債を設定する権限及び使用料、課徴金、税金若しくは手数料を徴収する権限を両方とも有しない公社（カウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ、学校区若しくは消防区若しくはータウン乃至複数のタウン内に設置される改良区以外の）は今後も議会の特別法による以外創設されることはない。

このような公社（カウンティ若しくはシティ以外の）は、これらの公益事業乃至施設がシティによりその時点乃至それ以前に設備されるか若しくは供給されていた性格乃至性質のものである場合には、シティの有権者たちがこのシティ内の一般選挙若しくは特別選挙において過半数の投票により下記の両権限のこの公社への付与を承認して初めて、シティにより設備若しくは供給される公益事業乃至施設のために今後負債を設定する権限並びに使用料、課徴金、税金若しくは手数料をシティ内で不動産の所有者乃至不動産の現住者（この公社によってか又は州乃至そのいずれかの州内の出先機関により所有されるか乃至は管理される前記財産の現住者以外の）から徴収する権限の両方を与えられる；但しこの段落は州際協定に従って創設される公社には適用されない。

これまでに創設されたか今後創設される全てのこういった公社の会計は、州会計監督官の監督を受けるか、又はこの公社の社員の一人乃至数人が市長により任命される場合にはこのシティの会計監督官の監督を受ける；但しこの規定は別の州との若しくは外国との協約乃至協定に従って創設されるような公社にはこういった協約乃至協定に対して当事者たちの同意を得た場合以外は適用しないことが要件となる。

州も、その政治的下部機関もいずれも、いかなる場合にもこれまでに創設されたか今後創設されるこういった公社により発行される債権証券の支払に対して責任を負うことはないし、議会は、州若しくはその政治的下部機関の債務を引受け、引き受けを容認し、若しくは負わせることもできない；但し州若しくはその政治的下部機関は、議会により認められる場合にはこういった公社の資産を取得してその負債の支払をすることができる。（新規。1938年の憲法会議で採択されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。）

#### [州優先道路建設公社債償還に対する州の負担；州運河用地及び資産の使用]

第 6 項。

本憲法の本条乃至その他の条文の規定があろうとも、議会は住民投票に掛けずに発効する法律により以下のことができる：

- (a) 州優先道路を建設するために創設される公社の、元本の額 5 億ドル以内でそれぞれの発行日以降 40 年以内に満期となる債券の元本及び利子の支払に対して、並びにこれらの債券を引き当てに発行されるこの公社の手形及びその書換えがこれらの手形のそれぞれの発効日以降 5 年以内で満期となる手形の元本及び利子の支払に対して、州が負担するか若しくは負担するのを認める；及び
- (b) 法律が定めることができる限りの期間この公社による州の運河用地及び資産の利用を認める。支払が別 の方法で行われることも用意されることもない範囲で、第 7 条第 16 項の規定は本項に従って負わされる州の債務に適用されるが、但し本項により与えられる権限は本条乃至はその他の条文の制限を受けることはない。（新規。1951 年 11 月 6 日の住民投票により追加された。）

#### [鉄道通勤客車のためのニューヨーク埠頭庁の債権証券用州債]

第 7 項。

本憲法の本条乃至はその他の条文の規定があろうとも、議会は、住民投票に掛けずに発効する法律により、ニューヨーク埠頭区内で旅客輸送に使用される鉄道線路の大部分が本州内にあるニューヨーク埠頭区の本州内の部分にある各自治体間で旅客たちを輸送する鉄道に対して、旅客輸送に使用される自力推進車を含む鉄道の客車及び蒸気機関車並びにその他の鉄道車両を購入するか乃至は購入に再融資するために、又は購入のためになされる本州による立替金を返済するために、これらの車両を借り入れるために、これまでに制定されたか乃至は今後制定される法規に従って発行されるニューヨーク埠頭庁の債権証券の元本及び利子の支払に対して州が負担するか乃至は負担するのを認める；但し州がそれに関する負担できる債権証券の総額はいかなる場合にも 1 億ドルを超えてはならないし、又これらの債権証券は全て本項の発効日以降 35 年以内に満期となることが要件となる。支払が別 の方法でなされることも用意されることもない範囲で、第 7 条第 16 項の規定は本項に従って負わされる州の負担に適用されるが、但し本項により与えられる権限は本条乃至はその他の条文の制限を受けることはない。（新規。1961 年 11 月 7 日の住民投票により追加された。）

#### [沈滞地域における新たな産業施設乃至製造工場の財源調達のための公社の債券への州債]

第 8 項。

本憲法の本条乃至その他の条文の規定があろうとも、議会は、住民投票に掛けずに発効する法律により、本憲法の第 7 条第 8 項の最後の段落に従ってそこに明記された目的のために創設される公社のそれぞれの発行日以降 30 年以内に満期となる債券の元本及び利子の支払に対して、並びに手形及びその書換えがこれらの手形のそれぞれの発行日以降 7 年以内に満期となるこれらの債券を見込んで発行されるこの公社の手形の元本及び利子に対して、州が負担するか乃至は負担するのを認めることができるが、但し州がそれらに関するように負担するこれらの債券の総額がいかなる場合にも未払いの債券を償還するために発行される債券を除いて一とき 9 億ドルを超えないことが要件となる。（新規。1961 年 11 月 7 日の住民投票により追加された。以前は 1961 年 11 月 7 日の住民投票により追加された第 7 項に合体していた；1969 年 11 月 4 日の住民投票により項番号が付け替えられて修正された；さらに 1981 年 11 月 3 日、1985 年 11 月 5 日、1991 年 11 月 5 日の住民投票により追加された。）

## 第 XI 条 教育

### [公立小学校]

第 1 項。

議会は、本州の児童たちが教育を受けられる無月謝の公立小学校の制度の維持及び支援を定める。（以前の第 9 条第 1 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11

月 8 日の住民投票により承認された。)

### [大学理事会]

第 2 項。

ニューヨーク州立大学理事会の名称で 1784 年に創設された法人は、本憲法の下でニューヨーク州立大学の名称で存続される。大学は少なくとも 9 人の理事たちにより管理され、その法人の権限は、議会が拡大したり、変更したり縮小したりできるが、理事たちにより行使される。(以前の第 9 条第 2 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

### [特定宗派の学校支援への公有財産若しくは公金使用禁止]

第 3 項。

州乃至そのいずれかの下部機関は、その資産若しくは預金若しくはいかなる公金も、直接若しくは間接に、全部乃至その一部がいずれかの宗教上の宗派の支配乃至指導下にあるか、又はいずれかの宗派の教義乃至教理がそこで教えられる学校若しくは教育施設の検査乃至検閲のため以外の支援若しくは維持に使用したり、又は使用されるのを公認乃至黙認のいずれもしたりしてはならないが、但し議会は学校若しくは教育施設の学童送迎輸送を定めることができる。(以前の第 9 条第 4 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。以前の第 4 項は 1962 年 11 月 6 日の住民投票により承認された修正により変更なしに第 3 項に項番号が付け替えられた; 以前の第 4 項は同じ修正により廃止された。)

## 第 XII 条 防衛

### [防衛 ; 国民軍]

第 1 項。

州及び合衆国の防衛及び防護は州内の全ての人間の義務である。議会は、この義務の履行並びに編成された国民軍の維持及び管理を定める。{(1962 年 11 月 6 日の住民投票により採択された新条文; 1938 年 11 月 8 日に採択された以前の条文を廃止し置き換えた。)}<sup>(1)</sup>

## 第 X III 条 公務員

### [就任宣誓 ; ほかには就任のための検査はない]

第 1 項。

立法府の議員たち、及び行政府並びに司法府の全ての公務員たちは、法律により免除される下級公務員を除き、各自の公務に就任する前に以下の宣誓若しくは証言をして署名をする: 「私は厳かに合衆国憲法、及びニューヨーク州憲法を支持し、最善の能力を尽くして……の職務を忠実に履行することを誓う(若しくは証言する);」 その外には宣誓、宣言若し

---

<sup>(1)</sup> {} 末尾の訂正を挿入した。

くは証言が公共の信託官職としての資格で要求されることは一切ないが、但し政党の委員会が規則によりこの委員会について代表の両性平等を定め、そこで公職の候補者が指名される政党の州大会が規則によりこの政党のいずれの委員会についても代表の両性平等を定める場合はこの限りでない。(1938 年の憲法会議で可決されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

#### [官職の任期]

第 2 項。

官職の任期が本憲法により定められていないときは、法律により布告でき、又そのような布告がない場合には、この官職は任命官庁の望む期間保有される。(以前の第 10 条第 3 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。以前の第 6 項は 1962 年 11 月 6 日の住民投票により承認された修正により変更なしに第 2 項に項番号が付け替えられた; 以前の第 2 項は同じ修正により廃止された。)

#### [官職の欠員；補充方法；教育委員会]

第 3 項。

議会は官職の欠員の補充を定め、又公選職の場合には、欠員を補充するために任命される者は誰も欠員を生じた後の最初の例年選挙に続く政治年度初頭より長くこの任命により彼若しくは彼女の官職にとどまつてはならない; 但し本条にはいずれにしてもいずれかの年の 12 月 31 日を超えて延長して、次の通常学校区選挙までの任命によるニューヨーク市の市学校区の地区教育委員会を含む教育委員会の欠員を補充することを禁止するものは一切含まれていないことが要件となる。(以前の第 10 条第 5 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。以前の第 8 項は 1962 年 11 月 6 日の住民投票により承認された修正により変更なしに第 2 項に項番号が付け替えられた; 以前の第 3 項は同じ修正により廃止された。1977 年 11 月 8 日; 2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [政治年度と議会の会期]

第 4 項。

政治年度及び議会の会期は 1 月 1 日に始まる; 又議会は毎年度 1 月の第 1 月曜日の後の第 1 水曜日に集合する。(以前の第 10 条第 6 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。以前の第 9 項は 1962 年 11 月 6 日の住民投票により承認された修正により変更なしに第 5 項に項番号が付け替えられた; 以前の第 4 項は同じ修正により廃止された。)

#### [非行のための免職]

第 5 項。

司法府以外の、その権限及び任務が地方自治体若しくは立法府のものではなくて一般選挙で選出される全ての公務員の職務上の非行若しくは汚職による免職のための、及びまたこの免職により生まれた欠員の補充のための対応は法律により行われる。(以前の第 10 条第 7 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。以前の第 10 項は 1962 年 11 月 6 日の住民投票により承認された修正により変更なしに第 5 項に項番号が付け替えられた;以前の第 5 項は同じ修正により廃止された。)

#### [官職が空席と見なされるとき ; 議会が宣告できる]

第 6 項。

議会は、本憲法にはそのための何らの定めもなされていないときにいざれかの官職が空席と見なされる状況だと宣告できる。(以前の第 10 条第 8 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられ 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。以前の第 11 項は 1962 年 11 月 6 日の住民投票により承認された修正により変更なしに第 5 項に項番号が付け替えられた;以前の第 6 項は同じ修正により廃止された。)

#### [幹部公務員の給与]

第 7 項。

本憲法に挙げられた州の各幹部公務員は、彼若しくは彼女の官職在任中法律により決められた彼若しくは彼女の選出若しくは任命期間中増減することのない給与を受ける;彼若しくは彼女は、彼若しくは彼女の使用に対して業務手数料若しくは心付けその他の報酬を受け取ってはならない。(以前の第 10 条第 9 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。以前の第 12 項は 1962 年 11 月 6 日の住民投票により承認された修正により変更なしに第 2 項に項番号が付け替えられた;以前の第 7 項は同じ修正により廃止された;さらに 1963 年 11 月 5 日に第 12 項として修正された;さらに;2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [シティ及び一定のカウンティの幹部公務員の選挙及び任期]

第 8 項。

シティ若しくはシティの一部で選出されるシティ行政執行者たちを含むシティの全幹部職員、及び全体がシティに包含されるカウンティで選出されるカウンティの幹部公務員の選挙は、欠員の補充を除き、全て奇数年 11 月の第 1 月曜日の次の火曜日に執行され、この公務員たち全員の任期は奇数年の末日に終了する。本項は司法公務員の選挙には適用されない。(新規。1965 年 11 月 2 日の住民投票により追加された。)

第 9、第 10、第 11 は項なし。

第 12 は項なし (第 7 項を見よ)。

## [法律執行及び他の幹部公務員]

第 13 項。

- (a) ニューヨーク市内の各カウンティにおいてを除き、及び本憲法の第 9 条第 1 項において認められたものを除き、登録官を有するカウンティの登録官たちはそれぞれのカウンティの有権者たちにより 3 年ごとに 1 度、また欠員の発生が必要とすればいつでも選出される；各カウンティの保安官及び書記は有権者たちにより議会が指示するとおりの 3 年乃至 4 年ごとに 1 度選出される。保安官たちは他の官職を保有してはならない。彼らには法律により必要に応じてその人物保証の更新が要求できる；この新たな保証が提供できなければ彼らの職は欠員になったと見なされる。知事は、公選の保安官、カウンティの書記、地区の法務官若しくは登録官の誰でも彼若しくは彼女の選出された任期中に解任できる；但しそうする前に知事はこの公務員に彼若しくは彼女に対する嫌疑の写し及び彼若しくは彼女の抗弁に対して審理される機会を与える。各カウンティにおいて地区の法務官は有権者たちにより議会が指示するとおり 3 年乃至 4 年ごとに 1 度選出される。ニューヨーク市内の各カウンティの書記はそのカウンティ所在の司法管轄区の上級裁判所控訴部により任命されるが、又罷免もされる。上級裁判所の書記としての彼若しくは彼女の権限及び任務に加えて、彼若しくは彼女は法律により定められる方法で及び諸条件の下で大小陪審員を選び、引見し、呼び出し、陪審員名簿に登録する権限を有し、また必要に応じて条例によりシティによって現在定められている若しくは今後定められるようなそれ以外の権限を保有する。
- (b) 地区法務官が閑知できた彼若しくは彼女のカウンティでの本条の規定に違反する行為で告発された者を厳格に訴追しない彼若しくは彼女は、正式に通告して彼若しくは彼女の抗弁に対して審理される機会が与えられた後で知事により罷免される。いずれかのカウンティ内で本州の法律により官職に就いている者への贈賄若しくは贈賄の試み、又は上述のカウンティ内でこの人物による収賄の嫌疑をこのカウンティ内で調査し告発するためにいずれかのカウンティにより負担される支出は、州に対する嫌疑となり、州による支出が法律により定められる。
- (c) ニューヨーク市は、議会により範囲が限定されるところの条例により、これにより判事たち、各カウンティの書記たち及び地区法務官たち以外の市内のいずれかのカウンティ幹部公務員の職を必要に応じて廃止し、これらの幹部公務員のいずれか若しくは全ての職務を市の幹部公務員たち、裁判所若しくはカウンティの書記たちに割り振り、これらの職に就いている者たち及びそこにいる雇用員たちの権限、任務、資格、定数、選任及び罷免の方法、職の任期及び給与を定め、市の幹部公務員たちに本憲法によってはあてがわれていない各カウンティの書記たちの権限若しくは任務をあてがう権限を本項により与えられる。議会は、ニューヨーク市内のこれらの幹部公務員たちに関係のあるこれらの事項に影響を与える法律を可決することはないが、但し緊急事態が存在する旨宣言する知事からの政策提案文書に基づき各院の 3 分の 2 の多数決

のそれに伴う議決をし、このそれぞれの職に關係する現行法が引き続き効力を持ち、これまでどおり議会が修正乃至廃止ができる初めて本項で市に与えられる権限がその職に関して行使される場合はこの限りでない。第9条の規定には、議会が、これらの権限若しくは任務が同市の資産、業務若しくは統治とは無関係の対象を含む限り、これらのカウンティの幹部公務員たちのこれらの職務がそのようにあてがわれるこれらの市幹部公務員たち又はこれらの各裁判所又は書記たちの権限及び任務を定めるか若しくは影響を与える一般法若しくは特別法を可決するのを妨げるものは一切含まれていない。(1963年11月5日の住民投票により追加された。小項目(a)(b)(c)は以前の第9条第6及び8項。小項目(a)は1972年11月7日の住民投票により修正された; 小項目(a)はさらに1984年11月6日; 1989年11月7日の住民投票により修正された; さらに2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [州政府及び地方自治体の雇用員及び請負人; 議会により規制される賃金、労働時間その他の規定]

第14項。

議会は、州により若しくはカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ若しくはその他の州の文民部局により、又は州のための若しくはカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ乃至はその他のそれらの文民部局のための作業、労働若しくは公共事業を遂行する請負人若しくは孫請人に雇われる者たちの賃金若しくは給与、作業若しくは労働時間を規制して決定し、保護、福祉及び安全のための規定を作成できる。(新規。1963年11月5日の住民投票により追加された。)

### 第XIV条 保全

#### [永久に野生のままにする森林保護区: 公認される利用及び例外]

第1項。

現在所有されているか乃至は今後取得される、法律により現在確定されている森林保護区を持続している州の土地は、永久に野生の森林として保存される。それらの土地は貸与、売却若しくは交換されても、又いずれの公法人若しくは私法人により取得されてもならず、又はその立木も売却、伐採若しくは破棄されてはならない。本項には、州が憲法の修正によりこれまで特例として認められてきた高速道路の建設、完成及び維持するのにも、又グレンズ・フォールズ・シティ付近の一地点から、そこからレーク・ジョージ及びウォーレンスバーグ両ヴィレジ、サウス・ハリコン及びポッタースヴィル両集落<sup>(1)</sup>の付近まで北上し、そこからシュルーン湖の西側をほぼ直線でシュルーン集落付近まで北上し、さらにシュルーン・フォールズ付近、シュルーン川及び北ハドソンまで、又マコミス山の東、ニューロシア集落の東、エリザベスタウン・ヴィレジの東まで北上し続け、又タワーズ・フォージ集落付近、ポーク・オ・ムーンシャイン山まで北上し続け、さらにキースヴィル・ヴ

<sup>(1)</sup>原文は“hamlet”で、法人格が認められていない小団体。

ィレジ及びプラツツバーグ・シティ付近まで北上し続けるが、上述の全てでも州の森林保護区用地の合計の 300 エーカーを超えることはない連邦基準を満たした連邦補助事業の州際高速道路 502 号線を建設し維持するのにも、又その従物を併せててもこのコースの僅か 5 マイルだけしか幅 120 フィートを超えないことを条件に幅 200 フィートまでの長くとも 25 マイルのスキーコース 30 本をエセックス・カウンティのホワイトフェース山の北、東、北東の斜面にその従物を併せて建設し維持するのにも、又その従物を併せててもこのコースの僅か 2 マイルだけしか幅 120 フィートを超えないことを条件に幅 200 フィートまでの長くとも 25 マイルのスキーコース 30 本をアルスター、デラウェア両カウンティにまたがるベリーヤー山の斜面に、又幅 200 フィートまでの長くとも 40 マイルのスキーコース 30 本をその従物を併せててもこのコースの僅か 8 マイルだけしか幅 120 フィートを超えないことを条件にウォーレン・カウンティのゴア山及びピート・ゲイ山の斜面にそれぞれその従物を併せて建設し維持するのにも、又危険なカーブ及び勾配の障害を除去するために、この目的に使われる森林保護区の土地の多くても合計 400 エーカーを超えないし、いずれの高速道路の再配置の 1 か所が延長 1 マイルを超えないという条件で既設の州高速道路総延長の長くとも 50 マイルを超えない再配置、改良及び維持をするのにも妨げになるものは一切含まれていない。上述の規定があろうとも、州は、サラナック・レーク・ヴィレッジに、ごみ処理を賄うという公共用にこのヴィレジの境界付近の森林保護区の土地 10 エーカーを譲渡できて、それと引き替えにサラナック・レーク・ヴィレッジは州にリチャード測量図のタウンシップ<sup>(2)</sup>11 の区画 113 の北半分のローリング・ブルックにあるこのヴィレッジが所有する一定の正真正銘の森地を譲渡する。上述の規定があろうとも、州は、アリエッタ・タウンに、ピセコ空港の滑走路及び補助滑走路の拡張に充当するという公共用にこのタウン内の森林保護区の土地 28 エーカーを譲渡できて、それと引き替えにアリエッタ・タウンはアリエッタ・タウン内でこのタウンが所有する一定の土地の 30 エーカーを譲渡する。上述の規定があろうとも、実際の土地所有権の譲渡に先立って交換される地域の議会の承認を条件に、州は良好な管理のためにその土地所有権を整理統合するために国際製紙会社にハミルトン・カウンティのトップテン及びクロスフィールド・パークエイスのタウンシップ 2 及び 3 並びにムース川地区のタウンシップ 9 所在の森林保護区の土地約 8,500 エーカーを譲渡できて、それと引き替えに国際製紙会社は州に森林保護区に編入するためにこれらのタウンシップ及びこのカウンティ内に所在するほぼ等面積の土地を、議会が州の受け取る土地が州から譲渡される土地と少なくとも等価値と判定することを条件に譲渡する。上述の規定があろうとも、実際の土地所有権の譲渡に先立って交換される地域の議会の承認及びそこに示された諸条件を前提に、州は单一の所有権及び財産管理人の下で歴史的建造物群を再結合させることにより全国史跡名簿に記載される歴史的建造物の保全を促進するために非営利教育組織のサガモール<sup>(3)</sup>有限責任協会にハミルトン・カウ

<sup>(2)</sup> タウンシップは米国の公有地測量で 1 平方マイルを 1 section とし、36 section を 1 township とする (93.2364 平方キロメートル)。

<sup>(3)</sup> “Sagamore”はニュー・イングランド地方の先住民の族長のこと。

ンティのロング・レーク・タウン内のレーケット・レーク・ヴィレジの近くのサガモール通りに所在のサガモール有限責任協会の不動産に隣接する約 10 エーカーの土地及びその上にある建物を譲渡できて、それと引き替えにサガモール有限責任協会は、州にアディロンダック公園内に所在の野生の林野約 200 エーカーを森林保護区に編入するために議会が州の受け取る土地が州から譲渡される土地及び建物と少なくとも等価値と判定すること、又州から譲渡される土地及び建物の自然及び歴史的性格が適切な約款及び制限により保守されること、州から譲渡される土地及び建物がサガモール有限責任協会と州との間の協定に従って一般の参観に適切に役立てられることなどを条件に譲渡する。上述の規定があろうとも、州は、アリエッタ・タウンに、ピセコ空港の滑走路及び補助滑走路の拡張に充当して滑走路の周囲に全く妨害物のない地帯を維持するという公共用にこのタウン内の森林保護区の土地 50 エーカーを譲渡できて、それと引き替えにアリエッタ・タウンはレーク・プレザント・タウン内のトッテン及びクロスフィールド・パークウェイのタウンシップ 2 の区画 2 に所在する正真正銘の林地 53 エーカーを譲渡する。

上述の規定があろうとも、実際の土地所有権の譲渡に先立つ議会の承認を条件に、州はエセックス・カウンティのキーン・タウンにこのタウンが所有する共同墓地としての公共用にこのタウン内の森林保護区の土地約 12 エーカーを譲渡できて、それと引き替えにキーン・タウンはこの土地のさらなる開発を制限する意向を有する州に、森林保護区に編入するために州に譲渡される土地に隣接する河床を含むこのタウンにより所有される土地の地役権と併せて少なくとも土地約 144 エーカーを、議会が州の受け取る財産が州から譲渡される土地と少なくとも等価値と判定することを条件に譲渡する。

上述の規定があろうとも、実際の土地所有権の譲渡に先立つ議会の承認を条件に、飲料用水源の敷地及び必要な従物のために森林保護区の土地を使用する以外に方策がないために、又この水源が飲料用水質基準に合致する必要から、州はハミルトン・カウンティのロング・レーク・タウンにラケット・レーク集落向けの公営水道のためのこの飲料用水源の敷地及び必要な従物としての公共用にこのタウン内の森林保護区の土地 1 エーカーを譲渡できる。それと引き替えにロング・レーク・タウンは、州に森林保護区に編入するためハミルトン・カウンティ所在の少なくとも土地 12 エーカーを議会が州の受け取る財産が州から譲渡される土地と少なくとも等価値と判定することを条件に譲渡する。ラケット湖上の貯水池は飲料用水道水源ではなくなる。

上述の規定があろうとも、実際の土地所有権の譲渡に先立つ議会の承認を条件に、州はナショナル・グリッド社<sup>(4)</sup>に、ナショナル・グリッド社が新たな電力 46 キロボルトの送電線を建設するのに必要かつ妥当な、タウンシップ 5 の区画 1、2、5 及び 6 の森林保護区を通過するセント・ローレンス・カウンティ内の州道 56 号に隣接する 6 エーカーを譲渡できて、それと引き替えにナショナル・グリッド社は州に森林保護区に編入するためセント・ローレンス・カウンティ内にナショナル・グリッドが所有する少なくとも 10 エーカーの

---

<sup>(4)</sup>イギリスの電力会社。1990 年設立。本社はロンドン。イギリス政府の中央電力庁の民営化に伴い発足。送電事業をイギリス全土やアメリカ北東部で行う。

林地を議会が州の受け取る財産が州から譲渡される土地と少なくとも等価値と判定することを条件に譲渡する。(以前の第7条第7項。1938年の憲法会議で項目番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された;さらに1941年11月4日;1947年11月4日;1957年11月5日;1959年11月3日;1963年11月5日;1965年11月2日;1979年11月6日;1983年11月8日;1987年11月3日;1991年11月5日;1995年11月7日;2007年11月6日;2009年11月3日の住民投票により修正された。)

### [貯水池]

第2項。

議会は、一般法により公営水道用及び州の運河用貯水池の建設及び維持のためのこの土地の3%を超えない利用を定めることができる。これらの貯水池は、州により建設され、所有されて監督されるが、この事業はその境界及び流量限界の高さが正確に測量されて決定された後に初めて、又これらの土地がこの公共利用に必要なことの公示、審理及び決定後に初めて着工される。これらの改良工事の費用は、恩恵を受ける公有及び私有の土地並びに各自治体に受ける恩恵の程度に応じて割り当てられる。この貯水池はいずれも常に州により運営され、議会は使用される州の権利及び資産並びに行われる公共事業の価値に見合う州への適正な見返りとして恩恵を受ける所有地及び各自治体への負担金を定めるが、それは10年を超えない期間で確定され、又終期にはいつでも再調整できる。非衛生な状況がおよそこれらの公共事業から生み出されたり持続されたりしてはならない。(以前の第7条第7項から一部引き出された。1938年の憲法会議で項目番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された;さらに1953年11月3日の住民投票により修正された。)

### [森林及び野生の保全;公認される一定の土地の利用及び処分]

第3項。

1. 森林及び野生の保全は本憲法により州の政策である旨宣言される。これらの政策を遂行するために、議会は、法律により現在確定されているアディロンダック及びキャッツキル両公園の外に森林若しくは野生の保全の実施のために州による土地の取得用の資金を充当できる。本条第1項の禁止が、森林保護区カウンティ内にはあるが現在法律により確定されているアディロンダック及びキャッツキル両公園の外側にあるこれらの目的のためにこれまでに取得されたか乃至は今後取得されるか又は献呈されるいずれの土地にも適用されて初めて、これらの土地は貸与、売却若しくは交換されるか、又は公法人若しくは私法人により取得される。
2. 本条第1項で言及された森林保護区を構成するが現在法律により確定されているアディロンダック及びキャッツキル両公園の外側にある、又いずれの場合も森林保護区の他のいずれの部分からも完全に離れた多くてもせいぜい100の近接地所からなる現在所有されているか乃至は今後取得される州の別のいずれの土地に関しても、議会は、本条

第 1 項の規定があろうとも、適切な立法により、以下のことを認めることができる：(a) 森林若しくは野生の保全の実施のためのそれらの公共用への提供；(b) 一般的リクリエーション乃至その他の州の用途のためのそれらの利用又はそれらの売却、交換若しくはその他の処分；但しこれらの土地のいずれの売却その他の処分から生まれる資金も全て国庫の特別基金に払い込まれてこのアディロンダック若しくはキャッツキルのいずれかの公園内のこういった森林保護区のための追加土地の取得にのみ支出されることが要件となる。（以前の第 7 条第 16 項から一部引き出された。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された；さらに 1957 年 11 月 5 日；1973 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。）

#### [天然資源の保護；農地の開発]

##### 第 4 項。

州の政策はその天然資源及び景観美を保全して保護し、食料品及びその他の農産物の生産のためのその農地の開発及び改良を促進することにある。議会は、この政策を履行する中に、空気及び水の汚染の、並びに過剰かつ不必要的騒音の排除、農地、湿地帯及び海岸線の保護、又水資源の開発及び規制のための適切な規定を含める。議会は、さらにそれらの改良及びその中の何らかの利益を含めて森林保護区カウンティ以外の土地及び水の取得、及びそのように取得されるか若しくは現在所有されている財産の公共利用を定めるが、それらは自然美、野生性、又は地理的、生態的若しくは歴史的重要性のゆえに州民の利用及び享受のために保全されて管理される。そのように公共利用される財産は州の自然及び歴史的保護区を構成し、議会の 2 度継続した常会で制定される法律でしか取得乃至その他の処分はなされない。（新規。1969 年 11 月 4 日の住民投票により追加された。）

#### [条文違反；制止の方法]

##### 第 5 項。

本条の規定のいずれかの違犯は、住民訴訟においてか、若しくはいずれかの市民の訴訟を受けて控訴部における上級裁判所の同意を得た法務総裁への通告で制止できる。（新規。以前の第 7 条第 7 項から一部引き出された。1938 年の憲法会議で採択されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された；1969 年 11 月 4 日の住民投票により第 5 項に番号が付け替えられた。）

## 第 X V 条 運河

#### [運河及び運河資産の処分禁止]

##### 第 1 項。

議会は、その一部がエリー運河、オスウェゴ運河、チャンブレン運河、及びケユガ・セネカ運河となる現存するか将来改良される船用運河の、又は船用運河組織の一部として建設された終端港の売却、廃止乃至その他の処分をしてはならない；又議会は、その部分が現

在の船用運河組織の一部か若しくはその一部としての役割を形成する船用運河の改良の前から存在している船用運河のいずれの部分も売却、放棄乃至その他の処分をしてはならない；又これらの運河及び終端港は永久に州の財産のままその管理及び監督の下に置かれる。この禁止は、議会が適切な法律によりこれらの土地若しくは建造物の占有乃至使用に対して議会により認められる期間取消可能な許可若しくは賃貸借契約の付与を認めるのを妨げるものは一切含まれていない。（以前の第7条第8項。1938年の憲法会議で項目番号が付け替えられて修正されて1938年11月8日の住民投票により承認された；1953年11月3日〔の住民投票により修正された。〕<sup>(1)</sup>）

#### [もはや役に立たない土地及び資産には適用できない禁止；公認される処分]

##### 第2項。

本条第1項に含まれる売却、廃止乃至その他の処分の禁止は、もはや運河若しくは終端港のためには不要乃至無用になったか又はなりそうな船用運河の土地、船用運河の終端港若しくは船用運河の終端港の土地にも；又もはや現存の船用運河との関連では不要乃至無用になったかなりそうな船用運河改良以前の船用運河組織を構成するいずれかの運河の土地及び関連施設にも適用されない。議会は、適切な立法により、もはや船用運河組織の一部として、その上の航行のために、若しくは船用運河の終端港用には不要乃至無用になったか又はなりそうな船用運河の土地、船用運河の終端港、船用運河の終端港の土地乃至その他の運河の土地及び関連建造物の売却、交換、廃止乃至その他の処分を認めることができる。（以前の第7条第8項に全く同じ。1938年の憲法会議で項目番号が付け替えられて修正されて1938年11月8日の住民投票により承認された；1991年11月5日〔の住民投票により修正された。〕<sup>(2)</sup>）

#### [労務契約及び資材契約；特別収入基金]

##### 第3項。

運河を航行する全ての船舶及びそれらの所有者たち及び船長たちは、運河の航行に関連して制定されているか今後制定される法律及び規則に従わなければならない。議会は毎年度運河の管理及び修理の支出を用意し、又本項に定められるところの特別収入基金の創設にもかかわらず、法律により定められる方式で運河の改良工事を提供することができる。運河に関する労務若しくは資材のための契約は全て法律で定められるのと同じものを最低の履行能力のある価格でそれらの履行を十分に保証したうえで行うことを提示するか若しくは提供するかする者と締結される。

船用運河の土地、船用運河の終端港、船用運河の終端港の土地乃至その他の運河の土地及び関連建造物の売却乃至その他の処分から生じる資金の全て及び運河若しくは運河の土地の使用に対して徴収されるその他の資金はいずれも国庫の特別収入基金に払い込まれる。

---

<sup>(1)</sup> { } が脱落か？

<sup>(2)</sup> { } が脱落か？

これらの資金は法律で定められるところにより運河、運河の土地、乃至は運河に隣接した土地の維持、建設、復元、開発若しくは振興のためだけに支出される。(以前の第7条第9項。1938年の憲法会議で項番号が付け替えられて1938年11月8日の住民投票により承認された; 1991年11月5日 {の住民投票により修正された。})<sup>(3)</sup>

#### [認められる遊覧船運河制度の連邦政府への貸与若しくは譲渡]

第4項。

本条第1項の規定に含まれる売却、廃止乃至その他の処分の禁止があろうとも、議会は、法律により、内陸水路の全国組織における運営、改良及びそこへの包含のためのエリー、オスウェゴ、チャンプレン、及びケユガ・セネカの各部分を構成する湖用運河、湖用運河の終端港及び施設の連邦政府への貸与若しくは譲渡を認めることができる。本項に明記された目的のためのこの連邦政府への貸与若しくは譲渡は、州への補償をしてもしなくても議会が決めるところの諸条件で行うことができる。本項には、議会が、連邦政府に全部をそっくり貸与か譲渡のいずれかをした湖用運河の場合に、必要ならば湖用運河、その一部、終端港及び施設の運営、維持及び改良の費用の州の分担金のための毎年度の特定支出を定めるのに妨げになるものは一切含まれていない。

議会は、湖用運河、その若干の部分、終端港及び施設の運営、維持及び改良の毎年度の費用の州分担金を決めるに際して、洪水調節、水資源の保全及び利用に対して湖用運河から生ずる恩恵に考慮を払いかつそれを評価することになる。(1959年11月3日の住民投票により追加された。)

### 第X VI条 課税

{1938年憲法会議で採択され1938年11月8日の住民投票により承認された新条文。}<sup>(1)</sup>

#### [課税権：免税]

課税権は法律に従って公共目的で発行される有価証券に関して以外には決して放棄、停止若しくは免除されてはならない。課税権を委任する法律はいざれもそれにより賦課できる税の形式を明記し、それらの再審査を定めなければならない。

免税は、一般法によってのみ認められる。免除は変更若しくは取消ができるが、法律により限定されて専ら以下の目的の一つ乃至それ以上の目的のために組織され若しくは経営される営利目的では運営されない法人若しくは団体に所有される専ら宗教、教育若しくは慈善目的に使用される不動産若しくは私有財産を免除するものはこの限りでない。

#### [課税のための査定]

第2項。

議会は、課税のための査定の監視、再審査、平等を定める。査定はいかなる場合にも最大

<sup>(3)</sup> 第15条第3項の注:{ } が脱落か?

<sup>(1)</sup> 第16条冒頭の注:{ } 末尾の訂正を挿入した。

限の価値を超えてはならない。

本憲法には、議会が、それぞれのヴィレジを包含する土地の所在する州のそれらの下部機構の課税機関によるヴィレジ税の査定、税額及び徴収を定めるのにも、又州のそれぞれのカウンティがこのカウンティ内に所在し未払いのままのいずれかの土地にヴィレジのために課税されている税の総額をこのカウンティ内に全部乃至一部が所在するヴィレジに対して貸し付けるか乃至は前貸しできると定めるのにも妨げになると考えられるものは一切ない。

#### [無形の個人資産の所在地；その課税]

第3項。

所有者がそこで事業の遂行には使っていない州内の資金、預金、保証金及びその他の無形の個人資産は、課税目的上所有者の住所に置かれていると考えられ、又信託されている場合には、受託者が本州内に住所を定めていることを理由にして課税目的上本州内に置かれているとは考えられないが、但し他の州がどこもこの信託された財産を相続税に充てる管轄権を有していない場合にはそれは相続税のために本州内の課税可能な場所にあると考えられることが要件となる。無形の個人資産は、価格に準じて課税され、その所有権若しくはその所有のためだけで物品税が課税されて初めてそれからの収入が収入全般により測定される物品税の算出に考慮に入れられる。分配されない収益は課税されない。

#### [差別されてはならない一定の法人]

第4項。

州が合衆国の法律により法人化された法人に課税する権限を有する場合には、これらの法人と州内で実質的に同種の役目を果たし実質的に同種の事業に従事するその他の諸法人との間に課税の率及び方法に差別があつてはならない。

#### [徴税に従事する幹部公務員及び雇用員の俸給]

第5項。

年金を除き州及びその下部機構及び出先機関の幹部公務員及び雇用員に支払われる俸給、賃金及びその他の報酬は課税を受ける。(2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [公共改良工事及び公共事業；負債契約；公社の創設]

第6項。

本憲法の本条若しくはその他の条文に反する規定があろうとも、議会は、法律により、カウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ、若しくは共同行動を取るそれらの連合に、土地の取得を含む経済的には非生産的な荒廃乃至悪化した地域の再開発のための公共改良事業若しくは公共事業の開発を企画してその推進のために負債を設定するのを認めることができる。この負債はいずれも、こういったカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ、若しくは

共同行動を取るそれらの連合により、その元本及びその利子の支払に対するその自治体の誓約若しくは預金の、又は州の誓約若しくは預金の担保なしに設定され、この負債は年賦の総額若しくは相応する額に関する制限なしに支払える。本項により設定される負債の額は、それに関係のある本憲法の規定内での負債を設定するこういったカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジの権限を認める際には除外できる。経済的には非生産的な荒廃若しくは悪化した地域の再開発のために本項に従って負債を設定するカウンティ、シティ、タウン若しくはヴィレジはいずれもその支払に対しては、いずれの年においてもこの再開発に起因する課税可能な不動産の価値の増加に帰せられるこの地域内の不動産を形に調達される税の該当部分を担保にすることになる。議会は、さらにカウンティ、シティ、タウン、ヴィレジ、若しくは共同行動を取るそれらの連合いかに、本項により与えられる権限及び任務をそのために創設される公社が遂行するのも認めることができる。(新規。1983年11月8日の住民投票により追加された;2001年11月6日の住民投票により修正された。)

## 第XVII条 社会福祉

### [公的救済及び保護]

第1項。

貧困者の扶助、世話及び支援は公的事業であり、州により、又議会が必要に応じて決めるところのその下部機関により、方法で、手段により提供される。(新規。1938年の憲法会議で採択され1938年11月8日の住民投票により承認された。)

### [州社会福祉庁；権限及び任務]

第2項。

州社会福祉庁は存続する。同庁は、公的資金を受け、又慈善、慈善救助、矯正若しくは児童矯正の性格を有する、法人化の有無にかかわらず州、カウンティ、自治体のいずれかの公私の施設全てに視察に赴いて監察するか、又はその職員たちに視察に赴かせ監察させるが、これらの施設には少年少女対象の少年院及び要保護、放置若しくは非行の児童たちの保護を行う施設若しくは機関は含まれるもの、盲人、聾啞者の教育及び支援のための州の施設は除かれ、下記の精神衛生局若しくは州矯正委員会の視察及び監察を受ける施設も除かれる。法人化の有無にかかわらず収容者を有するが公的資金を受けていない慈善、慈善救助、矯正若しくは児童矯正の性格を有する施設、及び法人化の有無にかかわらず収容者を有するが公的資金を受けていない要保護、放置若しくは非行の児童たちの保護を行う政府機関に関しては、州社会福祉庁は、それらの保護下にある収容者たち若しくは児童たちの健康、安全、待遇及び訓練に直接影響する事項だけに関して監察を行うか若しくはその職員たちに監察を行わせる。議会の統制を受けて一般法により定められる手続に従って、州社会福祉庁は、局及び州社会福祉庁が付託される職務、権限及び任務の全てに関して本憲法には抵触しない規則及び規程を制定できる。(新規。以前の第8条第11項から一部引

き出された。1938年の憲法会議で採択されて1938年11月8日の住民投票により承認された。)

#### [公衆衛生]

第3項。

州の居住者の健康の保護及び増進は公的事業であり、州により、及び議会が必要に応じて決めるところのその下部機関により、方法で、手段により提供される。(新規。1938年の憲法会議で採択されて1938年11月8日の住民投票により承認された。)

#### [精神的不調若しくは欠陥に苦しむ人間の世話及び措置]

第4項。

精神的不調乃至障害で苦しむ者たちの世話及び措置並びに州の居住者たちの精神的健康の保護は、州及び各地方自治体により、議会が必要に応じて決める方法で提供できる。精神衛生局長は、精神的不調乃至障害で苦しむ者たちの世話及び措置のために使用される全ての公私いずれかの施設に視察に赴いて監察するか、又は彼若しくは彼女の職員たちに視察に赴かせて監察させる。(新規。1938年の憲法会議で採択されて1938年11月8日の住民投票により承認された; 2001年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [犯罪者拘禁諸施設；保護観察；仮出所；州矯正委員会]

第5項。

議会は、犯罪の嫌疑を掛けられたか若しくは有罪判決を受けた者たちの拘禁諸施設及び有罪判決を受けた者たちの保護観察及び仮出所の諸制度の維持及び支援を定めることができる。州矯正委員会が置かれ、犯罪の嫌疑を掛けられたか若しくは有罪判決を受けた穏健な成人たちの拘禁のために使用される全ての施設に視察に赴き監察するか、又はその職員たちに視察に赴かせて監察させる。(新規。以前の第8条第11項から一部引き出された。1938年の憲法会議で採択されて1938年11月8日の住民投票により承認された; 1973年11月6日の住民投票により修正された。)

#### [視察及び監察]

第6項。

本条で認められる視察及び監察は、現在乃至今後法律により認められるそれ以外の視察及び監察を排除するものではない。(新規。以前の第8条第13項から一部引き出された。1938年の憲法会議で採択されて1938年11月8日の住民投票により承認された。)

#### [病院建設公債]

第7項。

本憲法にいづれか別の規定があろうとも、議会は、州、地方自治体若しくは州乃至地方自

治体の手段として活動する公法人に、法律により定められるところにより人間の疾病、苦痛、負傷、身体障害、奇形若しくは体調の予防、診断乃至処置のための病院乃至その他の諸施設及びそれに付帯乃至付属する諸施設を提供するために、その料金、収益、配当金、及びその資産若しくは諸施設に関して法律により規制される法人若しくは団体に対して又はその支援のためにその資金若しくは預金を貸し付けるのを認めることができる。(新規。1969年11月4日の住民投票により追加された。)

## 第XVIII条 住宅供給

{全くの新条文。1938年の憲法会議で採択され 1938年11月8日の住民投票により承認された。}<sup>(1)</sup>

### [低所得者向け住宅及び養護施設の設備；スラム撤去]

第1項。

本条の規定に従って、議会は、その定めるところの仕方で諸条件により、法律により範囲が限定される低所得者向け低家賃の住宅及び養護施設か、若しくは標準以下で非衛生な市域の撤去、再計画、改造及び修復、又はこれらの両方のために、及びそれらの付帯乃至付属する休養その他の諸施設を定めることができる。(1965年11月2日の住民投票により修正された。)

### [同語；支援のための議会の権限]

第2項。

これらの目的のために、本憲法のいずれか別の条文にどのような規定があろうとも、本条に含まれる諸制限に従って、議会は以下のことができる：シティ、タウン、ヴィレジ、若しくは公法人に対して、州の総合基金からそのために充当される資金でだけ支払いできる州による主要な若しくは定期的な補助金を設けるか若しくは設ける約束をするか又は設けられたり設ける約束がされたりするのを認める；シティ、タウン若しくはヴィレジに、総合基金若しくはこの自治体の当座の支払に用立てられるその他の基金からのそのために自治体で充当される資金でだけ支払いできる公法人に対するこれらの補助金を設けるか又は設ける約束をすることを認める；それによりシティ、タウン、ヴィレジ若しくは公法人が州によるそれへの貸付金をそれにより設けるか若しくは設けるのを約束するか若しくは設けられたり設けられる約束がされたりするのを認めることができる資金を供給するための負債の設定を認める；シティ、タウン若しくはヴィレジに公法人に対する貸付金を設けるか若しくは設ける約束をするのを認める；シティ、タウン若しくはヴィレジに公法人により設定される負債の元本及び利子、若しくは利子のみを保証することを認める；経費、収益、配当金及びその資産若しくは営業免許に関して法律により規制されて住宅施設若しくは養護施設の設備を提供するのに従事する法人への若しくはその支援のために州による貸付金を認めて定め、シティ、タウン若しくはヴィレジによる貸付金を認める；シティ、タ

---

<sup>(1)</sup>末尾の訂正を挿入した。

ウン若しくはヴィレジに、法律により範囲が限定される低所得者たちが使用するために既設の集合住宅所有者たちにその修復及び改良に対する貸付金を設けることを認める；全額か乃至は一部の免税をこの免税が 60 年以上の期間与えられるか若しくは認められていない限り与えるか若しくは認める；合衆国との協力及びそこからの援助の受入を認める；シティ、タウン若しくはヴィレジに、公法人に対して、及び経費、収益、配当金及びその資産若しくは営業免許に関して法律により規制されて住宅施設を提供するのに従事する法人に対して収用権を与える。

本条で使用する場合、「公法人」（“public corporation”）は本条に明記された目的のいずれか乃至は全てを遂行するために法律に従って組織された法人政府機関（カウンティ若しくは地方自治体を除く）を意味する。（1965 年 11 月 2 日の住民投票により修正された。）

#### [第 7 条は一定の例外はあるが本条文による州債に適用される；州債の償還；主要な定期的助成]

第 3 項。

本条と抵触しない州債に関する第 7 条の規定は、以下を除いて本条に従ってそれにより貸付金を設ける資金を提供するために州により設定される全ての負債に適用される：(a) 総額 3 億ドルを超えないこの負債の設定を認めるいすれかの法律乃至諸法律が住民に付託されることなしに発効し、負債の大半の額の設定が 1942 年 1 月 1 日以前には認められていないこと、(b) この負債及びその各部分も今後提供されるものを除いて均等年賦で支払われ、その最初が長くて 3 年の支払期限であり、かつその最後のものがこの負債乃至その一部が設定された後長くて 50 年の支払満期であること、(c) この負債の設定を認める法律が一般選挙の際に住民投票に付することができ、その他の法律乃至法案もいすれも必ずこの選挙の際の賛否の住民投票に付されること。

家賃収入、収益、配当金及びその資産の処分又は営業免許に関して法律により規制されてそれにより本条に従って住宅施設の提供に従事する法人への若しくはその支援のための貸付金を設けるための資金を提供するために州により設定される負債は、元本及び利子の支払に必要な年間経費の総額がそのために発行される債券のいすれもが未払いの全期間に対してほぼ均等で一定しているような方法で支払われることができる。

州の総合基金から現在充当されている資金で支払われる主要な若しくは定期的な補助金に対して約束することを認める法律はいすれも住民への付託なしに発効し、この約束により支払われるべき額は本条により州が設定できる負債の額を認める際には含められないが、但し以下のことが要件となる；(a) この定期的な補助金はそれにより支援される諸計画事業の寿命より長くは支払われず、いかなる場合にも長くて 60 年であること、(b) 定期的補助金のための約束はいすれの年においても 1 年ごとに総額 100 万ドル以上の支払を必要とする約束をしてはならないこと、(c) 1 年ごとに総額 3400 万ドルを超える約束を認める法律が一般選挙の際の住民に付託されて承認されて初めてこの額を超える支払を必要とする定期的補助金に対する約束が同時に解決すること；かつこの負債の設定を認めるいすれ

かの法律がこの選挙の際に住民に付託でき、その他の法律乃至法案もいずれにせよ必ず一般選挙の際の賛否の住民投票に付されること。（1955年11月8日の住民投票により修正された：さらに1957年11月5日の住民投票により修正された。）

#### [低家賃住宅及びスラム撤去計画事業支援の負債を設定する各シティ、タウン及びヴィレジの権限；その制限]

第4項。

本条の目的のいずれかを果たすために、議会は、シティ、タウン若しくはヴィレジに対して、直近の完備した査定簿及びこの負債設定以前のシティ、タウン若しくはヴィレジの税のためのシティ、タウン若しくはヴィレジの4つの先述の査定簿により確定されるところの、課税を受けるこのシティ、タウン若しくはヴィレジの不動産平均査定価格の2%を超えない額まで負債を設定するのを認めることができる。直近の連邦国勢調査により確定された人口5,000人乃至それ以上を有するシティ、タウン若しくはヴィレジの本条に従って負債を設定する権限を認める際には、この負債を肩代わりする保証人たちにより又はこの負債がそのために設定された貸付金により支援される計画事業若しくは諸計画事業、又はこの負債がそのために設定された貸付金が前年度中にこの計画事業乃至諸計画事業から受けるそれに対する定期的補助金を含む総収入からの運営、維持、修繕及び入れ替えの全費用、並びにこの負債の利子及びこの負債の支払にこの年度に必要な額の控除により毎年度確定される実質収入を生んでいた場合には、この負債は除外できる；但し保証人たちの場合にはこの利子及びこの額が支払われてきたし、又貸付金の場合にはこの利子及びこの額に相当する額がこのシティ若しくはヴィレジに支払われていることが要件となる。議会は、それにより除外されるべきこの負債の額が確定される方法を定め、この確定に従わない限りこの除外はされてはならない。議会は、そのように除外されるべきこの負債の額を確定するために、このシティ若しくはヴィレジ所在の司法管轄区内の上級裁判所控訴部に当該管轄権を与えることができる。

シティ、タウン若しくはヴィレジのその時点の現年度に統いて支払われる主要な若しくは定期的な補助金の約束のためのシティ、タウン若しくはヴィレジの債務は、シティ、タウン若しくはヴィレジの負債を設定する権限を認めるために、未払い残っている主要な若しくは定期的な補助金の総計の交換価値での負債と考えられ、4%の年利率で算定される。これらの定期的な補助金は、それにより支援される諸計画事業の寿命以上に長い期限で設定されてはならないし、いかなる場合にも長くて60年である。本条に従って設定される負債は、ほかの場合に本憲法のいずれかの別の項により負債を創設するシティ若しくはこのヴィレジの負債を設定する権限を認める際には除外される。上記にもかかわらず、議会は、人口5,000人乃至それ以上を有するシティ若しくはヴィレジに対しては、同時に議会が法律によりいずれかのこの負債の元本及び利子の支払に当てるのに十分な程度まで不動産への従価税以外の税乃至諸税を毎年度賦課することをこのシティ若しくはヴィレジに対して要求して初めて、これによる負債を本憲法のいずれかの他の条文により定められる制

限を超えて設定することを認める。但し、本項にはこのシティ若しくはヴィレジがこの元本及び利子の支払に対してその誓約及び預金を担保にするのを妨げると解されるものは一切含まれてはいないし、又このどの法律も、この負債の果実により支援される計画事業乃至諸計画事業からの収入と併せていずれかの年度のこの外の税乃至諸税がその年度のこの元本及び利子の支払を十分に用意するには足りなくなる程度まで不動産への従価税に対する償還請求権を妨げるものは一切含まれていない。(1949年11月8日の住民投票により修正された。)

#### [州により一定の公法人に設定される一定の貸付金に対する責任]

第5項。

シティ、タウン若しくはヴィレジは、州によりシティ、タウン若しくはヴィレジの手段として活動する公法人に行われる貸付金及びその利子の支払に対して責任がある。このシティ、タウン若しくはヴィレジの責任は、本条の規定に従って借入をするようになるシティ、タウン若しくはヴィレジの権限を認める際には除外されるが、但しいずれかのこの貸付金の諸条件の下での支払不履行の場合にその不履行の差引残高がそのような借入をするようになるこのシティ、タウン若しくはヴィレジの権限を認める際には含まれるのはこの限りでない。本条により認められるいずれかの計画事業乃至諸計画事業のために当初約束された主要な若しくは定期的な補助金の外には、シティ、タウン、ヴィレジ若しくは公法人が、本条に従って州からシティ、タウン、ヴィレジ若しくは公法人にその時までに行われてきた貸付金の元本若しくは利子の現実の支払不履行を賠償するか若しくは差し迫った不履行を回避することを可能にするために、州からシティ、タウン、ヴィレジ若しくはそれらの手段として活動する公法人に支払われるような補助金は一切ない。(1957年11月5日の住民投票により修正された。)

#### [貸付金及び補助金；計画事業の先占制限及び先取権]

第6項。

貸付金若しくは補助金は、いざれかの計画事業が標準以下の非衛生な地域乃至諸地域の撤去、再計画、改造及び修復並びにそれらの付帯乃至付属する休養及び他の諸施設のための計画若しくは事業に合致して初めて州からこの計画事業に対して行われる。議会は、本条の目的に沿ったこういった貸付金若しくは補助金の設定に付加条件を定めることができる。いざれかのこういった計画事業の先占は法律により範囲が限定される低所得者たちには制限され、又先取権はこういった地域乃至諸地域に居住するか若しくは居住していないければならない者たちに与えられる。

#### [負債と考えられるものへの債務保証から生ずる債務；算出方法]

第7項。

公法人により設定された負債の元本及び利子のいざれかの債務保証から生ずる債務は未払

いで残っている元本の額面価値の額での負債と考えられる。公法人により設定される負債の利子のみの債務保証から生ずる債務は保証された未払いに残っている交換価値の額での負債と考えられ、4%の年利率で算出される。

#### [超過収用]

第8項。

州の機関、又はシティ、タウン、ヴィレジ若しくは公法人が、本条第1項に明記された公共目的のいずれかのための収用権により私有財産を取得する権限を法律により付与されれば、議会は、この目的が達成された後にもこの目的には必要だが公用に必要なものを超過している財産を取得するか；又この超過分の全体乃至一部をいずれかの他の公用目的のために改良して利用するか、若しくはこの改良乃至諸改良を保存して保護するために制限を加えて貸与するか若しくは売却する権限を付与できる。

#### [本条の目的のための財産取得]

第9項。

議会により課せられた制限に従って、州、又はシティ、タウン、ヴィレジ若しくは公法人は、本条の諸目的か乃至はそのいずれかを遂行するために、当座はこれらの目的のために必要なくても最終的には必要若しくは適當と考えられる財産を買収、贈与、収用乃至その他により取得できる。

#### [議会の権限；本条の解釈]

第10項。

議会は上記の権限を行使するのに必要かつ適當と考える全ての法律を制定する権限を付与されている。本条は、他の場合には本憲法の別の条文により制限されうる権限を拡大すると解されるが、追加的な制限を課すとは解されてはならない；又本条には、州、又はシティ、タウン、ヴィレジ若しくは公法人の法律により範囲が限定されている低所得者用低家賃住宅の建設及び運営、又は本条で定められるような既設の集合住宅所有者たちへの資金貸付以外の私的な業務乃至事業に従事することを認めるか若しくは権限を与えると考えられるものは一切含まれていない。

### 第XIX条 憲法修正

#### [憲法への修正；提案、投票及び批准の方法；法務総裁の意見提出不履行は効力に影響しない]

第1項。

本憲法の修正乃至諸修正はいずれも上院及び下院において提案でき、そこではこの修正乃至諸修正が法務長官に付託されるが、同長官の職責はこの修正乃至諸修正の本憲法の別の規定への影響に関して上院及び下院に文書で付託後20日以内に専門的意見を提出するこ

とにある。この意見を受け取ったすぐ後で、提案乃至修正される修正乃至諸修正が両院のそれぞれに選出されている議員たちの多数により同意される場合には、この提案された修正乃至諸修正は会議録に記載されてそこには賛否が書き留められ、下院議員たちの次回の一般選挙の後に開催される次の常会の会期に付託され、この選択をするときより前の 3か月間に公刊される；次いでこの議会会期中にこの提案された修正乃至諸修正が各院に選出された全議員の多数により同意された場合には、議会が定める方法で定める時期に承認についてそれぞれの提案された修正乃至諸修正を住民に委ねるのが議会の職責となる；さらに住民がこの修正乃至諸修正をそれについて投票する有権者たちの多数により承認して批准する場合には、この修正乃至諸修正はこの承認の後の次の 1 月 1 日に憲法の一部となる。この提案された修正乃至諸修正に関して法務総裁が意見を提出しなくとも、又彼若しくは彼女が最適な時期にそれをしなかったとしても、この修正乃至諸修正又はそれについての議会の行為の効力に影響することはない。（以前の第 14 条第 1 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された；さらに 1941 年 11 月 4 日；2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。）

[将来の憲法会議；招集方法；代議員の選挙；報酬；会議；修正付託；幹部公務員；雇用員；規則；欠員]

第 2 項。

1957 年、及びその後 20 年ごとに、又議会が法律により定めるところの時期に執行される一般選挙において、「憲法を改正して同一のものを修正する会議が行われるべきか？」という設問が州の有権者たちに付託されて決定される；又これについて投票する有権者たちの多数がこのための会議に賛成の決定をする場合には、その時点で編制されている州上院の全選挙区の有権者たちが、その次に行われる一般選挙で 3 人ずつの代議員を選出し、又同じ選挙で投票する州の有権者たちが 15 人の州全体代議員を選出する。そのようにして選出される代議員たちは、その選出後の次の 4 月の第 1 火曜日に州都で会合し、この会議の議事日程が完了するまでその会合が続く。いずれの代議員も皆、彼若しくは彼女の任務に対してその時点での下院議員たちに毎年支払われるのと同額の報酬を受けて会議開催中は下院議員が議会開会の場合にその時点でそれを受けれる資格のあるのと同程度の旅費の実費弁償がされる。会議の過半数が業務の処理のための定足数となり、憲法への修正は、会議に選出された代議員の全員の過半数の同意により、保管される会議録に賛否が記載されて初めて、以下に定められるとおり承認のために有権者に委ねられる。会議は必要と思われる職員たち、雇用員たち及び補助員たちを任命し、又彼らの報酬を決定し、その記録文書、会議録、議事文書の印刷及びその他の上述の会議の費用を用意する権限を有する。会議は自らの議事規則を決定し、自らの職員を選び、その代議員たちの選挙、当選及び資格の審査員となる。死亡、辞職その他の原因により会議に選出されたいずれかの選挙区代議員の欠員が生じた場合には、この欠員はこの欠員が生じる選挙区を代表する残りの代議員たちの投票により補充される。この欠員が州全体代議員の職に生じた場合は、残りの州全体代

議員たちの投票により補充される。この会議で採択される提案された憲法乃至憲法修正はいずれも、この会議の閉会後少なくとも 6 週間以内に執行される選挙でこの会議で定められた時期並びに方法で州の有権者たちの投票に委ねられる。この憲法乃至憲法修正の承認のすぐ後で、最終の議事部会で決められた方法で、この憲法乃至憲法修正は、この承認の後の次の 1 月 1 日に発効する。(以前の第 14 条第 2 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられて修正されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された;さらに 2001 年 11 月 6 日の住民投票により修正された。)

#### [憲法会議及び議会により同時に付託される修正]

第 3 項。

議会により提案された修正及び同一対象に関する憲法会議により提案され、同時に住民投票に付された修正はいずれも、承認されれば、議会により同様に提案された修正に取って代わると見なすことができる。(以前の第 14 条第 3 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられ 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

### 第 XX 条 発効時点

#### [発効の時期]

第 1 項。

本憲法は、この中に別段の定めがない限り、1939 年 1 月 1 日からその日を含めて有効となるが、本憲法に別段の定めがあればこの限りでない。(以前の第 15 条第 1 項。1938 年の憲法会議で項番号が付け替えられ 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。)

**1938 年 8 月 25 日のアルバニー市議事堂におけるアメリカ合衆国独立 163 周年代表者会議で制定された。**

**その場の証にわれわれはその氏名をこの文書に記入した。**

フレデリック・E・クレーン、  
議長・全体代表

U・H・ボイデン、書記

#### [末尾注]<sup>(1)</sup>

1. 項の各表題はそれらが公式の本文の一部でないことを示すために構成全体が括弧で囲まれる。
2. ほかに示した場合を除き、項は 1938 年の憲法会議により変更なしに再制定されて 1938 年 11 月 8 日の住民投票により再採択された。
3. 現在は州法 § 123 に従って上院選挙区は 62 ある。
4. 現在は 1983 年法第 1002 章に従って下院選挙区は 150 ある。

---

<sup>(1)</sup>これらの注はそのつど本文に組み入れた。

5. 1961 年 11 月 7 日の住民投票により採択された新条文；廃止し置き換えられた以前の条文は 1925 年 11 月 3 日の住民投票により採択された。
6. 1983 年法第 1006 章は 1983 年 1 月 1 日に発効するブロンクス・カウンティで構成する第 12 裁判区を創設した。
7. 最初のものがそうなっている。（“an should be “any”）
8. 1963 年 11 月 5 日の住民投票により承認された修正により採択された新条文；以前の第 IX 条は第 X III 条の新たな第 13 項の小項目 (a) (b) (c) にそれぞれ表題が付け替えられた第 5、6 及び 8 項を除いて廃止された。
9. 1962 年 11 月 6 日の住民投票により採択された新条文；1938 年 11 月 8 日に採択された以前の条文を廃止し置き換えた。
10. 1938 年の憲法会議で採択され 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された新条文。
11. 完全な新条文。1938 年の憲法会議で採択され 1938 年 11 月 8 日の住民投票により承認された。